

府中町地球温暖化対策実行計画 【区域施策編】



(c) 2025 ensou

令和 8 年 3 月 府中町

目次

第1章	基本的事項と背景	
第1節	計画の基本的事項	1
第2節	計画策定の背景	4
第2章	府中町の現状	
第1節	地域特性	9
第2節	住民・事業者の状況	14
第3節	CO ₂ 排出量の状況	19
第4節	エネルギーの状況	22
第5節	これまでの取り組みと課題	25
第3章	CO₂削減目標と将来像	
第1節	CO ₂ 削減目標	29
第2節	将来像	35
第4章	目標達成に向けた施策	
第1節	施策の体系	37
第2節	産業部門	38
第3節	民生（業務・家庭）部門	42
第4節	運輸部門	45
第5節	廃棄物部門	48
第6節	気候変動への適応	51
第5章	計画の推進	
第1節	計画の推進体制	53
第2節	計画の進行管理	54
資料編	参考資料	
資料1	府中町環境の保全及び創造に関する基本条例	55
資料2	府中町環境審議会	59
資料3	計画策定の経過	62
資料4	アンケート調査の結果	63
資料5	パブリックコメント実施結果	70
資料6	用語の解説	73

第1章

基本的事項と背景

第1節 計画の基本的事項

第2節 計画策定の背景

第1節 計画の基本的事項

① 計画策定の目的

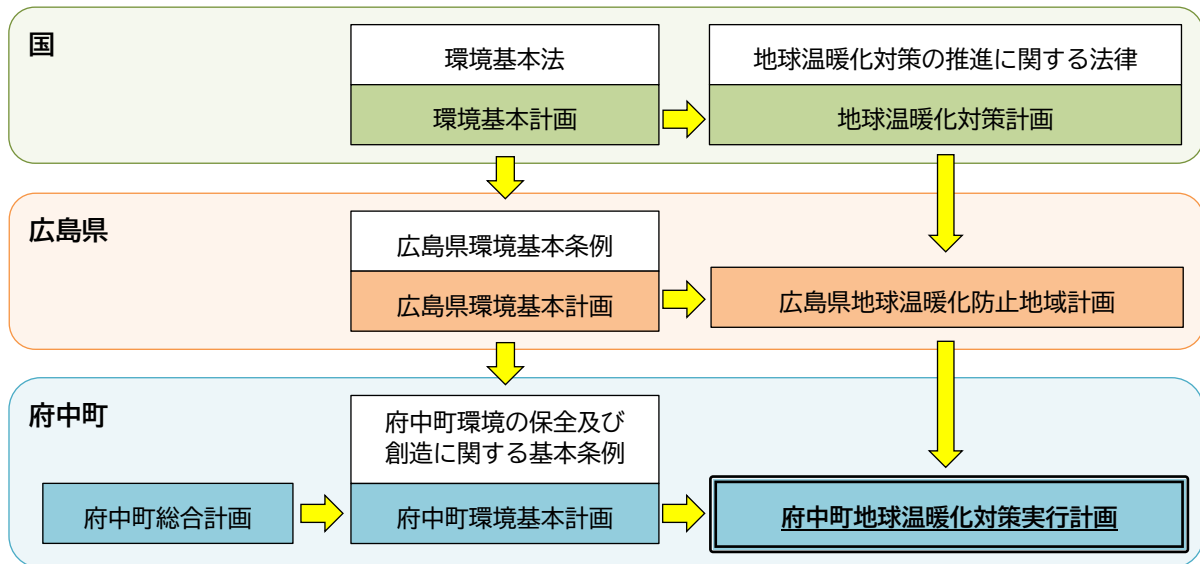
近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、世界各地で猛暑や大雨、大規模な干ばつ等の異常気象が多発しており、その対策は喫緊の課題となっています。

当町では、美しく恵み豊かな地球環境を次世代に継承するため、2023年3月13日に2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現を目指すことを宣言しました。

本計画は、ゼロカーボンシティの実現に向け、まちの特性を活かした具体的な戦略や取り組みを示し、総合的・効果的に地球温暖化対策を推進することを目的とし策定します。

② 計画の位置付け

本計画は、国の「地球温暖化対策計画」及び「広島県地球温暖化防止地域計画」に即するとともに、当町の最上位計画である「府中町総合計画」や環境行政の基本方針や施策の方向性を示す「府中町環境基本計画」との整合を図り策定します。



計画の位置付け

③ 計画の期間

本計画の期間は、当町の「総合計画」、「環境基本計画」との整合を図るため、2026年度から2035年度までの10年間とし、温室効果ガス排出量の目標年次は、短期目標を2030年度、中期目標を2035年度、長期目標を2050年度とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて数年毎に見直しを図ります。

計画の期間

策定主体	計画名	2016年度	...	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
町	総合計画	第4次総合計画			第5次総合計画									
	環境基本計画	第2次環境基本計画			第3次環境基本計画									
	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)					地球温暖化対策実行計画(区域施策編) ※本計画								
県	地球温暖化防止地域計画	第2次		第3次広島県地球温暖化防止地域計画(2021年度~)										
国	地球温暖化対策計画	前計画		地球温暖化対策計画(閣議決定日(2025/2/18)~2040年度)										

④ 計画の対象範囲

本計画の対象地域は町全域とし、対象部門は「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」(環境省)により、「特に把握が望まれる」とされている下表の5部門とします。

計画対象部門

部門・分野	対 象
産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設等におけるエネルギー消費に伴う排出
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
廃棄物部門	一般廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出

⑤ 計画対象温室効果ガス

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「温対法」という。)に定められる下表に示す7種類の温室効果ガスのうち、町域における温室効果ガス排出量の95%以上を占め、削減効果の大きい二酸化炭素(CO₂)を対象とし、CO₂排出量の削減に向けた取り組みを着実に推進します。

その他の温室効果ガスについては本計画の対象とはしませんが、毎年度排出量の把握を行います。

計画対象温室効果ガス <出典：全国地球温暖化防止活動推進センター>

温室効果ガス	地球温暖化係数※	性質	用途・排出源
CO₂ 二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
CH₄ メタン	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
N₂O 一酸化二窒素	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
HFCs ハイドロフルオロカーボン類	1,430など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
PFCs パーフルオロカーボン類	7,390など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
SF₆ 六フッ化硫黄	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
NF₃ 三フッ化窒素	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

※京都議定書第二約束期間における値

参考文献：3R・低炭素社会検定公式テキスト第2版、温室効果ガスインベントリオフィス

※ 地球温暖化係数とは、CO₂を基準とした温室効果の程度を示す数値のこと。

⑥ SDGs との関連

本計画に関連する「持続可能な開発目標(SDGs)」は、以下のとおりです。



関連する SDGs

第2節 計画策定の背景

① 地球温暖化の現状と将来

(1) 地球温暖化とは？

地球は太陽からの光で暖められ、地表から熱（赤外線）を宇宙へ放出しています。

大気中の温室効果ガスは、この熱の一部を吸収し、地表に戻すことで地球を適度な温度に保っています。しかし、温室効果ガスが過剰に増えると、宇宙に逃げるはずの熱が地表に留まりすぎてしまい、気温が上昇します。この一連の現象を「地球温暖化」と言います。

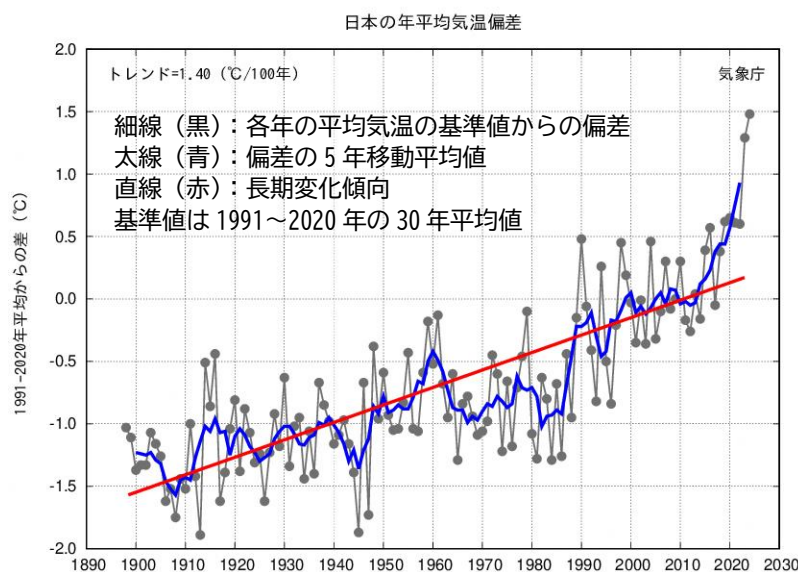
地球温暖化については、「温室効果ガスが原因ではないのではないか？」や「周期的な気候変動ではないか？」という意見もありますが、最新の IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）のレポートでは、「人間の影響が温暖化させてきたことには“疑う余地がない”」と断定されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

(2) 近年の気温上昇

地球温暖化の影響により、近年、気温の上昇が顕著になっており、WMO（世界気象機関）の2025年の報告によると、世界の平均気温は産業革命前より 1.2~1.9°C 高くなっていると分析しています。特に2024年は観測史上で最も暑い年となり、年間平均で1.5°Cを初めて超えたと報告されています。



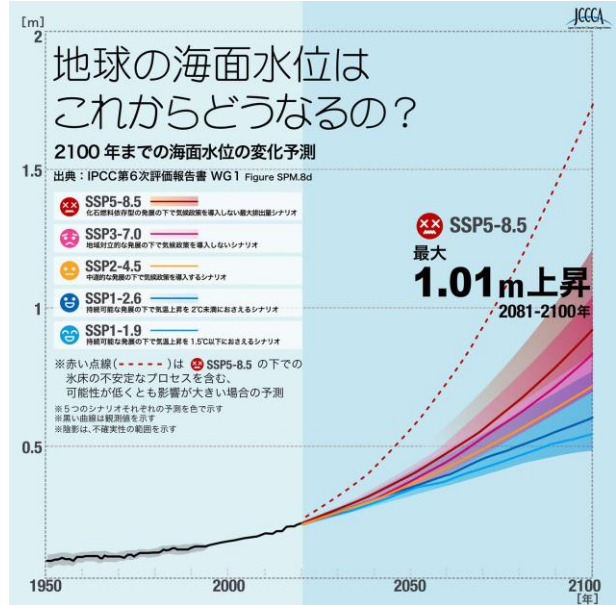
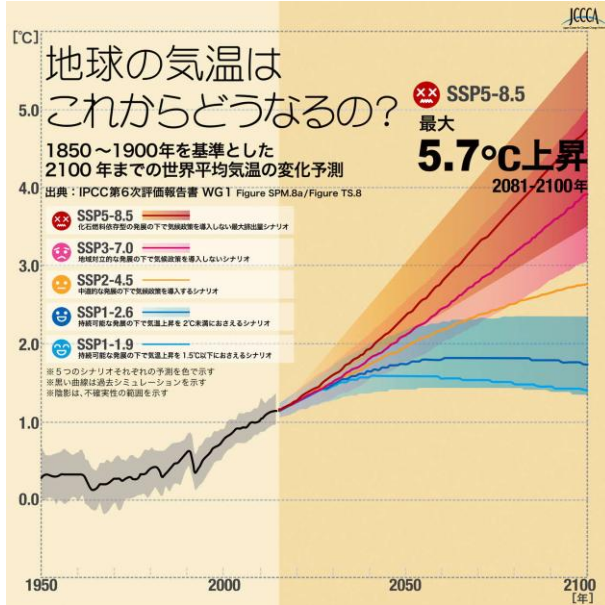
出典：気象庁「日本の年平均気温」

左のグラフは1991~2020年の日本の年間平均気温の平均値とその差（偏差）を示したものです。

これによると、各年の平均気温の推移は、上下しながら全体には上昇傾向にあり、特に2010年以降、急激に上昇していることが分かります。

(3)地球温暖化が進むと？

IPCCによる世界平均気温の変化予測では、最悪シナリオ（化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ）で2100年までに平均気温が**最大5.7℃上昇**する可能性が示唆されており、この時の**海面水位は1.01m上昇**すると予測されています。

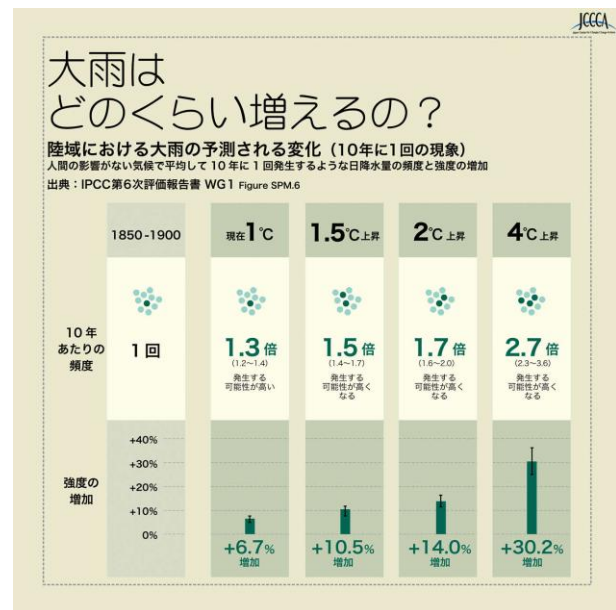


出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化が進むと、「極端な高温」や「海面上昇」だけでなく、「食料不足」「水不足」「生態系の消失」等、様々な分野において深刻なダメージを受けることになります。

IPCCの分析によると、「洪水・豪雨の増加」では、世界の平均気温が4℃上昇した場合、大雨の頻度は2.7倍、降水量は30.2%増加すると予測されています。

<p>1 海面上昇 高潮 (沿岸、島しょ)</p>	<p>2 洪水 豪雨 (大都市)</p>	<p>3 インフラ 機能停止 (電気供給、医療などのサービス)</p>
<p>4 熱中症 (死亡、健康被害)</p>	<p>将来の 主要なリスク とは？ 複数の分野地域におよぶ 主要リスク 出典)IPCC第5次評価報告書 WGII</p>	<p>5 食糧不足 (食糧安全保障)</p>
<p>6 水不足 (飲料水、灌漑用水の不足)</p>	<p>7 海洋生態系 損失 (漁業への打撃)</p>	<p>8 陸上生態系 損失 (陸域及び内水の生態系損失)</p>



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

② 温室効果ガス削減に向けた国内外の動き

(1) 国際社会の動き

2015年に開催されたCOP（国連気候変動枠組条約締約国会議）21では、法的拘束力のある「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、次のような世界共通の長期目標が掲げられています。

- ★世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をする。
- ★そのため、できる限り早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる。

また、2018年に公表されたIPCC報告書では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるには、世界のCO₂の排出量を「2030年までに2010年比で約45%削減」し、「2050年頃には正味ゼロ」とすることが必要と示されました。

こうした状況を踏まえ、世界各国で2050年までにカーボンニュートラルを実現することを目指し、その取組みが進められています。

しかし、2025年1月にアメリカでトランプ大統領が就任し、即座にパリ協定からの離脱を宣言したため、国際的な気候変動対策にとって大きな課題となっています。

	中期目標	対象ガス	ネットゼロ 長期目標
日本	2030年度に▲46%（2013年度比） 50%の高みに向けて挑戦を続ける	全てのGHG	2050年
米国	2030年に▲50-52%（2005年比） ※2013年比▲45-47%相当	全てのGHG	2050年
英国	2030年に少なくとも▲68%（1990年比） ※2013年比▲55%相当 2035年までに▲78%（1990年比） ※2013年比▲69%相当	全てのGHG	2050年
EU （仏・伊）	2030年に少なくとも▲55%（1990年比） ※2013年比▲44%相当	全てのGHG	2050年
ドイツ	2030年に▲65%（1990年比） ※2013年比▲54%相当 2040年に▲88%（1990年比） ※2013年比▲84%相当	全てのGHG	2045年
カナダ	2030年までに▲40-45%（2005年比） ※2013年比▲39-44%相当	全てのGHG	2050年
中国	2030年までにCO ₂ 排出量を削減に転じさせる GDP当たりCO ₂ 排出量を▲65%超（2005年比）	CO ₂ のみ	2060年
インド	2030年までにGDP当たりCO ₂ 排出量を▲45%（2005年比） 発電設備容量の50%を非化石燃料電源	CO ₂ のみ	2070年
ブラジル	2025年までに▲37%（2005年比） 2030年までに▲50%（2005年比）	全てのGHG	2050年
アゼル バイジャン	2030年までに▲35%（1990年比）条件付き目標	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、 HFCs、PFCs	2050年までに ▲40%

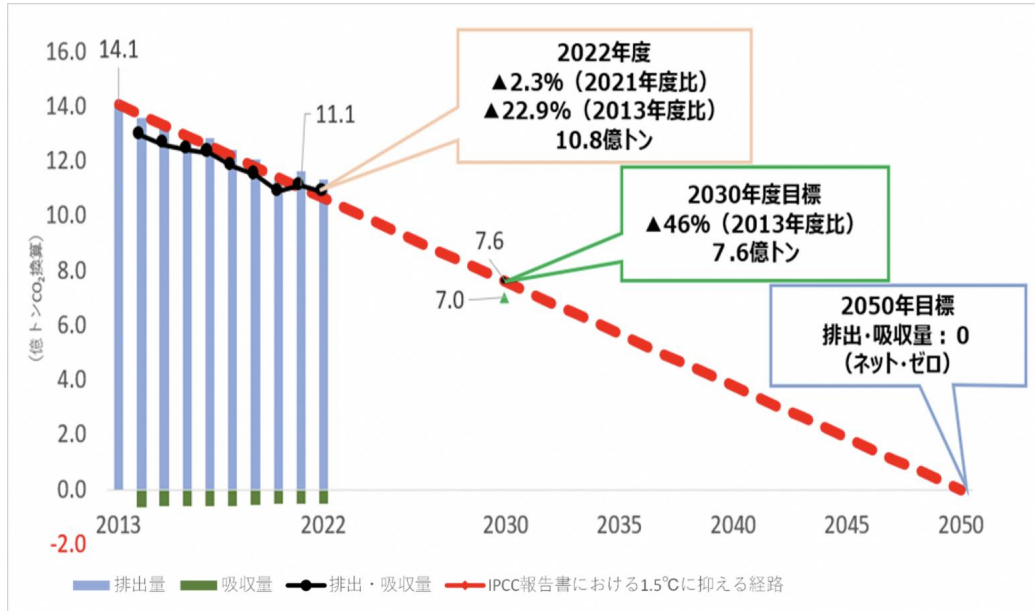
※温室効果ガス（Greenhouse Gas: GHG）は、CO₂、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス（HFCs、PFCs、SF₆、NF₃）を指す。
※アゼルバイジャンはCOP29（2024）の、ブラジルはCOP30（2025）の開催予定国。

出典：環境省「脱炭素ポータル」
（2024年1月時点の情報に基づき作成）

(2)国内の動き

国内でも 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、2021 年に「地球温暖化対策計画」を改定し、その中期目標として、**2030 年度の温室効果ガス排出量を 46%削減**（2013 年度比）が設定されました。更に 2025 年にも「地球温暖化対策計画」を改定し、温室効果ガス削減目標に 2035 年度 60%（2013 年度比）、2040 年度 73%（2013 年度比）が追加されました。

これまでの国内の温室効果ガス削減状況は、2022 年度に 22.9%削減（2013 年度比）と目標に向かって着実に進められています。



出典：環境省「脱炭素ポータル」

また、2025 年 2 月に策定された「第 7 次エネルギー基本計画」では、2040 年度の電力供給の電源構成について、再生可能エネルギーを 4～5 割程度とし、主力電源として最大限導入することが位置づけられました。

	2013年度 (実績)	2022年度 (実績)	2040年度 (見通し)
電力需要	0.99兆kWh	0.90兆kWh	0.9～1.1兆kWh程度
産業	0.36兆kWh	0.32兆kWh	0.38～0.41兆kWh程度
業務	0.32兆kWh	0.31兆kWh	0.29～0.30兆kWh程度
家庭	0.29兆kWh	0.26兆kWh	0.23～0.26兆kWh程度
運輸	0.02兆kWh	0.02兆kWh	0.04～0.10兆kWh程度
発電電力量	1.08兆kWh	1.00兆kWh	1.1～1.2兆kWh程度
再エネ	10.9%	21.8%	4～5割程度
太陽光	1.2%	9.2%	23～29%程度
風力	0.5%	0.9%	4～8%程度
水力	7.3%	7.7%	8～10%程度
地熱	0.2%	0.3%	1～2%程度
バイオマス	1.6%	3.7%	5～6%程度
原子力	0.9%	5.6%	2割程度
火力	88.3%	72.6%	3～4割程度

出典：資源エネルギー庁「2040 年度におけるエネルギー需給の見通し」

まな みくまろと学ぼう！

ちきゅう 地球のこと

みくまりきょうしんりんこうえん
ぼくが水分峡森林公園
PRキャラクターの
「みくまろ」だよ！
よろしく！



1. 地球が「お熱」を出している？

ちきゅう ねつ だ
かぜ ねつ で からだ うご
風邪をひいて熱が出ると、しんどくて体が動かなくなるよね。

いま ちきゅう おな じょうたい ちきゅう おんど わかし くら あ
今、地球もそれと同じ状態で、地球の温度が昔に比べて上がっているんだ。

ちきゅうおんだんか
これを「地球温暖化」というんだ。

もし、このまま何もしていないでいると、2100年頃には、地球の気温が今より5℃
いじょう
以上あがってしまうかもしれないと言われているんだよ。

2. どうして「お熱」が出ちゃうの？

ねつ で にさんかたんそ おんしつこうか ふ げんいん
熱が出ているのは、二酸化炭素などの温室効果ガスが増えすぎたことが原因なんだ。

おんしつこうか ちきゅう あたた もうふ やくわり
温室効果ガスは、地球を温める毛布のような役割をしているよ。

でんき つか くるま はし
ぼくたちが電気を使ったり、ガソリンで車を走らせたりすると、このガスがたくさん
で
出てしまうんだ。

ふ もうふ ぶあつ ちきゅう あつ
ガスが増える＝毛布が分厚くなりすぎて、地球が暑くなりすぎているんだ。

3. みんなでできること

ちきゅう あつ のうさくぶつ そだ おおあめ さいがい お
地球が暑くなりすぎると、農作物が育たなくなったり、大雨による災害が起きや
すくなったりして、ぼくたちの生活にも悪い影響が出てしまうんだ。

ふちゅうちょう ちきゅう ねつ さ さくせん ちから
だから、府中町では「地球のお熱を下げるための作戦」をたてて、みんなで力を
あわせることにしたんだよ。

へや でんき け
★お部屋の電気をこまめに消す

ちか で ある じてんしゃ つか
★近くに出かけるときは歩いたり、自転車を使ったりする

のこ た
★ごはんは残さずに食べる

みんなにも、できることはたくさんあるよ。

あお うつく ちきゅう だいす ふちゅうちょう みらい まも
青く美しい地球と、大好きな府中町の未来を守るために、

ちから ちきゅう げんき
みんなで力をあわせ、地球を元気にしよう！

第2章

府中町の現状

第1節 地域特性

第2節 住民・事業者の状況

第3節 CO₂排出量の状況

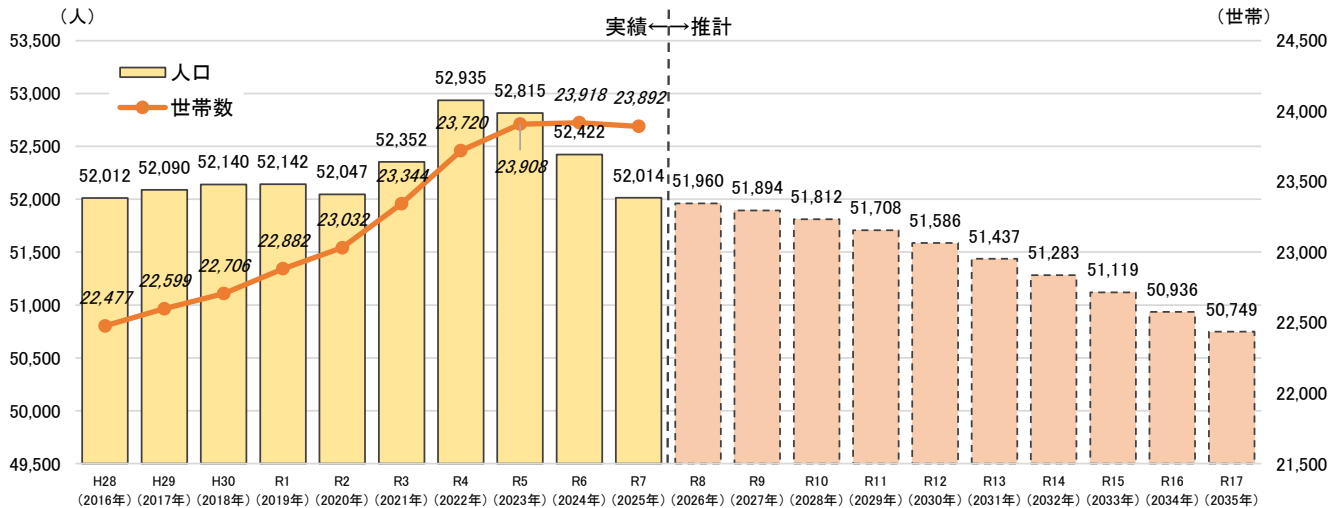
第4節 エネルギーの状況

第5節 これまでの取り組みと課題

第1節 地域特性

① 人口

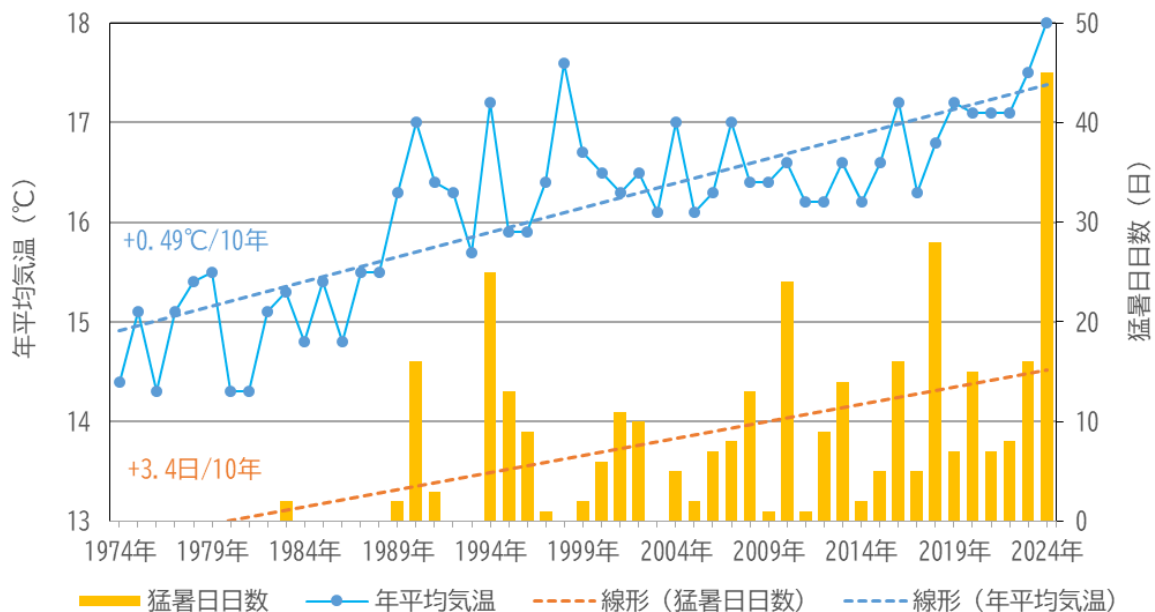
当町の人口は、2022年をピークに減少に転じており、2025年の実績人口52,014人から2035年には50,749人と1,000人以上減少するものと推計されています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）、推計値は町独自推計

② 気象変動の状況

広島地域気象観測所における年平均気温は、1974年は14.4℃でしたが、2024年には18.0℃となり、上昇傾向にあります。また、猛暑日（日最高気温が35℃以上の日）の日数も1974年は0日でしたが、2024年には45日観測され、増加傾向にあります



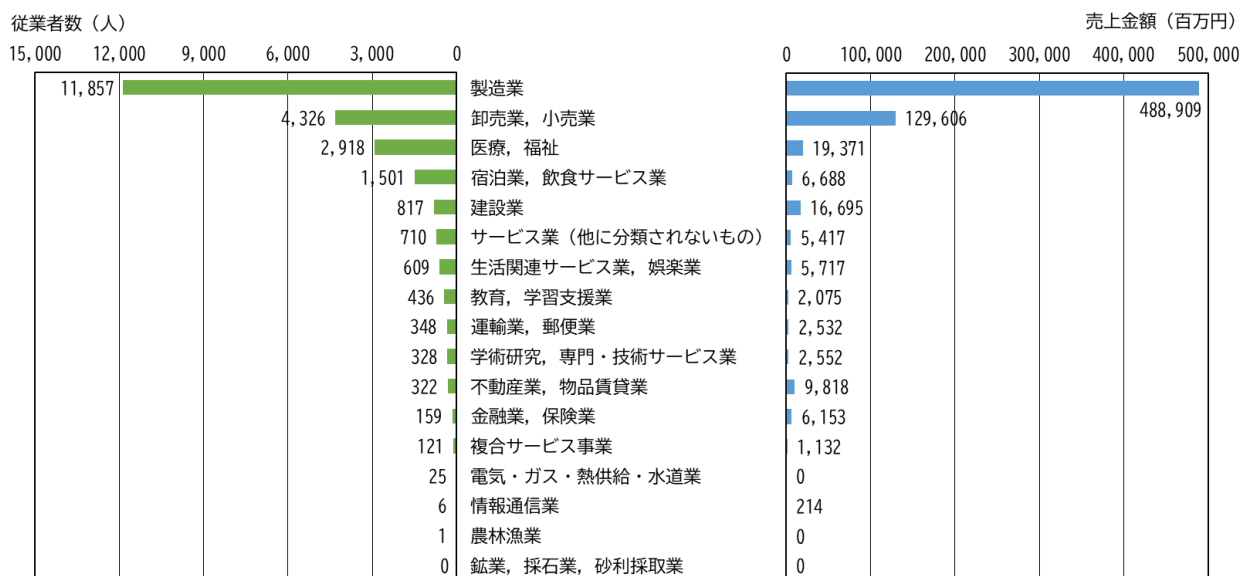
資料：気象庁統計資料（広島地域観測所）

③ 産業

(1) 産業構造

当町は、世界的な自動車メーカーであるマツダ株式会社が入内に本社や工場を置いており、町の産業の核となっています。また、マツダ株式会社関連の協力・関連会社も多く集積するなど、製造業が非常に盛んです。また、広島市の中心部に近くベッドタウンとして発展してきた背景から、商業機能も集積しており、町内には広域的な集客力を持つイオンモール広島府中が立地するなど、第三次産業も地域経済の重要な柱となっています。

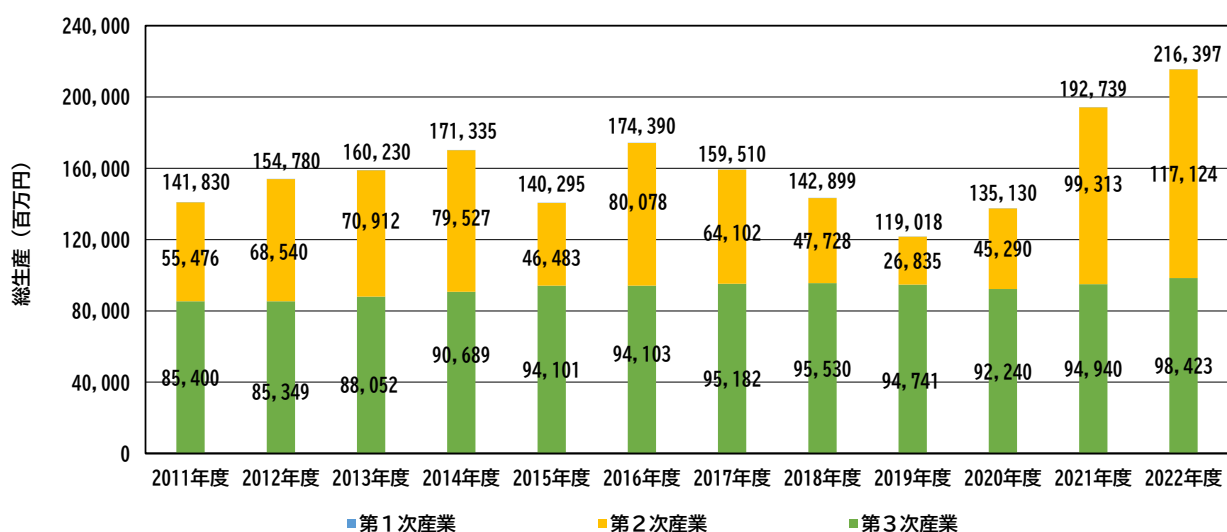
府中町の産業別の経済活動規模（従業員数・売上金額）



資料：経済センサス（R3）活動調査（産業横断的集計）

(2) 総生産

当町の総生産額は、2019・2020年度に新型コロナウイルス感染症の拡大による世界的な景気低迷の影響を受け大きく減少しましたが、その後回復が進み、2022年度には約2,164億円と2011年度以降で最大の金額となり、地域の経済活動が活性化していることが伺えます。



資料：広島県市町経済計算結果

④ 交通

(1) 町内の公共交通網

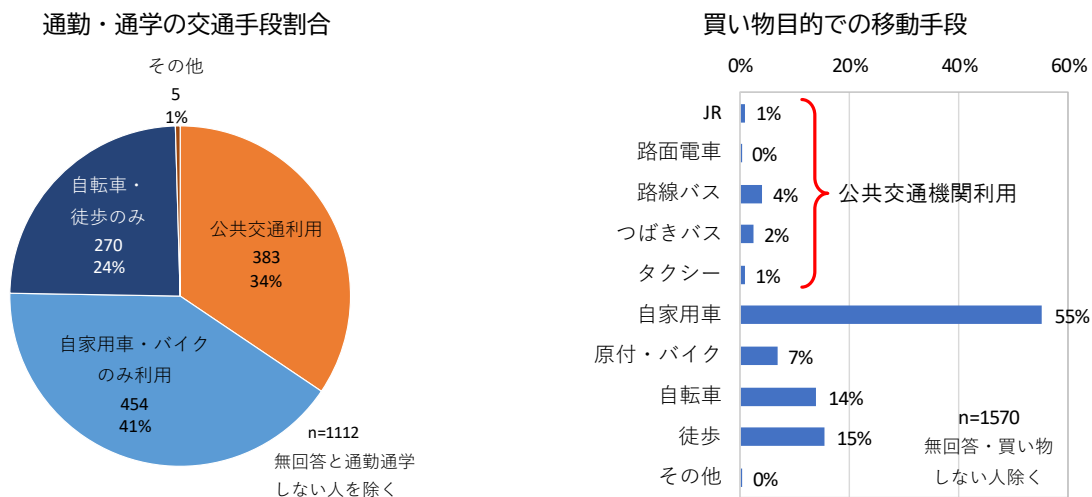
町内には、鉄道の利用圏（駅から半径 1km 以内）に該当する駅として、向洋駅、天神川駅、矢賀駅があります。向洋駅と天神川駅では、広島駅方面に 1 日 122 便の電車が運行し、朝夕のピーク時間帯には 1 時間 10 便前後、日中のオフピーク時間帯でも 1 時間 5 便運行しています。

また、町内には広島電鉄、広島バス、芸陽バスの 3 社の民間路線バスが運行しており、町内の市街地を概ね網羅し、広島駅、広島バスセンター等にアクセスしています。

(2) 住民の移動手段

一方で住民の通勤・通学の移動手段は、自家用車・バイクのみの利用が 4 割と最も多く、公共交通機関を利用している方は 3 割程度となっています。また、買い物目的での移動手段は自家用車が 5 割を超え、公共交通機関を利用している方は 1 割未満に留まっています。

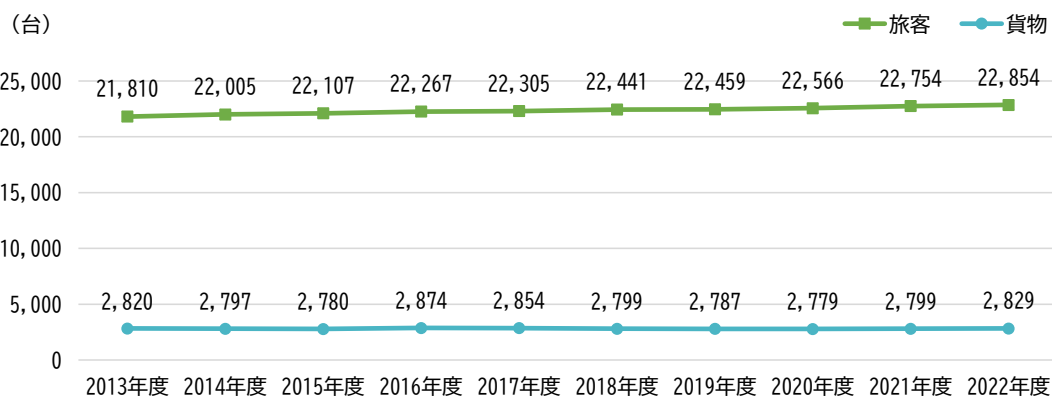
当町の公共交通ネットワークは、一定のサービス水準が確保されていますが、自家用車依存が高い傾向にあります。



資料：府中町地域公共交通計画

(3) 自動車保有台数

町内の自動車保有台数は、環境省のデータによると、旅客・貨物ともにほぼ横ばいで推移しています。また、町内における 2025 年度の次世代自動車（EV・HV など）の保有台数は、課税データによると **4,203 台** となっています。

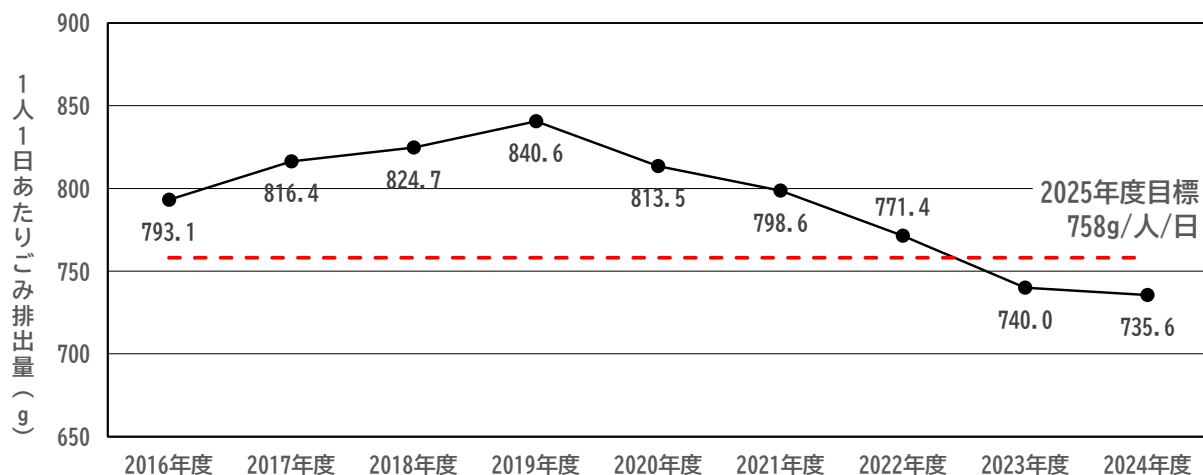


資料：環境省「自治体排出量カルテ」

⑤ 廃棄物

(1)ごみの排出量の状況

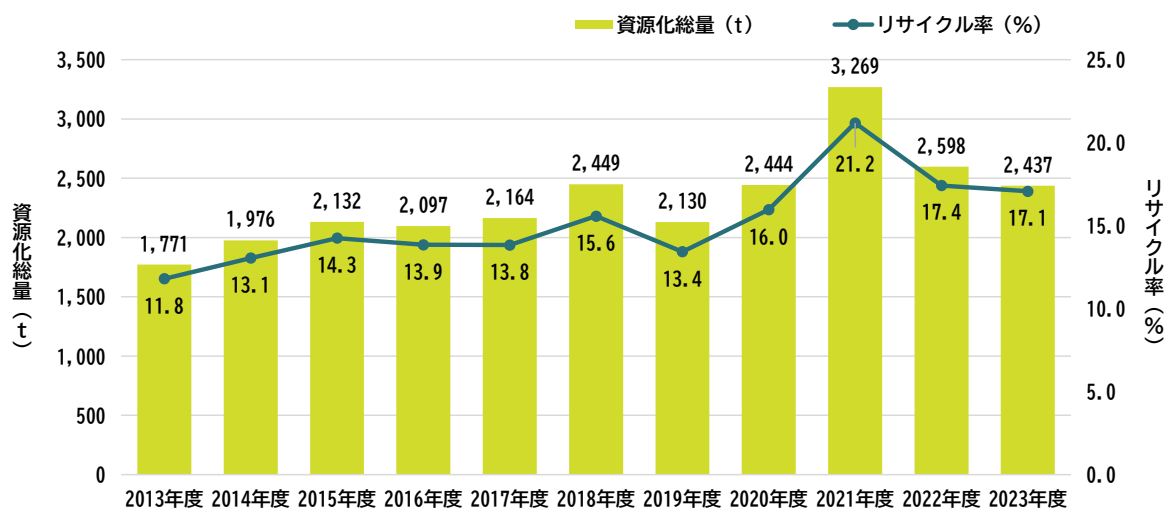
当町の1人1日あたりのごみ排出量は、住民・事業者の取り組みにより、減少傾向にあり、マイバッグ・詰め替え品の利用など、ごみを減らす動きが広がってきています。



資料：一般廃棄物処理実態調査結果

(2)リサイクルの状況

当町のリサイクル率と資源化総量は、2013年度と比べるといずれも増加傾向にあります。全国自治体のリサイクル率の平均値である19.5%を下回っています。



資料：一般廃棄物処理実態調査結果

みくまろレポート！

ふちゅうちょう

府中町ってどんなまち？



1. 人もお店もいっぱい！でも…？

府中町は、自動車をつくる工場があったり、大きなお店があったりして、とても賑やかまちだよ。

でもね、府中町に住んでいる人の数は、これからの10年間で**1,000人くらい減ってしまう**かもしれないんだって。

人が減っても、元気なまちであり続けるためには、みんなが住みやすい環境を守っていくことが大切だね。

2. バスや電車があるのに、車が多い？

みんなはどこかへお出かけするとき、何を使って出かけるかな？

府中町は、バスがたくさん走っているし、駅も近くにあるから、便利なまちだよ。

でも、お出かけするときに**「お家の車」を使う人がとても多い**ことがわかったんだ。

車は便利だけど、二酸化炭素をたくさん出してしまうよ。

近くになら歩いたり、バスや電車を使ったりできないか、お家の人と話してみよう！

3. ごみは減ったけど、「もったいない」がいっぱい！

最後は「ごみ」のお話。

みんなが頑張ってくれたおかげで、府中町から出るごみの量は、だんだん減ってきているよ。これはすごくいいこと！

でも、実は、**「リサイクル」しているものが、まだまだ少ない**んだ。

リサイクルは、ごみを工場で溶かしたり、バラバラにしたりして、もう一度新しいものに生まれ変わらせることなんだ。

ごみを分けて捨てれば、もう一度生まれ変わるものが、燃えるごみの中に混ざって捨てられているかも……？

ごみを捨てる時、「これはリサイクルできるかな？」って考えてみてね。

第2節 住民・事業者の状況

本計画の策定にあたり、住民及び事業者の地球温暖化に対する意識や省エネ設備の導入状況等を把握するため以下の要領でアンケート調査を実施しました。

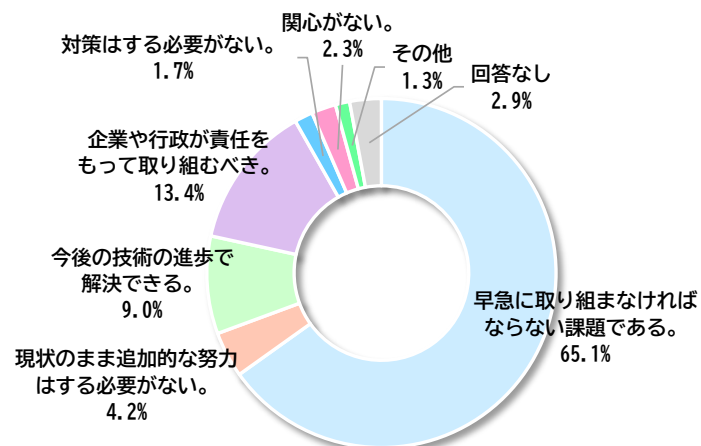
	住 民	事 業 者
調査対象	15歳以上の住民（3,000名無作為抽出）	町内の企業・事業所（350社）
調査期間	2025年9月1日～2025年9月16日	
調査方法	郵送によるアンケートの配布、WEBによる回答または郵送回収	
回収状況	1,061件（35.4%）	123件（35.1%）

① 住民アンケート

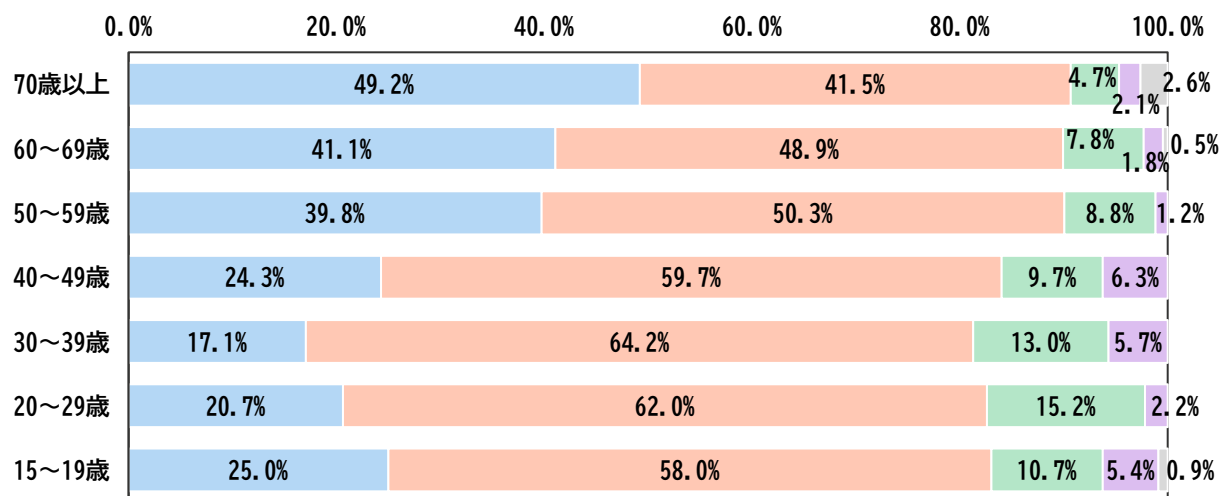
(1) 地球温暖化への関心度

地球温暖化対策に対する住民の意識は高く、65%の方が「早急に取り組まなければならない課題である」と認識しています。

ただし、地球温暖化対策への関心の度合いには年代差があり、50歳以上では40%以上が「とても関心がある」と強い意識を示している反面、49歳以下は「とても関心がある」と回答した割合は25%以下に留まっています。



地球温暖化への意見【住民アンケート】



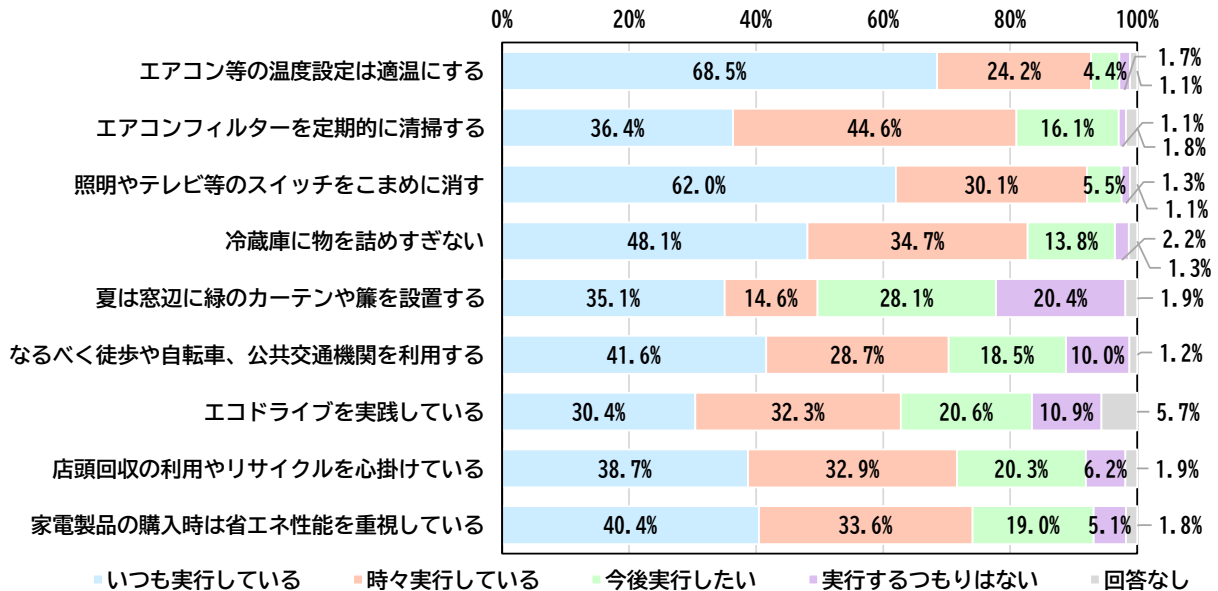
■ とても関心がある ■ どちらかといえば関心がある ■ どちらかといえば関心はない ■ 全く関心がない ■ 回答なし

地球温暖化へ関心度 年代別【住民アンケート】

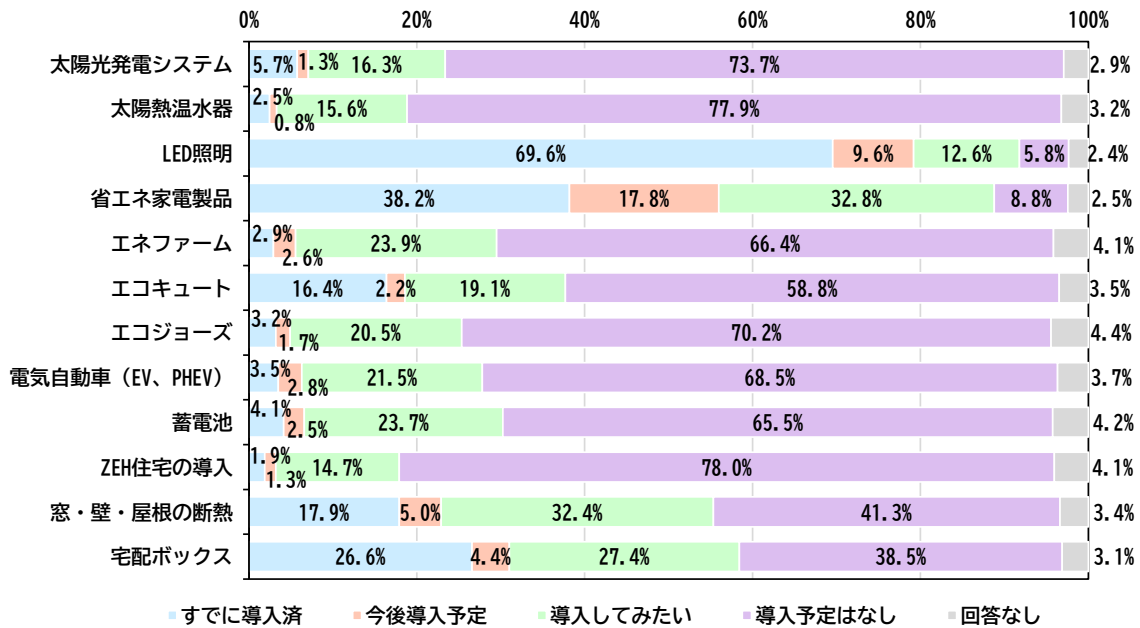
(2)省エネ・再エネの状況

住民の日常生活における省エネ行動の実践は、「エアコン等の温度設定は適温にする」等の身近で取り組み易い省エネ行動は既に定着しています。

一方、省エネ・再エネ設備の導入状況は、LED・省エネ家電・宅配ボックスの比較的安価な設備の普及率が高いですが、太陽光発電システムや蓄電池などの高価な設備は、導入の希望はあるものの普及は進んでいないという状況です。



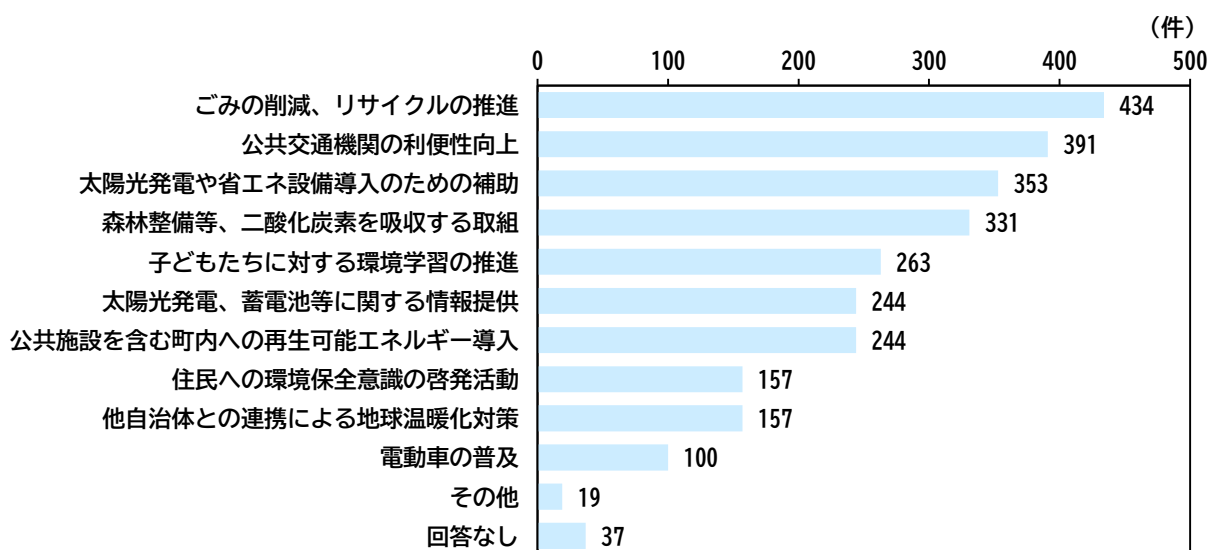
省エネ行動の実践【住民アンケート】



省エネ・再エネ設備の導入状況【住民アンケート】

(3) 行政への取り組み要望

地球温暖化に対し行政が行う取り組みとして、ごみの減量化・公共交通の利便性向上といった、生活に直結する取り組みとともに、再エネ・省エネ設備の導入補助といった、負担軽減に結びつく施策が求められています。

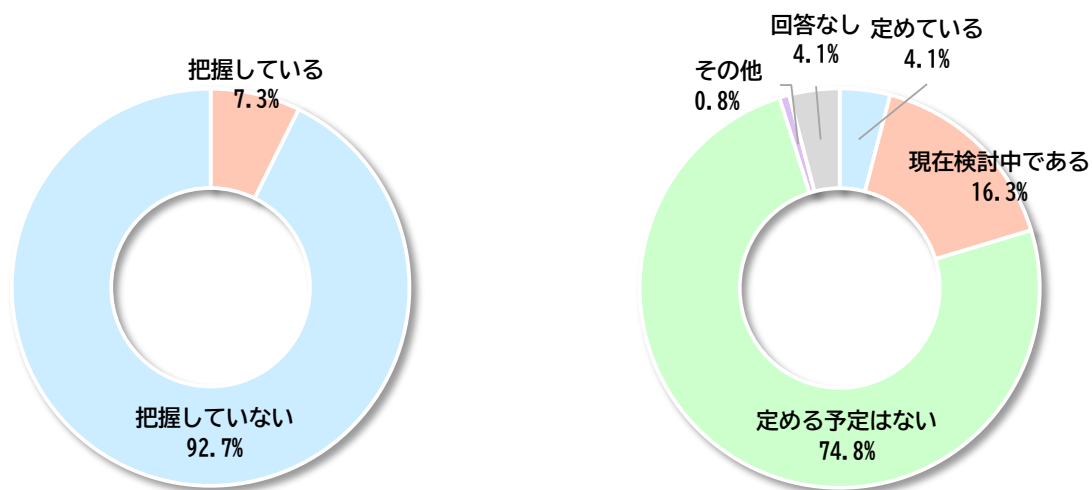


行政への取り組み要望【住民アンケート】

② 事業者アンケート

(1) 温室効果ガス排出量の把握状況

温室効果ガス排出量を把握している事業者は全体の10%未満であり、また温室効果ガス排出量の削減目標や方針についても全体の70%以上の事業者が「定める予定はない」と回答しており、中小企業の温室効果ガス削減対策は進んでいないことが伺えます。

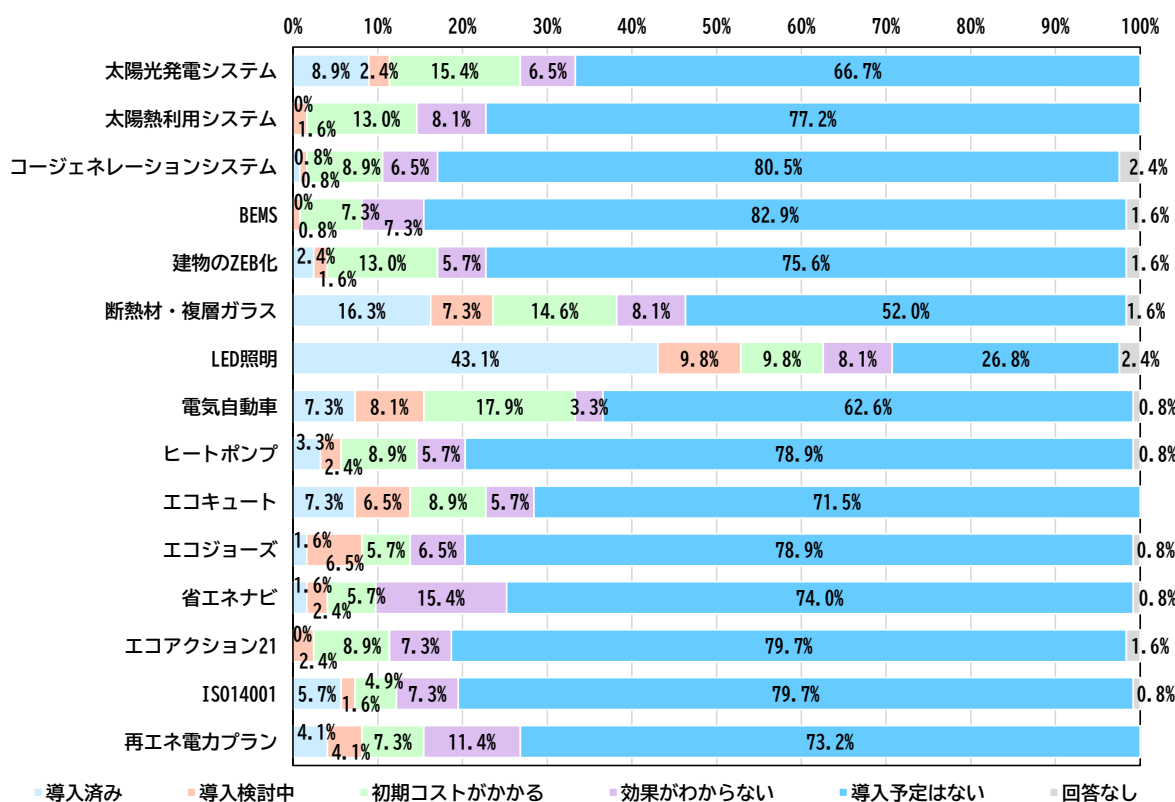
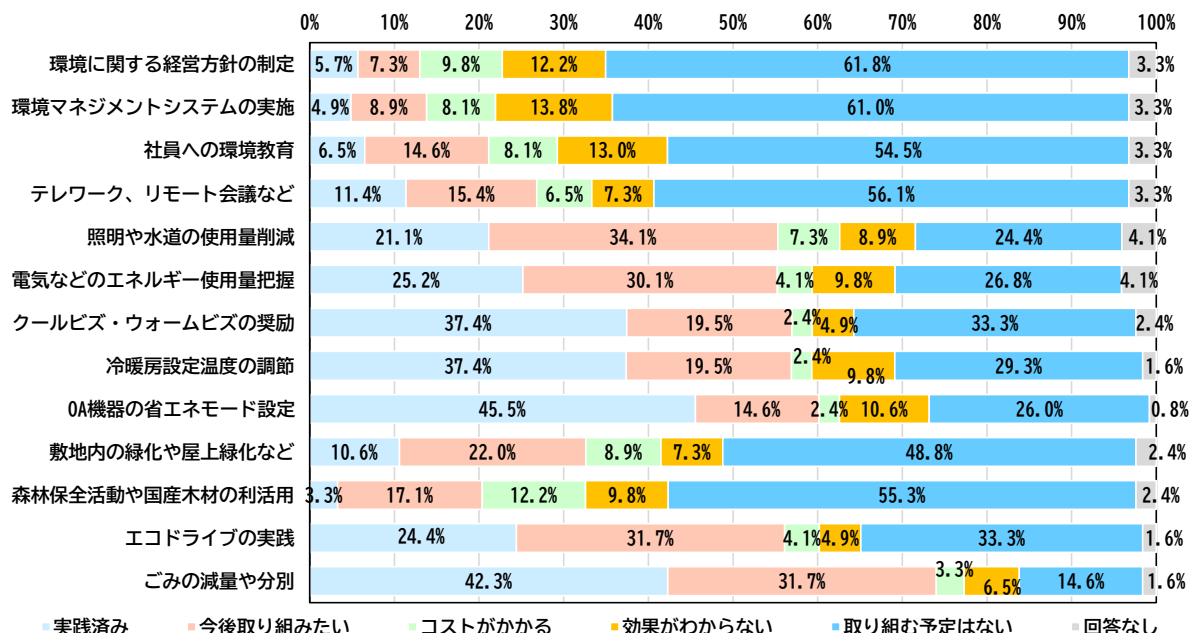


温室効果ガス排出量の把握と削減目標の設定状況【事業者アンケート】

(2)省エネ・再エネの状況

事業者の省エネ行動の実践状況は、「クールビズ・ウォームビズの奨励」「冷暖房設定温度の調節」「OA機器等の省エネモード設定」等の身近な省エネ行動であっても40%程度の実践となっており、住民アンケート結果（80～90%）より大幅に低くなっています。

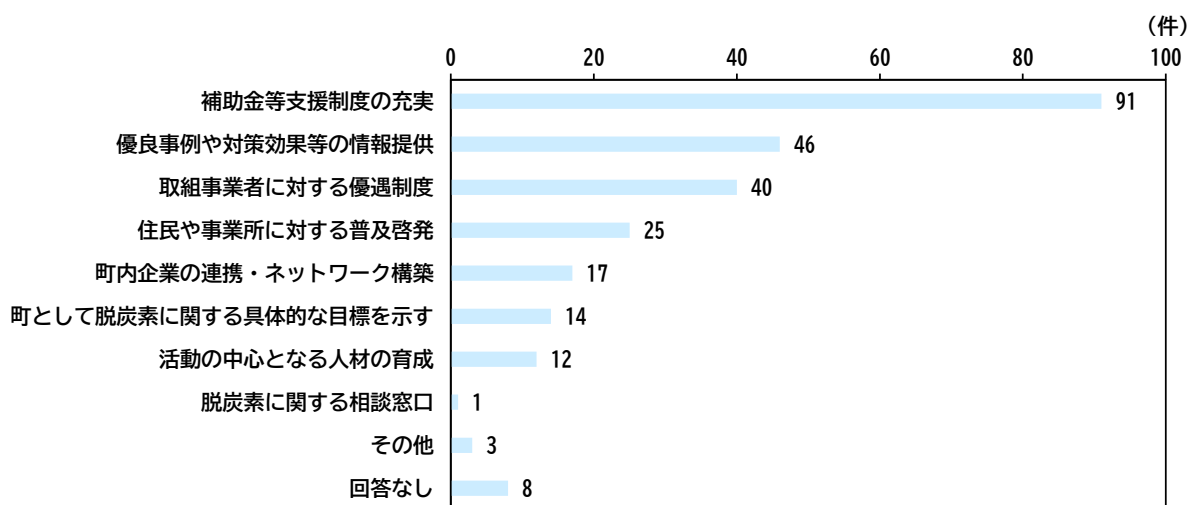
省エネ・再エネ設備の導入状況は、LED照明以外の設備の導入は進んでおらず、また、その多くが「導入予定はない」と回答しています。



省エネ・再エネ設備等の導入状況【事業者アンケート】

(3) 行政への取り組み要望

地球温暖化に対し行政が行う取り組みとして、「補助金等支援制度の充実」が突出して多く回答されており、負担軽減に結びつく施策が求められています。



行政への取り組み要望【事業者アンケート】

住民・事業者の状況まとめ

【住民】

- 多くの住民が地球温暖化対策に対し、「早急に取り組まなければならない課題」と認識しているものの、世代間で関心度に差がある
- 身近で取り組みやすい省エネ行動は一定程度実践されている
- 大規模・高額な省エネ・再エネ設備の導入率が低く、太陽光発電や省エネ設備導入のための補助が要望として多い
- ごみ削減やリサイクル推進、公共交通機関の利便性向上への要望が多い

【事業者】

- 自社の温室効果ガス排出量を把握していない事業者が90%以上を占め、また削減目標を定めている事業者は10%未満となっている
- 身近な省エネ行動であっても実践済みが40%程度と割合が低い
- 環境に関する経営方針や環境マネジメントシステム等についての取り組みの割合が非常に低い
- 省エネ・再エネ設備はLED以外の導入が進んでおらず、補助金支援制度の充実が求められている

第3節 CO₂排出量の状況

① 推計方法

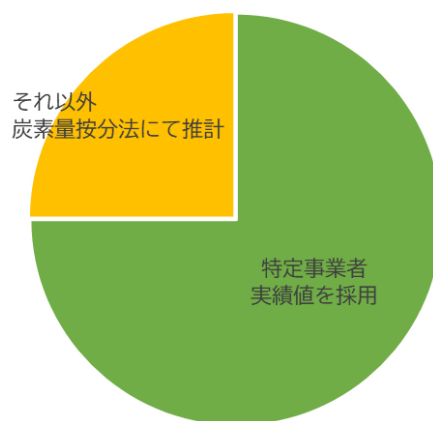
(1) 基準年度

CO₂ 排出量の基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」や「広島県地球温暖化防止地域計画」との整合を図り **2013年度**とします。

(2) 推計方法

当町の CO₂ 排出量は、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」第7条に規定される特定事業者がその大半を占めています。

当町の CO₂ 排出量の現況推計方法は、毎年度公表されている特定事業者の実績値を活用します。それ以外の排出量については「地方公共団体実行計画（区域施策編）算定・実施マニュアル（算定手法編）」（2024年環境省）において、中核市未満の標準的手法と位置付けられる「炭素量按分法」（毎年「自治体排出量カルテ」として環境省により公表）により推計します。



当町の CO₂ 排出イメージ図

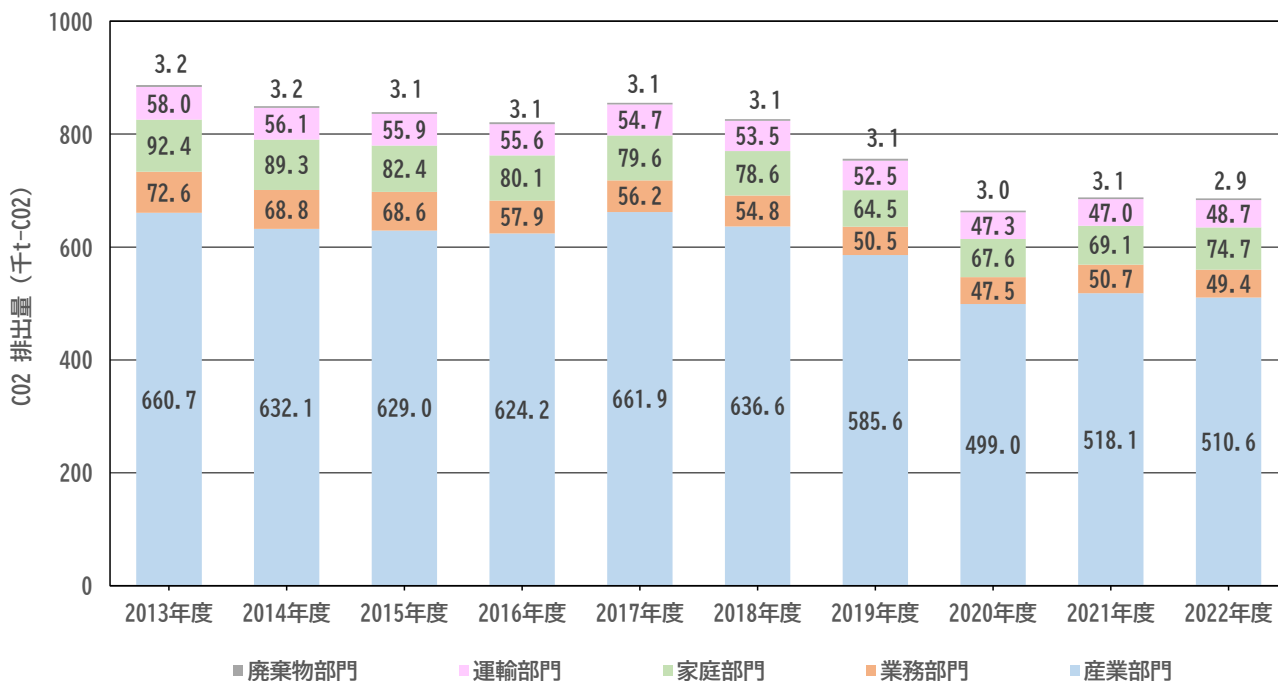
各部門の CO₂ 排出量推計方法

項 目		推計方法	
産業部門	製造業	特定事業者	実績値を採用
		中小事業者	全国の中小事業者（製造業）1者当たりの炭素排出量に当町の中小事業者数を乗じて推計
	農林業	—	自治体排出量カルテの値を採用
	建設業	—	自治体排出量カルテの値を採用
その他業務部門		特定事業者	実績値を採用
		中小事業者	全国の中小事業者（その他業務）1者当たりの炭素排出量に当町の中小事業者数を乗じて推計
家庭部門		—	自治体排出量カルテの値を採用
運輸部門	自動車	—	自治体排出量カルテの値を採用
	鉄道	—	自治体排出量カルテの値を採用
廃棄物部門		—	一般廃棄物焼却施設で焼却される廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計

(2)CO₂ 排出量の推移

当町の CO₂ 排出量は、基準年度である 2013 年度以降減少傾向で推移しており、2022 年度で 686 千 t-CO₂ となり、22.6% 減少しています。

また、当町には、産業部門で 3 社、業務部門で 2 社の特定事業者があり、5 社合計の CO₂ 排出量が町全体の CO₂ 排出量の 75% を占めています。



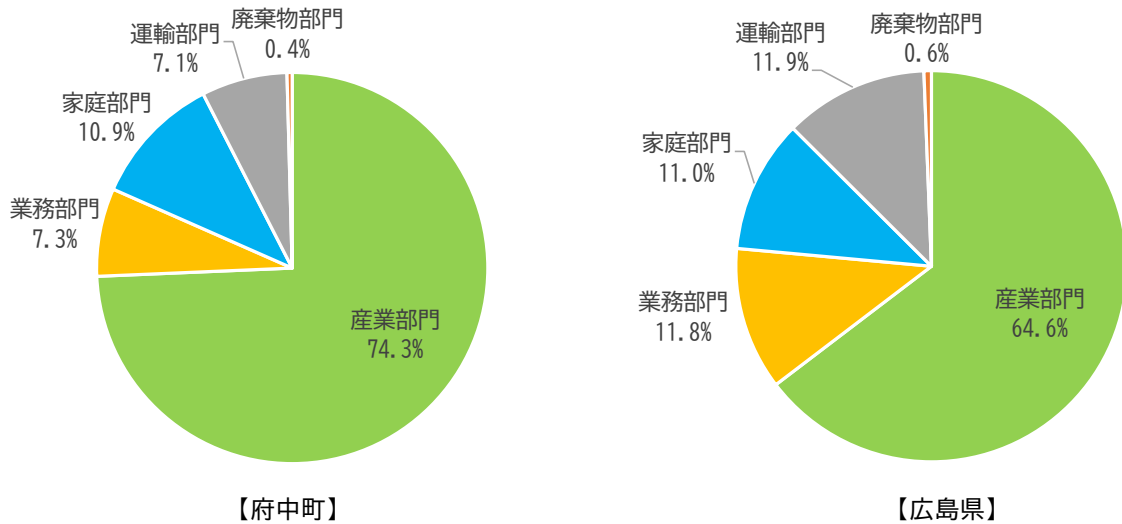
単位：千 t-CO₂

			2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
二酸化炭素	産業部門	特定	636.6	615.4	616.1	610.0	653.2	630.4	580.3	493.6	514.5	507.3	
		中小	21.9	14.7	10.7	12.2	6.7	4.3	3.6	3.8	1.8	1.5	
		計	658.5	630.0	626.8	622.2	659.9	634.7	583.9	497.4	516.2	508.9	
		建設業	2.2	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.6	1.6	1.8	1.7	
		農林業	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	
		計	660.7	632.1	629.0	624.2	661.9	636.6	585.6	499.0	518.1	510.6	
	業務部門	特定	11.3	10.4	10.9	12.0	13.0	12.3	11.3	9.6	9.3	8.6	
		中小	61.2	58.4	57.7	45.9	43.2	42.5	39.2	37.9	41.4	40.7	
		計	72.6	68.8	68.6	57.9	56.2	54.8	50.5	47.5	50.7	49.4	
	家庭部門	計	92.4	89.3	82.4	80.1	79.6	78.6	64.5	67.6	69.1	74.7	
	運輸部門	自動車	旅客	39.9	38.2	38.1	37.9	37.3	36.8	35.9	31.6	30.9	32.7
			貨物	14.1	14.0	14.0	14.0	13.8	13.4	13.4	12.6	13.0	12.9
		計	54.0	52.2	52.1	51.9	51.1	50.2	49.3	44.2	43.9	45.6	
		鉄道	4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	3.3	3.2	3.1	3.1	3.1	
	計	58.0	56.1	55.9	55.6	54.7	53.5	52.5	47.3	47.0	48.7		
廃棄物部門	計	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.0	3.1	2.9		
合計	千t	886.8	849.5	838.9	821.0	855.5	826.6	756.2	664.4	687.9	686.3		
削減率	%	-	4.2%	5.4%	7.4%	3.5%	6.8%	14.7%	25.1%	22.4%	22.6%		

(3) 部門別割合

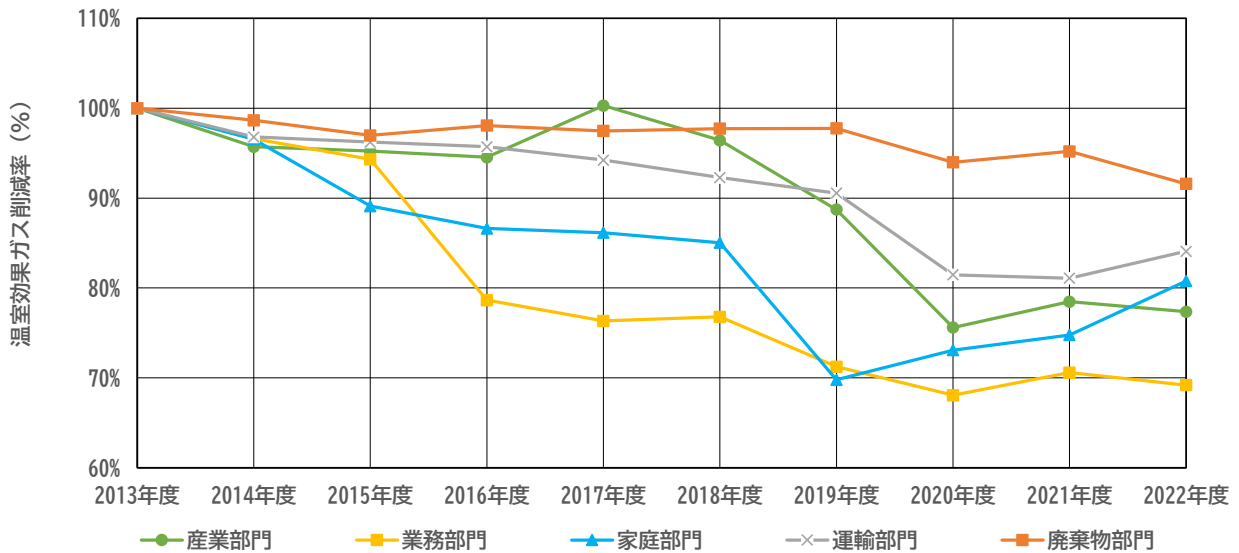
当町の 2022 年度の CO₂ 排出量の部門別割合は、産業部門が 74.3% で最も高く、次いで家庭部門が 10.9%、業務部門 7.3%、運輸部門 7.1%、廃棄物部門 0.4% となっています。

広島県の部門別割合と比較すると、産業部門の割合が高くなっています。



(4) 削減率の増減分析

部門別の CO₂ 削減率を見ると、各部門減少傾向を示していますが、廃棄物部門では他部門と比べると削減が進んでいません。



CO₂ 排出量の現況まとめ

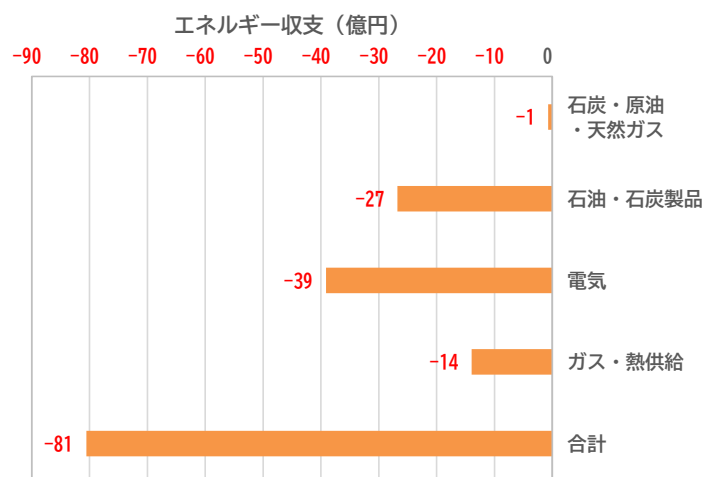
- 当町の CO₂ 排出量は減少傾向であり、2022 年度には▲22.6% (2013 年度比) となっている
- 産業部門 (製造業) からの排出量が多く、その大半が特定事業者の排出量となっている
- 運輸部門の排出量の 9 割以上が自動車から排出している
- 各部門の CO₂ 排出量は減少傾向にあるが、廃棄物部門の削減率がやや低い

第4節 エネルギーの状況

① エネルギー収支

当町は、他の多くの自治体と同じようにエネルギーの調達を区域外に依存しており、エネルギー収支の状況は-81億円であり、電気だけでも-39億円が域外へ流出しています。

今後、脱炭素・防災・地域経済の活性化に向け、地域内でエネルギーをつくり、消費する「エネルギーの地産地消」の形を進めていく必要があります。

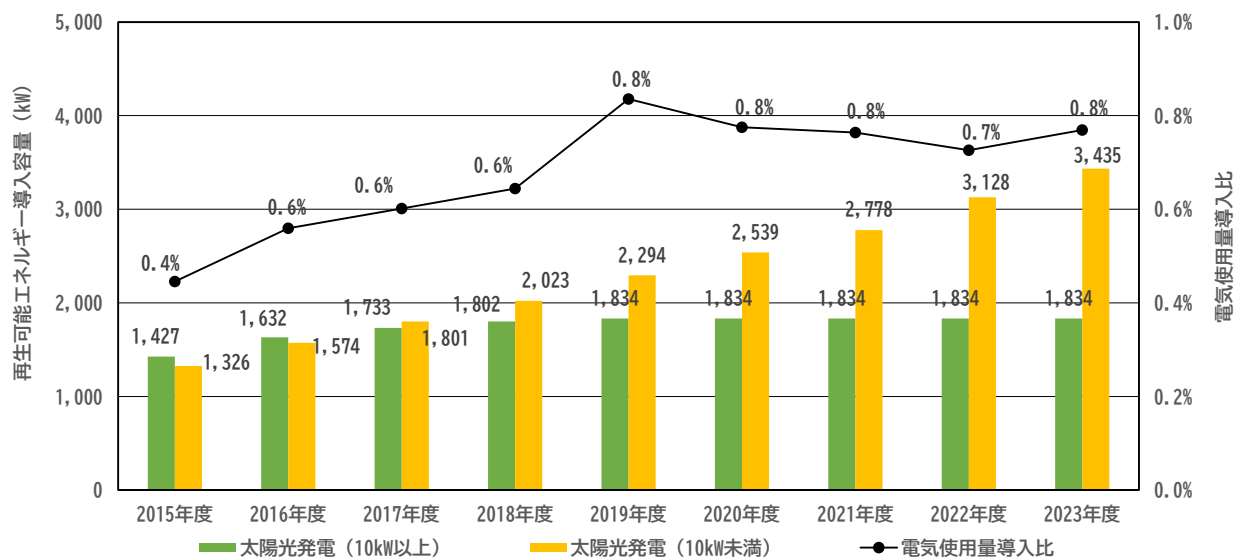


出典：「地域経済循環分析【2020年版】」
（環境省、株式会社価値総合研究所）

② 再生可能エネルギーの導入状況

当町における再生可能エネルギーの導入状況は、2023年度時点で太陽光発電（10kW未満）が3,435kW、太陽光発電（10kW以上）が1,834kW、風力発電・水力発電・地熱発電・バイオマス発電が0kWとなっています。

なお、環境省の推計によると再生可能エネルギーによる発電量は6,549MWhであり、当町の電気使用量に占める再生可能エネルギーの割合は1%未満となっています。



資料：環境省「自治体排出カルテ」

③ 再生可能エネルギー導入ポテンシャル

(1) 推計方法

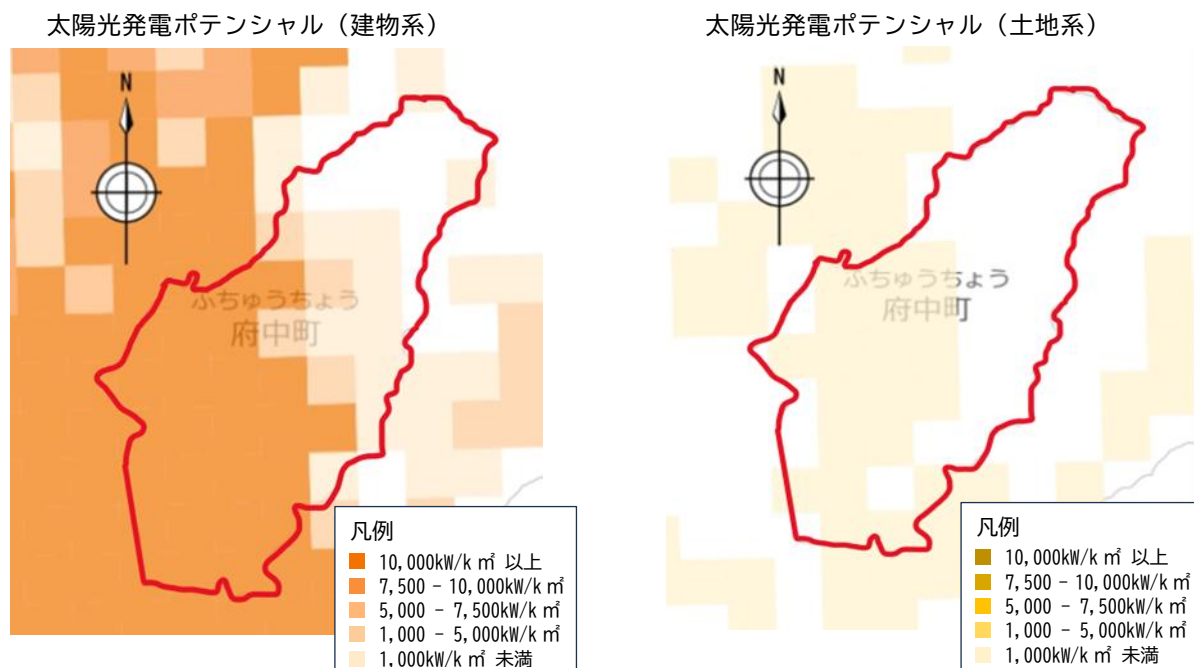
再生可能エネルギー導入ポテンシャルとは、設置可能面積や風速、河川流量などの自然条件に基づき算出される理論的なエネルギー資源量から、法令や土地用途等の制約を除いた、現実導入可能な量を指します。当町の導入ポテンシャルは、環境省の再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）の公表データを基礎として推計しました。

(2) 太陽光発電の導入ポテンシャル

REPOS データに基づく当町の太陽光発電の導入ポテンシャルは、建物系が 107MW、土地系が 2MW となっています。既存の太陽光発電導入容量は 5.3MW であり、これは試算されたポテンシャルの 5%未満に過ぎません。

下図に示すとおり、ポテンシャルの大部分は、市街地部に集中しており、太陽光発電設備の導入においては、住宅や事業所の屋根・壁面の活用が最も重要となります。

土地系のポテンシャルについては、町域に使用されていない大きな土地が存在しないこと、また、大規模な太陽光発電（メガソーラー）の導入は、安全性確保や環境保全などの面で課題が多いことから、現段階では建物系ポテンシャルの活用を優先します。



出典：環境省 再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

区 分		導入容量 (MW)	年間発電量 (MWh/年)
太陽光	建物系	107	142,872
	土地系	2	2,225
風 力	陸上風力	0	0
中小水力	河川部・農業用水路	0	0

(3) 熱利用の導入ポテンシャル

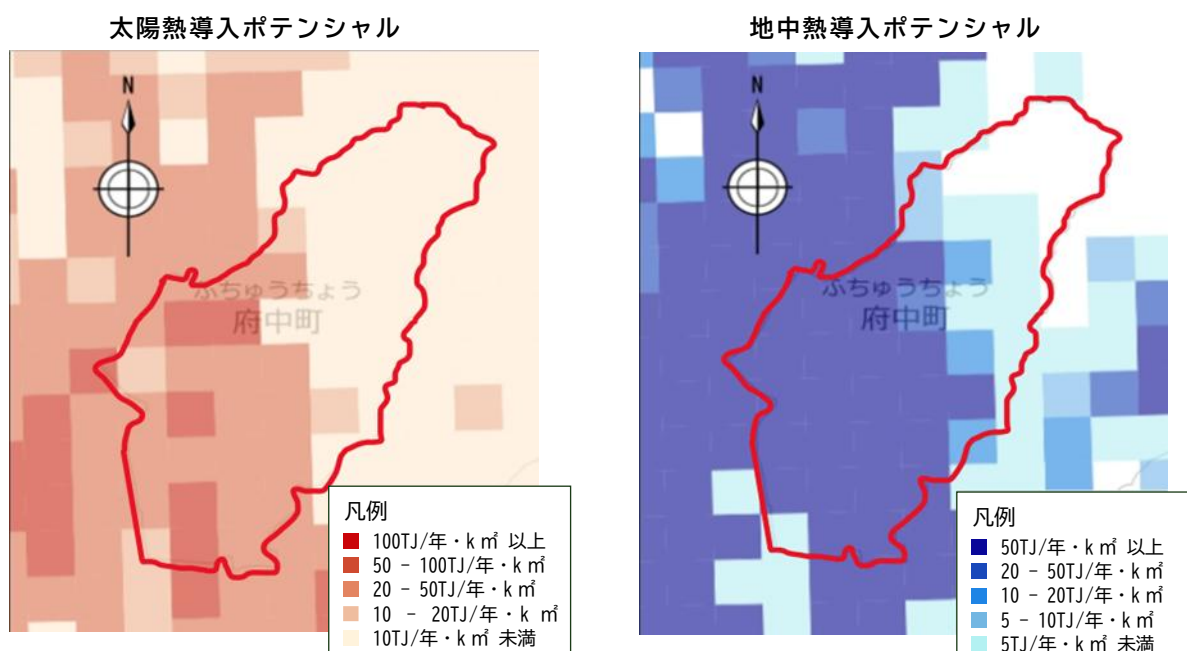
当町の熱利用の導入ポテンシャルは、太陽熱 71,274MWh/年、地中熱 558,563MWh/年、バイオマス熱 30MWh/年と推計されています。

太陽熱利用においては、利用効率が天候や季節によって大きく変動するという構造的な問題があり、日射量が最も多い夏季は熱需要が低いのに対し、熱需要が最も高まる冬季は日射量が少なくなるため、年間を通じた費用対効果を出すことが困難です。

地中熱利用においては、地中熱ヒートポンプを導入する場合、敷地内に複数の熱交換井を掘削する必要があるため、既存建物では十分なスペースを確保するのが難しく、また、初期導入コストも高額であるため、導入には多くの課題があります。

バイオマス熱利用については、原料となる木質チップ等の安定供給が不可欠ですが、当町には大規模な森林資源や製材工場がないため、継続的な供給体制の構築が難しい状況にあります。

これらの課題を総合的に判断すると、現時点では太陽熱・地中熱・バイオマス熱の導入により、大きな効果を見込むことは難しいと考えられます。



区分	利用可能熱量 (GJ/年)	年間発電量 (MWh/年) ※
太陽熱	256,587	71,274
地中熱	2,010,829	558,563
バイオマス熱	108	30

※熱利用については、3.6GJ/ MWhにより電力量に換算

エネルギーの状況まとめ

- エネルギー収支の状況は-81億円であり、電気だけでも-39億円が域外へ流出している。
- 区域内の再エネ導入量はポテンシャルの5%にも満たない。
- 再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、太陽光発電（建物系）が主体となっている。
- 熱利用の活用には多くの課題があり、大きな効果を見込むことは難しい。

第5節 これまでの取り組みと課題

① 町のこれまでの取り組み

当町では、「府中町第2次環境基本計画」の基本方針の一つに「脱炭素社会の実現」を掲げ、以下の取り組みを進めてきました。

(1) 省エネルギー対策の推進

① 企業との連携および取り組み支援

- 企業の温室効果ガス削減への取り組み状況や意見を取り入れるため、府中町環境審議会にマツダ株式会社及びイオンモール株式会社より委員を選任しました。
- 熱中症対策を効果的に推進するため、クーリングシェルターにイオンモール広島府中を指定しました。
- 地元企業から講師を招き、町内の小学生対象に環境学習会を開催しました。

② 脱炭素ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促す情報発信

- 町ホームページに「ふちゅう環境ポータルサイト」を立ち上げ、地球温暖化対策に関する取り組みや情報を発信しました。
- 「うちエコ診断」や「環境家計簿」により、消費エネルギーや電気料金を「見える化」することで省エネルギー行動の実践を推進しました。

③ 省エネルギー性能の高い設備・機器などの導入促進

- 省エネ家電買替え支援事業（2023.11～2024.3）を実施し、エアコン 271 台、冷蔵庫 426 台の購入助成を行いました。
- 宅配ボックス設置助成事業を開始しました。（2025.4～）

④ スマートムーブやスマートモビリティの推進

- 環境負荷の低減や生活の利便性向上のため、シェアサイクル「ぴーすくる」事業を開始しました。
- 保育施設等に通う多子世帯に対し、幼児2人同乗用電動アシスト自転車貸出事業を行い、自動車移動の減少を図りました。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

① 再生可能エネルギー設備の導入支援

- 住宅用再エネ等設備導入促進事業により、太陽光発電システム、蓄電池、エネファームを設置する住民に対し助成を開始しました。（2024.1～）

② 木質バイオマスのエネルギー利用の検討

- 水分峡森林公園管理棟の薪ストーブの燃料として、森林整備により発生した間伐材を利用しました。

(3)脱炭素社会の実現に向けた公共の率先した実行

①公共施設等の省エネルギー性能の向上

- 公共施設照明の100%LED化に向け、事業開始しました。(2025～)
- 府中中央小学校の増築工事において、町内公共施設では初めてZEB Readyの認証を取得しました。
- 町有林において間伐等の森林整備を行いました。(2023～)

②公共施設への再生可能エネルギーの導入

- 公共施設の電力調達において、価格だけで判断するのではなく、環境負荷の低減についても適切に配慮した環境配慮型電力入札の実施に向け検討を進めました。

③環境配慮行動の実践

- 電子決裁システムを導入することで用紙使用量を大幅に削減することができました。
- 物品の購入にあたっては、グリーン購入方針に基づき、環境負荷の少ない製品を購入しました。
- クールビズ・ウォームビズにより夏季・冬季の省エネ対策に取り組むとともに、WEB会議の活用により自動車移動の減少を図りました。
- 県内の環境改善や環境保全に貢献するため、広島県が発行するグリーンボンドに投資しました。

② 現状と課題まとめ

以下に当町の現状と課題まとめを示します。

	現 状	課 題
地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口は、今後 10 年間で 1,000 人以上の減少が見込まれている。 ● 近年、猛暑日が急増しており、熱中症リスクが高まっている。 ● 製造業が非常に盛んであるとともに、商業機能の集積も進んでいる。 ● 公共交通ネットワークは一定のサービス水準が確保されているものの、自家用車の依存度が高い。 ● ごみの排出量は、順調に減少しているものの、リサイクル率が全国平均よりも低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策の施策の立案には、人口減少を見据える必要がある。 ● 熱中症リスクに対応するため、実効性の高い熱中症対策を講じる必要がある。 ● 当町の産業特性に応じた脱炭素化施策を立案する必要がある。 ● 自家用車への依存を見直し、徒歩・自転車など、多様な移動手段を選択しやすい環境を整備する必要がある。 ● プラスチック資源化法の施行も踏まえ、プラスチックの資源化を推進する必要がある。
住民の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策に対し、多くの住民がその必要性を理解しているものの、世代間で関心に差がある。 ● 身近で取り組みやすい省エネ行動は一定程度実践されているものの、省エネ・再エネ設備の導入率が低く、購入補助への要望が多い。 ● ごみの削減・リサイクルの推進に対する施策への要望が最も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化や気候変動に関し、住民が主体的に学べる環境を整備する必要がある。 ● 省エネ・再エネ設備の導入が進むよう、初期投資の負担軽減や導入しやすい制度の構築など、導入支援が求められている。 ● 食品ロス削減に向けて、「食」を大切にする価値観を醸成する必要がある。
事業者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社の CO₂ 排出量を把握しておらず、削減対策に取り組む以前の段階にある事業者が 9 割以上を占める。 ● 環境に関する経営方針や環境マネジメント等については「取り組む予定がない」と回答されている割合が多い。 ● 省エネ・再エネ設備は LED 以外の導入は進んでおらず、補助金支援制度の充実への要望が多い。 ● 資金面への支援に次いで「優良事例や対策効果等の情報提供」への要望が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者が自ら CO₂ 排出量を把握し、脱炭素経営の一步を踏み出せるような支援や相談体制を整える必要がある。 ● 省エネ・再エネ設備への投資が進むよう、費用負担の軽減や導入しやすい制度の構築など、導入支援策が求められている。 ● 各企業の CO₂ 削減対策事例について情報共有し、横展開を図る必要がある。
CO ₂ 排出量の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 当町の CO₂ 排出量のうち、産業部門（製造業）からの排出量が多く、その大半が特定事業者からの排出量となっている。 ● 運輸部門の排出量の 9 割以上が自動車からの排出となっている。 ● 各部門 CO₂ 排出量は減少傾向にあるが、廃棄物部門の削減率がやや低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大手企業の取り組みを「企業の努力」で終わらせることなく、企業と連携し、地域全体に波及させる仕組みをつくる必要がある。 ● エコドライブを推進するとともに、次世代自動車の普及拡大を図る必要がある。 ● ごみの減量化と資源化を図ることで、焼却処理に伴う CO₂ 排出抑制を図る必要がある。
エネルギーの状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 当町のエネルギー収支状況は-81 億円であり、電気だけでも-39 億円が区域外に流出している。 ● 区域内の再エネ導入量はポテンシャルの 5%にも満たず、導入は進んでいない。 ● 再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、太陽光発電（建物系）が主体となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを最大限活用するため、住民や事業者が導入しやすい制度や情報を提供し、エネルギーの地産地消を推進する必要がある。

みくまろが診断！

府中町の環境スコア



1. みんなの「やる気」はバッチリ！

府中町の人たちにアンケートをとったら、たくさんの方が「地球温暖化は、今すぐに
取り組まないといけない、とても大事な問題だ！」と答えてくれたよ。

また、**電気をこまめに消すなど、すぐにできる事は、ほとんどの人がもうやっている**
みたい。でも、たくさんのお金がかかる対策をしている人は、まだ少ないんだ。

2. 二酸化炭素の4分の3は工場から！

府中町から出る**二酸化炭素の量は、約10年前に比べると22%も減っているよ！**

でも、まだまだ減らさないといけなくて、みんなが大人になるころには、22%を100%
にしないと、地球がもっと熱くなるんだ。

府中町から出ている**二酸化炭素の4分の3は、工場から出ている**から、100%を達成
するためには大きな工場や会社とみんなで協力することが大切になるんだ。

3. まちの屋根がもったいない！

太陽の光を使って電気を作る太陽光発電は、家やビルの屋根につけるタイプと空き地
に置くタイプがあるけど、府中町では屋根タイプが多いんだ。

でも、**府中町には太陽光パネルを置ける屋根がたくさんあるのに、実際にパネルを**
置いているのは5%もないことがわかったよ！

みんなで使う電気を自分のまちの屋根でまかなえるように、もっと広がっていかないと
いけないね。

みくまろからのアドバイス

府中町の人たちには、二酸化炭素を減らすための「やる気」があるので、これから
は、大きな工場や会社とも力をあわせて、屋根を使った太陽光発電を増やしていく
ことが、この町の目標達成の鍵になるよ！

第3章

CO₂削減目標と将来像

第1節 CO₂削減目標

第2節 将来像

第1節 CO₂削減目標

① 削減目標の設定

当町のCO₂削減目標

- 2030年度 46%（2013年度比）削減 を目指します。
- 2035年度 60%（2013年度比）削減 を目指します。
- 2050年度 ゼロカーボンシティの実現 を目指します。

国は「地球温暖化対策計画」において、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減、2035年度に60%削減、2040年度に73%削減と設定しています。

また、広島県では「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」において、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で39.4%削減と設定しています。

これまで当町では「府中町第2次環境基本計画（改定版）」において、CO₂削減目標を広島県の削減目標にあわせ、2030年度に39.4%削減（2013年度比）と設定していましたが、社会情勢による変化（現状すう勢）、特定事業者の排出目標、施策の推進による削減量を積上げ、国の目標値に準じ、上記のとおり削減目標を引き上げます。

② 削減量の内訳

削減目標の設定にあたっては、下表に示す各項目の削減見込み量を積み上げることで、全体の目標値を設定しています。

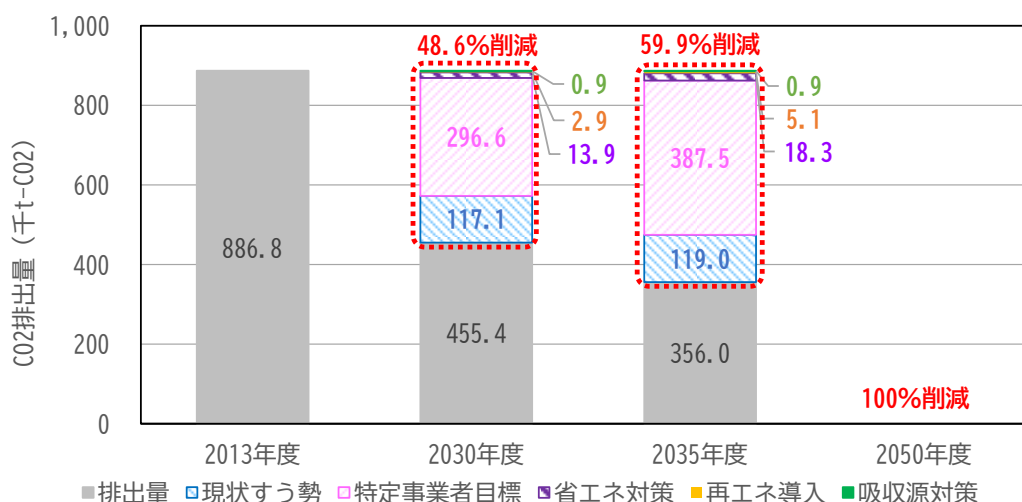
項目	内容
現状すう勢（BAU）	<ul style="list-style-type: none"> ● 町の世帯数や従業員数等の社会情勢の変化を推計した変化量 ● 電気事業者の電力排出係数（0.253kg-CO₂/kWhを採用）の低減を見込んだ削減見込み量
特定事業者目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定事業者が独自で定める温室効果ガス排出目標の達成による削減見込み量
省エネ対策	<ul style="list-style-type: none"> ● ZEB、ZEH等の建築物、住宅における省エネルギー化による削減見込み量 ● 高効率給湯器や高効率空調等の省エネルギー設備の導入による削減見込み量 ● LED照明や省エネ家電の導入による削減見込み量 ● 次世代自動車の導入による削減見込み量
再エネ導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入による削減見込み量 ● 再生可能エネルギー由来電力の導入による削減見込み量
吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林の保全によるCO₂吸収見込み量

●2030 年度

部 門			基準年度 2013年度 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	削減率 (%)	2030年度 目標				
						削減量 (千t-CO ₂)	削減量内訳 (千t-CO ₂)			
							BAU	特定	省工ネ	
二酸化炭素	産業部門	製造業	特定	636.6	348.1	45.3%	▲288.5	-	▲288.5	-
			中小	21.9	1.0	95.4%	▲20.9	▲20.9	-	▲0.0
		計	658.5	349.1	47.0%	▲309.4	▲20.9	▲288.5	▲0.0	
		建設業	2.2	1.3	40.9%	▲0.9	▲0.9	-	-	
		農林業	0.0	0.0	-	▲0.0	▲0.0	-	-	
	計	660.7	350.4	47.0%	▲310.3	▲21.8	▲288.5	▲0.0		
	業務部門	特定	11.3	3.2	71.7%	▲8.1	-	▲8.1	-	
		中小	61.2	24.8	59.5%	▲36.4	▲35.3	-	▲1.1	
		計	72.5	28.0	61.4%	▲44.5	▲35.3	▲8.1	▲1.1	
	家庭部門		92.4	38.7	58.1%	▲53.7	▲49.4	-	▲4.3	
	運輸部門	自動車	旅客	39.9	27.7	30.6%	▲12.2	▲6.6	-	▲5.6
			貨物	14.1	11.1	21.3%	▲3.0	▲1.3	-	▲1.7
			計	54.0	38.8	28.1%	▲15.2	▲7.9	-	▲7.3
		鉄道	4.0	1.5	62.5%	▲2.5	▲2.5	-	-	
計	58.0	40.3	30.5%	▲17.7	▲10.4	-	▲7.3			
廃棄物部門		3.2	1.8	43.8%	▲1.4	▲0.2	-	▲1.2		
再工ネ導入による削減量		-	▲2.9	-	▲2.9	-	-	-		
吸収源対策による削減量		-	▲0.9	-	▲0.9	-	-	-		
合 計		886.8	455.4	48.6%	▲431.4	▲117.1	▲296.6	▲13.9		

●2035 年度

部 門			基準年度 2013年度 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	削減率 (%)	2035年度 目標				
						削減量 (千t-CO ₂)	削減量内訳 (千t-CO ₂)			
							BAU	特定	省工ネ	
二酸化炭素	産業部門	製造業	特定	636.6	258.0	59.5%	▲378.6	-	▲378.6	-
			中小	21.9	0.9	95.9%	▲21.0	▲21.0	-	▲0.0
		計	658.5	258.9	60.7%	▲399.6	▲21.0	▲378.6	▲0.0	
		建設業	2.2	1.2	45.5%	▲1.0	▲1.0	-	-	
		農林業	0.0	0.0	-	▲0.0	▲0.0	-	-	
	計	660.7	260.1	60.6%	▲400.6	▲22.0	▲378.6	▲0.0		
	業務部門	特定	11.3	2.4	78.8%	▲8.9	-	▲8.9	-	
		中小	61.2	24.3	60.3%	▲36.9	▲35.4	-	▲1.5	
		計	72.5	26.7	63.2%	▲45.8	▲35.4	▲8.9	▲1.5	
	家庭部門		92.4	36.5	60.5%	▲55.9	▲50.3	-	▲5.6	
	運輸部門	自動車	旅客	39.9	25.3	36.6%	▲14.6	▲7.3	-	▲7.3
			貨物	14.1	10.5	25.5%	▲3.6	▲1.3	-	▲2.3
			計	54.0	35.8	33.7%	▲18.2	▲8.6	-	▲9.6
		鉄道	4.0	1.5	62.5%	▲2.5	▲2.5	-	-	
計	58.0	37.3	35.7%	▲20.7	▲11.1	-	▲9.6			
廃棄物部門		3.2	1.4	56.3%	▲1.8	▲0.2	-	▲1.6		
再工ネ導入による削減量		-	▲5.1	-	▲5.1	-	-	-		
吸収源対策による削減量		-	▲0.9	-	▲0.9	-	-	-		
合 計		886.8	356.0	59.9%	▲530.8	▲119.0	▲387.5	▲18.3		



③ 現状すう勢 (BAU) による削減量

現状すう勢による削減量は、「社会情勢の変化による変動量」と「電力排出係数の低減による削減量」により求めます。

(1) 社会情勢の変化による変動量

活動量のトレンドから CO₂ 排出量の変化を予測するものです。

当町においては、今後、人口減少が予想されることから、世帯数・自動車保有台数等についても人口に比例して減少し、CO₂ 排出量も減少することが予測されます。

単位：千 t-CO₂

部門	社会情勢の変化量			CO ₂ 排出量				CO ₂ 削減量			
	項目	実績			実績		推計		推計		
		2022年度	2030年度	2035年度	2013年度	2022年度	2030年度	2035年度	2030年度	2035年度	
産業部門	製造業	特定	-	-	-	-	-	-	-	-	
		中小	事業所数(所)	31	25	22	21.9	1.5	1.2	1.1	▲ 20.7 ▲ 20.8
	建設業	従業員数(人)	842	769	743	2.2	1.7	1.6	1.5	▲ 0.6 ▲ 0.7	
		従業員数(人)	1	1	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
業務部門	特定	-	-	-	-	-	-	-	-		
	中小	事業所数(所)	1,366	1,386	1,383	61.2	40.7	41.3	41.2	▲ 19.9 ▲ 20.0	
家庭部門	世帯数	23,720	23,620	23,118	92.4	74.7	74.4	72.8	▲ 18.0 ▲ 19.6		
運輸部門	自動車	旅客	保有台数(台)	22,854	23,300	22,805	39.9	32.7	33.3	32.6	▲ 6.6 ▲ 7.3
		貨物	保有台数(台)	2,829	2,806	2,805	14.1	12.9	12.8	12.8	▲ 1.3 ▲ 1.3
	鉄道	人口(人)	52,935	51,586	50,749	4.0	3.1	3.0	3.0	▲ 1.0 ▲ 1.0	
廃棄物部門	焼却量(t)	12,092	12,379	12,304	3.2	2.9	3.0	3.0	▲ 0.2 ▲ 0.2		
合計				238.9	170.2	170.6	168.0	▲ 68.3	▲ 70.9		

※特定事業者については、各年度に提出される実績値を反映し、排出量の推計にあたっては、それぞれの事業者が設定している個別目標を基に算定します。

(2) 電力排出係数の低減による削減量

電力事業者が発電に要する CO₂ 排出量を減少させることを見込んだものであり、今回の試算では国の「地球温暖化対策計画」に示されている 2030 年度の目標値である 0.253kg-CO₂/kWh を用います。【中国電力（株）2023 年度：0.52kg-CO₂/kWh】

単位：千 t-CO₂

部門			CO2排出量		電力排出係数の低減			CO2排出量		CO2削減量		
			社会情勢による変化		電力比率	電力排出係数			推計		推計	
			2030年度	2035年度		2022年度	2030年度	2035年度	2030年度	2035年度	2030年度	2035年度
産業部門	製造業	特定										
		中小	1.2	1.1	30.3%	0.520	0.253	0.253	1.0	0.9	▲ 0.2	▲ 0.2
	建設業		1.6	1.5	38.8%	0.520	0.253	0.253	1.2	1.2	▲ 0.3	▲ 0.3
	農林業		0.0	0.0	20.5%	0.520	0.250	0.253	0.0	0.0	0.0	0.0
業務部門			特定	0.0	0.0							
			中小	41.3	41.2	72.6%	0.520	0.253	0.253	25.9	25.8	▲ 15.4
家庭部門			74.4	72.8	82.2%	0.520	0.253	0.253	43.0	42.1	▲ 31.4	▲ 30.7
運輸部門	自動車	旅客	33.3	32.6	0.0%	0.520	0.253	0.253	33.3	32.6	0.0	0.0
		貨物	12.8	12.8	0.0%	0.520	0.253	0.253	12.8	12.8	0.0	0.0
	鉄道		3.0	3.0	100.0%	0.520	0.253	0.253	1.5	1.4	▲ 1.6	▲ 1.5
廃棄物部門			3.0	3.0	0.0%	0.520	0.253	0.253	3.0	3.0	0.0	0.0
合計								121.8	119.9	▲ 48.8	▲ 48.1	

④ 特定事業者目標による削減量

特定事業者においては、広島県の「温室効果ガス削減計画書」制度などにより、事業者自らが削減計画を定めており、公表されている各社の削減目標は下表に示すとおりです。

当町の CO₂ 削減目標の設定にあたっては、各事業者の削減目標が達成された場合の削減量を見込みます。

単位：千 t-CO₂

特定事業者		2013年度 排出量	2022年度 排出量	削減目標			特定事業者目標			
				基準年度	目標年度	目標値	2030年度		2035年度	
産業部門	A社	636.6	499.5	2013年度	2030年度	46%削減	343.8	▲ 288.5	254.6	▲ 378.6
					2035年度	100%削減				
	B社	—	4.3	2017年度	2028年度	69.5%削減	1.9		1.5	
	C社	—	3.6	2013年度	2030年度	50%削減	2.4		1.9	
計		636.6	507.4							
業務部門	D社	7.4	5.7	2013年度	2030年度	9%削減	3.1		2.3	
	E社	4.0	3.0	2010年度	2030年度	50%削減	0.1		0.1	
	計	11.3	8.6				3.2	▲ 8.1	2.4	▲ 8.9
合計		648.0	516.0				351.4	▲ 296.6	260.4	▲ 387.5

⑤ 省エネ対策による削減量

省エネ対策による削減量は、国の「地球温暖化対策計画」に従い、国・県・町において実施が見込まれる取り組みについて、各部門における省エネ対策を計画しました。

(単位：t-CO₂)

部門	省エネ対策	削減見込み量	
		2030年度	2035年度
産業部門	産業用照明の導入	4	5
		4	5
業務部門	建築物の省エネ化（新築・改築）	426	555
	冷媒管理技術の導入	1	2
	業務用給湯器の導入	122	159
	高効率照明の導入	582	759
	クールビズ・ウォームビズの促進	10	14
		1,141	1,488
家庭部門	住宅の省エネ化（新築・改築）	1,505	1,963
	高効率給湯器の導入	1,603	2,091
	高効率照明の導入	1,162	1,516
	クールビズ・ウォームビズの促進	10	14
	家庭エコ診断	9	11
		4,289	5,595
運輸部門	次世代自動車の普及	3,981	5,193
	LED道路照明の促進	19	25
	信号灯器のLED化の推進	18	23
	公共交通機関の利用促進	241	315
	自転車の利用促進	42	54
	トラック輸送の効率化	1,757	2,292
	エコドライブ	981	1,280
	カーシェアリング	286	373
		7,325	9,555
廃棄物部門	プラスチック製容器包装のリサイクルの推進	11	14
	廃プラスチックのリサイクルの促進	1,143	1,490
	家庭における食品ロスの削減	71	92
		1,224	1,597
合計		13,983	18,239

⑥ 再エネ導入による削減量

再エネ導入による CO₂ 削減量は、以下のとおり見込みます。

- ・ 2025~2030 年度：新築棟数の 30%、既設建築物の 3% 1 棟あたりの導入容量 5.8kW
- ・ 2031~2035 年度：新築棟数の 50%、既設建築物の 5% 1 棟あたりの導入容量 5.8kW

種 別	ポテンシャル (MW)	2023年度（現状）		2030年度（目標）		2035年度（目標）	
		(MW)	(%)	(MW)	(%)	(MW)	(%)
太陽光	建物系	106.6	5.3 4.9%	9.5 8.9%	16.6 15.5%		
	土地系	1.7	0.0 0.0%	0.0 0.0%	0.0 0.0%		
合計 (MW)		108.3	5.3	9.5	16.6		
年間発電量 (MWh/年)				11,551	20,133		
CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)		-		▲ 2,922	▲ 5,094		

※1kW あたりの年間発電量は 1,215kWh とする。

※1kWh あたりの CO₂ 削減量を 0.253kg-CO₂ とする。

⑦ 森林整備による吸収源確保

森林整備による CO₂ 吸収量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」（環境省）のうち「森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する簡易手法」に基づき推計します。

種 別	面積 (ha)	係数 (t-CO ₂ /ha)	CO ₂ 吸収量 (t-CO ₂)
森林整備面積（区域内合計）	239	2.57	614
緑化面積	199	1.54	306
合 計			921

第2節 将来像

当町では、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、町全体で温室効果ガスの排出を実質ゼロとする社会の実現を目指しています。

産業、生活、交通、資源循環といったあらゆる分野で脱炭素の取り組みが進み、エネルギーを賢く使い、地域で生み出し、地域で循環させることが望まれます。

住民・事業者・行政が協力しながら、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入、そして環境にやさしい暮らし方・働き方への転換を進めることで、経済の豊かさと環境の健やかさが調和する、持続可能なまちづくりを進めます。

以下は、2050年ゼロカーボンシティが実現した府中町の姿を部門別に描いたイメージです。

部門	将来像
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 町と企業との間でCO₂削減目標や進捗に関する定期的な情報共有と意見交換の場が確立され、共通認識・理解のもとでCO₂削減対策が進み、ゼロカーボンシティが実現しています。 ● 大手企業が持つ先進的な省エネ・再エネ導入のノウハウが、町内の他の事業者にも共有され、地域全体のCO₂排出量削減に貢献しています。 ● 町や企業が保有する施設の屋根を活用した太陽光発電設備の設置が進み、エネルギーの地産地消が推進しています。 ● 町内の工場や事業所から排出される廃棄物をリサイクルし町内で再利用するなど、資源の地域循環が実現しています。
民生部門 (業務・家庭)	<ul style="list-style-type: none"> ● 脱炭素型ライフスタイルやビジネススタイルが「当たり前」の選択として定着しています。 ● 中小企業においても、脱炭素経営への意識が高まり、各社でCO₂削減対策に取り組んでいます。 ● 未来を担う子供たちの環境教育が充実し、そこで学んだ世代が町内の環境課題の解決に活躍しています。 ● 省エネ家電・設備の導入が進むことで、CO₂排出量とともにランニングコストも減少し、住民・事業者の暮らしや経営が豊かになっています。 ● 住宅や事務所への太陽光発電設備の設置が進み、エネルギーの地産地消が推進しています。
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 徒歩や自転車が自動車と並び、快適で安全な移動手段として選択されるようになっていきます。 ● コンパクトな町域の利点を活かし、近距離移動における自動車利用が減少し、CO₂排出量の削減とともに町内の交通渋滞も緩和されています。 ● つばきバスや路線バスの運行ルートやダイヤが最適化され、利用者ニーズにあった利便性の高い公共交通ネットワークが確立しています。 ● 自動車ドライバーのエコドライブが定着し、効率的な運転技術が普及するとともに交通事故も減少しています。 ● 公共施設や商業施設に充電インフラが整備され、EV等の次世代自動車が広く普及しています。
廃棄物部門	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの分別やリサイクルが地域全体に定着し、焼却に伴うCO₂排出量の削減とともに、ごみ収集・運搬・焼却にかかる町のコストも減少し、安定的な行財政運営が図られています。 ● 家庭から排出されるプラスチックと、企業が排出するプラスチックを合わせ、地域全体で一括したリサイクルシステムが構築されています。また、地域内での再生品の活用も進んでいます。 ● 食品ロス削減の取り組みが、家計の節約や企業コストの削減という具体的なメリットに結びつくことで定着し、あわせて「食」を大切にする価値観が醸成しています。
気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内の森林が適切に管理・保全され、CO₂吸収源としての機能が最大化されています。 ● 公共施設の緑化や住民・事業者の緑化活動が推進され、市街地のヒートアイランド現象の緩和に貢献しています。 ● 住民・事業者が熱中症の危険性や適切な対処方法を理解し、熱中症による健康被害が減少しています。

みくまろと見に行こう！2050年の府中町



もり たいせつ
森を大切に
まも
守っているよ



エネルギーを
じぶん
自分でつくる家が
ふ
増えているよ

でんき じょうず
うちの電気を上手に
コントロールできる家が
ふ
増えているよ

たいよう ひかり つか
太陽の光を使って
でんき
電気をつくる
みせ ぶ
お店が増えているよ

ちきゅう
みんなで地球のことを
まな きかい ぶ
学ぶ機会が増えているよ

なか みどり
まちの中に緑が
ふ
増えているよ

でんしゃ
バスや電車がもっと
つか
使いやすくなるよ

でんきじどうしゃ じゆうでん
電気自動車の充 電スポット
ふ
が増えているよ

エネルギーをほとんど
つか たてもん ぶ
使わない建物が増えているよ

みせ かいしゃ
お店や会社も
ちきゅう でんき
地球にやさしい電気を
つか
使うようになっているよ

ちきゅう ばし かつ
地球にやさしい走り方を
する
くるま ぶ
車が増えているよ

なか しげん むだ
まちの中で資源を無駄なく
つか
使いまわしているよ

ちきゅう の もの
地球にやさしい乗り物が
あたりまえになってきているよ

にさんかたんそ だ
二酸化炭素を出さない
こうじょう
クリーンな工場が
ふ
増えているよ

第4章

目標達成に向けた施策

- 第1節 施策の体系
- 第2節 産業部門
- 第3節 民生（業務・家庭）部門
- 第4節 運輸部門
- 第5節 廃棄物部門
- 第6節 気候変動への適応

第1節 施策の体系

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

府中町 ゼロカーボンシティの実現

2030 年度に 2013 年度比 46%削減
2035 年度に 2013 年度比 60%削減

部門	施策の方向性	施策	具体的な取り組み
産業部門	企業との協働による脱炭素の推進	情報共有と協働体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 脱炭素パートナー制度の設立 ● 人材育成と人材確保
		省エネ・再エネ投資の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネルギー設備等の導入支援 ● 地域連携 PPA による再生可能エネルギーの普及拡大
		資源・資金の地域循環モデルの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● RPF の活用による資源循環 ● J-クレジット制度の活用による資金循環
民生部門 (業務・家庭)	脱炭素意識の醸成によるオール府中での取り組み	脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ診断の推進 ● 中小企業向け脱炭素経営への転換支援 ● 参加・対話型情報共有の展開
		省エネルギー対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ機器・設備の導入支援 ● 住宅・建築物における省エネ性能の向上
		再生可能エネルギー等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電設備等の導入支援 ● 再エネ電力の導入促進
運輸部門	脱炭素モビリティ社会の実現	歩行者・自転車の利用環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全・快適なウォークアブル環境と自転車走行空間の整備 ● シェアサイクルの利用促進
		公共交通の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通ネットワークの形成 ● 公共交通の利用環境の向上
		次世代自動車の普及拡大	
		移動と物流の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ● エコドライブの推進 ● 宅配便の再配達抑制
廃棄物部門	ごみを資源に	プラスチックのリサイクル推進	<ul style="list-style-type: none"> ● プラスチックリサイクルに向けた分別収集体制の整備 ● RPF の活用による資源循環
		食品ロス削減対策の推進	
気候変動への適応	緑の保全と暑さに強いまちづくり	吸収源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林整備と適正管理 ● 市街地における緑化の推進
		熱中症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 熱中症に関する情報発信と啓発 ● 身近に利用できる「クーリングシェルター」の整備

第2節 産業部門

当町の CO₂ 排出量の 7 割以上は製造業からの排出であり、当町の CO₂ 削減対策において最大の特徴かつ最も重要な要素です。

マツダ（株）では、「2035 年グローバル自社工場でのカーボンニュートラルの達成」を目標に掲げ、積極的な取り組みが進められています。

このような取り組みを「企業の努力」で終わらせることなく、町と企業とが協働し、地域全体に波及させることで、2050 年ゼロカーボンシティの実現を目指します。

施策の方向性	施 策
企業との協働による脱炭素の推進	(1) 情報共有と協働体制の構築 (2) 省エネ・再エネ投資の促進 (3) 資源・資金の地域循環モデルの構築

町の取り組み

(1) 情報共有と協働体制の構築

① 脱炭素パートナー制度の設立

町と企業とが連携し、ゼロカーボンシティの実現に向けた共通目標と行動指針を明確化するため、脱炭素パートナー制度を設立し、企業のカーボンニュートラルに向けた取り組みを支援します。

脱炭素パートナー企業からは、CO₂ 排出量や削減目標、削減に向けた取り組み状況等の情報提供を受け共有化を図り、企業のノウハウを活かした、地域全体の効果的な CO₂ 削減策を立案します。

また、パートナー企業間の横連携を図るため、セミナーやワークショップ等を開催するとともに、省エネ・再エネ・資源循環などの分野において、町と各社が協働する脱炭素プロジェクトについて検討を進めます。

② 人材育成と人材確保

ゼロカーボンシティの実現に向け、将来を担う人材を育成するため、企業から様々な分野で働く講師を招き、小中学生を対象に質の高い環境学習機会を提供します。

また、大学等との連携を図り、環境分野に関心のある学生を対象にキャリア教育やオープンカンパニー等を実施することにより、学生に実践的な経験を提供するとともに、地域課題の解決に貢献できる人材を確保します。

(2) 省エネ・再エネ投資の促進

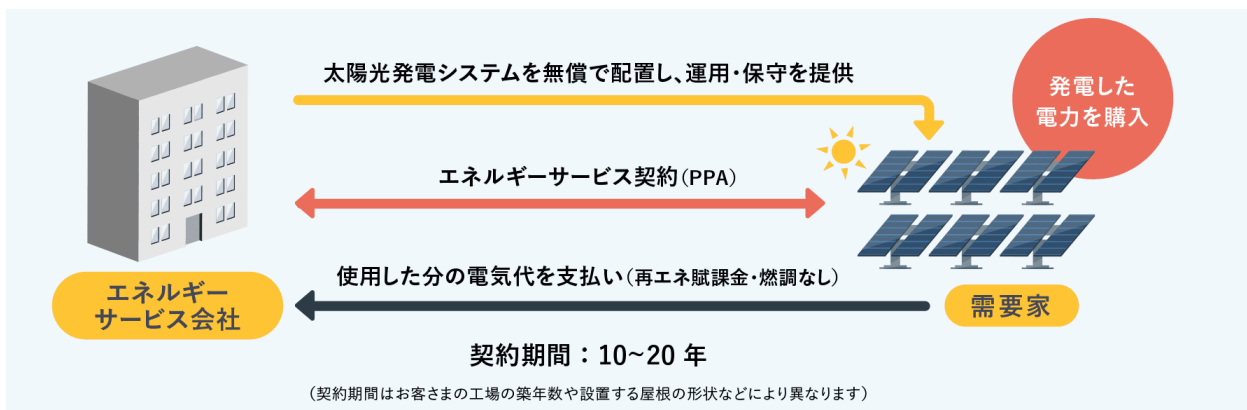
① 省エネルギー設備等の導入支援

脱炭素パートナー企業が行う生産・インフラ設備の運用改善や高効率化、技術革新による省エネ化等に対し、国・県・町の補助制度を活用できるよう、申請サポートを行います。

②地域連携 PPA による再生可能エネルギーの普及拡大

PPA (Power Purchase Agreement) とは、企業や自治体が保有する施設の屋根や遊休地を PPA 事業者が借り、無償で太陽光発電設備等を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO₂ 排出の削減を目指す事業モデルです。

初期投資ゼロで再エネ電力を導入できる PPA は、企業・自治体にとって魅力的な選択肢となりますが、小規模施設単独では採算が合わないという課題があり、特に近年の設備コストの高騰と金利の上昇により、その傾向が顕著となっています。



出典：「再生可能エネルギー導入方法」環境省

このような課題に対し、複数施設・複数需要家を束ねて一括調達する「地域連携 PPA モデル」の構築を目指します。

地域連携 PPA モデルでは、町と脱炭素パートナー企業が連携し、複数施設をまとめたパッケージとして、PPA 事業者と契約を締結することで、スケールメリットにより安価な再エネ電力の供給を受けることが可能となり、事務手続きの一本化による負担軽減等、多くのメリットが期待されます。

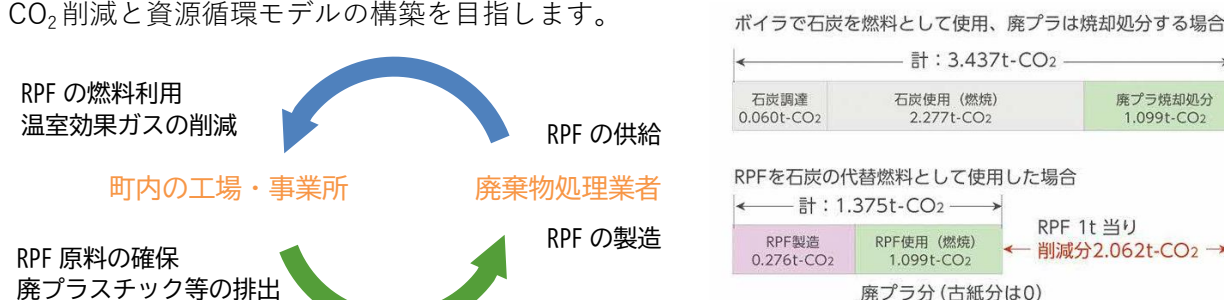
(3)資源・資金の地域循環モデルの構築

①RPF の活用による資源循環

RPF (Refuse derived Paper and Plastics densified Fuel) とは、主に産業系廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした固形燃料です。

RPF は品質が安定し熱量が高いという特性を持ちながら、石炭と比較して約 60%の CO₂ 排出量を削減することができ、価格も石炭の約 1/3 という低価格かつ環境にも優しい新エネルギーとして注目されています。

町内の工場・事業所から排出される産業廃棄物（古紙・プラスチック類）を RPF（固形燃料）として再資源化し、町内の工場・事業所のボイラー燃料などに利用することで、化石燃料代替による CO₂ 削減と資源循環モデルの構築を目指します。



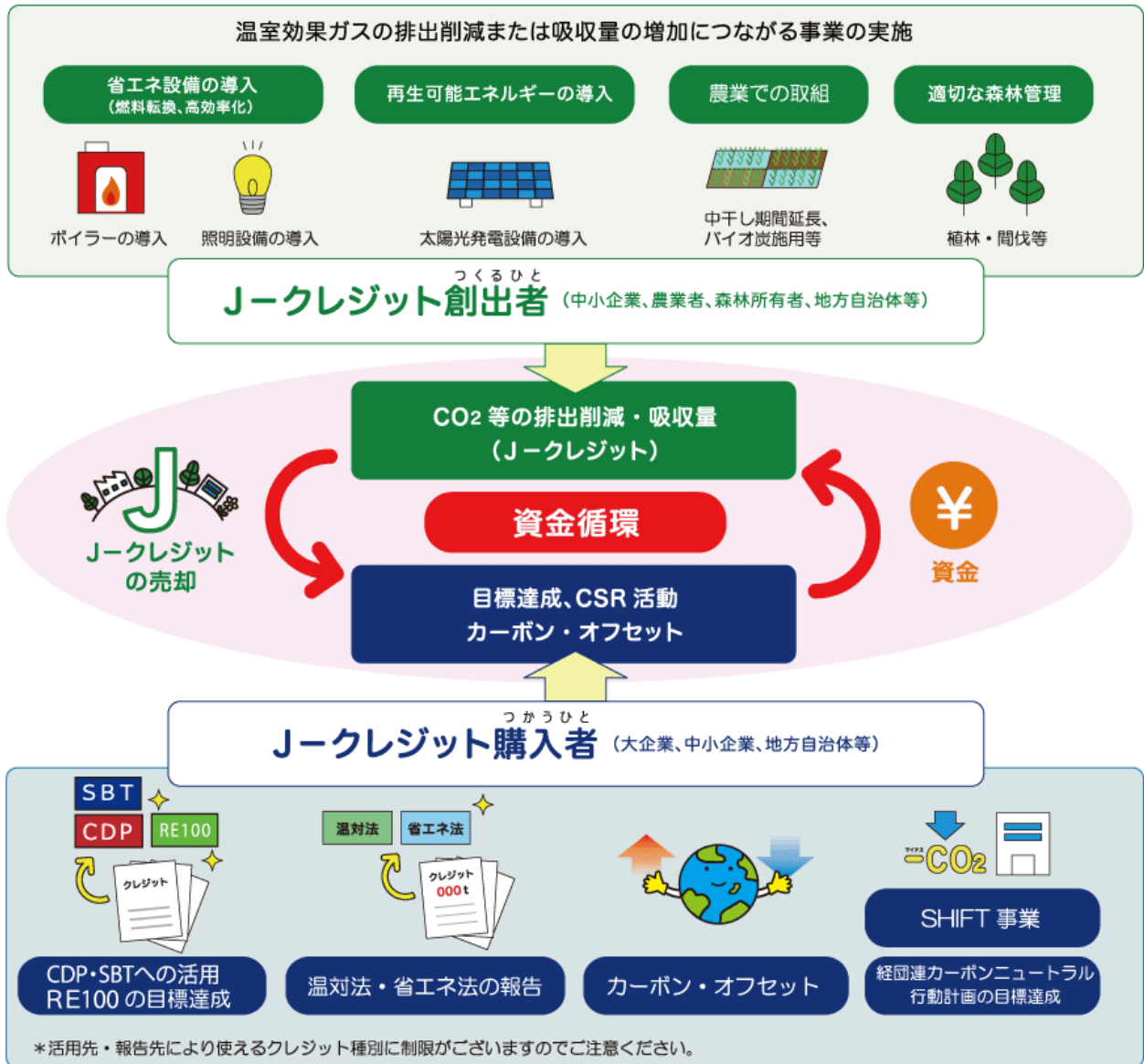
出典：NEDO Web Magazine

②J-クレジット制度の活用による資金循環

J-クレジット制度とは、省エネ設備の導入や再エネの利用による温室効果ガス排出削減量や森林管理によるCO₂吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

認証されたクレジットは、他の企業や団体に売却することが可能で、購入者は自らのCO₂排出量をオフセットするために活用することができます。

脱炭素パートナー企業が削減しきれない排出量について、J-クレジット制度を活用し「地域連携PPA」や「RPF資源循環」などのプロジェクトで創出されたCO₂削減効果をクレジットとして購入できる仕組みを検討し、地域経済内での資金循環モデルの構築を目指します。



出典：「J-クレジットについて」 J-クレジット制度事務局

事業者に期待される取り組み

(1) 情報共有と協働体制の構築

- 脱炭素パートナー制度により町と協定を締結し、脱炭素への取り組みを町と連携して進める。
- 自社の CO₂ 排出量や削減に向けた取り組み状況等の情報を町に提供するとともに、自社においても実施可能な脱炭素に資する他社の事例について情報収集し、実践する。
- 小中学生を対象に行う環境学習に講師を派遣する。
- 町や大学等と連携を図り、オープンカンパニー等により学生に実践的な機会を提供する。

(2) 省エネ・再エネ投資の促進

- 生産・インフラ設備の運用改善や高効率化、技術革新による省エネ化等に取り組む。
- 町と連携し地域連携 PPA に参画し、自社の工場・事業所等に太陽光発電システムを設置し、再エネ電力の供給を受ける。

(3) 資源・資金の地域循環モデルの構築

- 工場や事業所で排出される廃プラスチック等について、RPF の原料としてリサイクルするとともに、化石燃料の代替えとして RPF を使用する。
- 自社の排出削減努力とクレジット活用を組み合わせ、CO₂ 削減目標を達成する。

施策評価

指標項目	最新値	2030 年度	2035 年度
脱炭素パートナー提携企業数（累計）	0 社 【2025 年度】	5 社	10 社
PPA による再エネ設備導入施設数（累計）	0 施設 【2025 年度】	5 施設	10 施設
RPF 活用事業者数（累計）	0 事業所 【2025 年度】	3 事業所	6 事業所

施策によって見込まれる温室効果ガス削減効果

(単位：千 t-CO₂)

排出量削減項目	2013 年度	2022 年度	2030 年度	2035 年度
特定事業者排出量	648.0	516.0 【▲20.4%】	351.4 【▲45.8%】	260.4 【▲59.8%】

第3節 民生（業務・家庭）部門

民生部門（業務・家庭）のCO₂排出量は、町全体の排出量の2割程度であるものの、民生部門は数多くの主体（中小企業・住民）が存在するという特徴があります。

「数が多い」とは、行動変容のポテンシャルが大きいとも言えるため、日常生活や業務活動における脱炭素行動を定着化するとともに、省エネや再エネ設備への投資意欲を高めることで、町全体で2050年ゼロカーボンシティの実現を目指すという意識の醸成を図ります。

施策の方向性	施策
脱炭素意識の醸成によるオール府中での取り組み	(1) 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及促進 (2) 省エネルギー対策の推進 (3) 再生可能エネルギー等の利用促進

町の取り組み

(1) 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及促進

① 省エネ診断の推進

住民への「うちエコ診断」、中小企業向けの「省エネ診断」の受診を推進します。

これにより、日常生活や業務活動におけるエネルギー使用の課題や無駄を見直すきっかけとなり、省エネはもとよりコストダウンにつながる日常の行動変容を促します。

② 中小企業向け脱炭素経営への転換支援

脱炭素経営セミナーや省エネ診断会などを開催し、中小企業の環境意識を高めるとともに、経営効率の向上やコスト削減など、行動変容と経営改善の両立を支援します。

また、事業者アンケート結果では、自社のCO₂排出量を把握している事業者は1割未満であり、CO₂排出量の把握、削減目標や計画策定に関する支援策を検討します。

これらの取り組みを実施した企業は、優良事例として町が積極的に広報し、PRします。

③ 参加・対話型情報共有の展開

2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、住民・事業者・行政が対等なパートナーとして意識を共有し、共に学び、行動する「協働の場」を構築します。広報やSNS等において、行政からの情報発信だけでなく、住民が実践する脱炭素アイデアを募集・紹介するなど、参加・対話型の情報を共有する仕組みを整えます。

(2) 省エネルギー対策の推進

① 省エネ機器・設備の導入支援

住民・事業者アンケートでは、「補助金等支援制度の充実」への要望が多く回答されており、負担軽減につながる施策が求められています。

住民・中小企業が最新の省エネ設備を切り替える際の初期費用負担を軽減するため、国や県の補助金と連携し、多様なニーズに対応した町の支援制度を検討します。

また、これら補助制度の情報と、光熱費削減効果等を具体的な事例とともに情報提供します。

②住宅・建築物における省エネ性能の向上

2025年4月以降、全ての新築建築物は、省エネ基準への適合が義務化されました。政府は「2030年度以降に新築される住宅・建築物について、ZEB・ZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」という目標を掲げています。

新築建築物においては、建築確認申請時に最新の省エネ基準へ適合するよう指導を徹底するとともに、制度やコストメリット等の情報提供を行います。

既存建築物においては、省エネ技術・工法・支援制度等に関する情報提供に努め、省エネルギー改修の促進を図ります。

(3)再生可能エネルギー等の利用促進

①太陽光発電設備等の導入支援

【太陽光発電等設置補助金による支援】

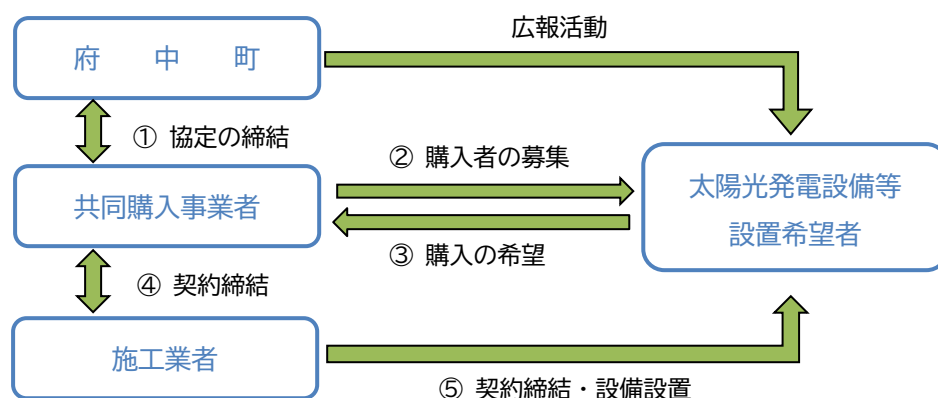
当町では、2024年1月より太陽光発電設備・蓄電池・燃料電池（エネファーム）を設置した住民に対し、補助金による支援を行っています。今後も補助金による支援を継続するとともに、上限額の引き上げ・対象者の拡大について検討を行います。

【共同購入事業による導入支援】

住民・中小企業における太陽光発電設備の普及拡大には、経済的負担が大きいこと、どこの購入先を選べば良いのか分からない等の課題があります。

このような課題を解決するため、近年、実施事例が増えている太陽光発電設備等共同購入事業の実施について検討します。

共同購入事業とは、太陽光発電設備等の設置希望者が集まって、共同で購入することで、通常より安い価格で購入が可能になる仕組みです。設置希望者にとっては、共同購入による価格優位性、自身で購入先を比較する手間の削減、自治体が事業支援しているという安心感など、様々なメリットを得ることができます。



②再エネ電力の導入促進

企業や家庭において、再生可能エネルギー由来の電力の選択を促すため、再エネプランやグリーン電力証書などの情報提供を行い、住民・事業者が選択しやすい環境を整えます。

住民・事業者に期待される取り組み

(1) 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及促進

- 省エネ診断等を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直しなどを行う。【住民・事業者】
- 脱炭素経営セミナー等に積極的に参加し、経営改善に努める。【事業者】
- 自社で排出する CO₂ 排出状況を把握し、削減目標・計画を策定する。【事業者】
- 環境情報を主体的に収集し、自らの実践アイデアや取り組み内容を積極的に提供することで、地域全体の環境に関する知識や関心を深める。【住民・事業者】

(2) 省エネルギー対策の推進

- 家電製品等を購入するときには、省エネ性能の高いものを選択する。【住民・事業者】
- 建物を新築する際は、省エネ効果の高い ZEB や ZEH を検討する。【住民・事業者】
- 建物を改修する際は、断熱性能を高めるなど、省エネ化に努める。【住民・事業者】

(3) 再生可能エネルギー等の利用促進

- 太陽光発電や蓄電池の導入に向けた、積極的な情報収集と検討を行う。【住民・事業者】
- 再エネ電力契約への見直しに向けた、積極的な情報収集と検討を行う。【住民・事業者】

施策評価

指標項目		最新値	2030 年度	2035 年度
中小企業向け環境経営セミナーの参加企業数（累計）		0 社 【2025 年度】	10 社	20 社
ZEB・ZEH 導入割合 （住民・事業者アンケート）	住 民	1.9% 【2025 年度】	5%	10%
	事業者	2.4% 【2025 年度】	5%	10%
再生可能エネルギー設備の導入に係る助成棟数（累計）		18 棟 【2024 年度】	160 棟	290 棟

施策によって見込まれる温室効果ガス削減効果

（単位：千 t-CO₂）

排出量削減項目	2013 年度	2023 年度	2030 年度	2035 年度
業務部門の省エネ対策による削減量	—	—	▲1.14 【▲1.6%】	▲1.49 【▲2.1%】
家庭部門の省エネ対策による削減量	—	—	▲4.29 【▲4.6%】	▲5.60 【▲6.1%】
再エネ導入による削減量	—	▲1.63	▲2.92 【▲0.3%】	▲5.09 【▲0.6%】

※ 【】内は削減率。削減率は、各削減量を 2013 年度の各部門（再エネ導入は全部門）の排出量で除して算出しています。

第4節 運輸部門

当町は町域がコンパクトであるため、徒歩・自転車・公共交通機関を活用した移動に高いポテンシャルを有しています。一方で、町内には坂道や狭い道路が多く、移動のしづらさが課題となっています。これら物理的な制約を改善し、より多くの人々が継続的かつ快適に脱炭素モビリティを選択できるよう環境整備を推進します。あわせて、生活を支える物流の効率化に加え、自動車の利用が避けられない町外への移動においては、環境負荷の少ない車両への転換を促進します。

施策の方向性	施策
脱炭素モビリティ社会の実現	(1) 歩行者・自転車の利用環境の向上 (2) 公共交通の利用促進 (3) 次世代自動車の普及拡大 (4) 移動と物流の効率化

町の取り組み

(1) 歩行者・自転車の利用環境の向上

① 安全・快適なウォークアブル環境と自転車走行空間の整備

徒歩や自転車での移動は、CO₂排出量を削減するだけでなく、健康的な生活にもつながります。

徒歩・自転車での移動を促すため、歩道のバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者を含む誰もが歩きやすい歩行空間を創出します。あわせて、町内の主要な幹線道路において安全な自転車走行空間の整備を進めるとともに、JR 駅等に適切な規模の駐輪場を確保します。また、電動アシスト自転車の利用促進や充電スポットの設置についても検討を進めます。さらに、企業に対して従業員のエコ通勤を促すための環境整備について情報提供や普及啓発を行います。

② シェアサイクルの利用促進

シェアサイクル「ピーすくる」は、会員登録すれば、町内や広島市中心部に設置したサイクルポートで自由に電動アシスト自転車が貸出返却できるシステムであり、自動車利用抑制によるCO₂排出量の削減に併せて、移動の利便性向上や都市内の回遊性向上が期待されます。

現在、町内には2箇所のサイクルポート（イオンモール広島府中・府中町役場）があります。今後、サイクルポートの増設や利用方法の周知等により、更なる利用促進を図ります。



ピーすくるサイクルポート（イオンモール広島府中）



ピーすくるサイクルポート（府中町役場）

(2)公共交通の利用促進

①公共交通ネットワークの形成

公共交通の移動によるCO₂排出量の削減効果は自家用車と比べ、バスで50%以上、電車で90%程度となり、大幅にCO₂排出量を削減することができます。

公共交通の利用を促進するため、路線バス・コミュニティバスと電車との乗り継ぎ利便性の向上を図るとともに、運行ダイヤや経路検索など分かりやすい情報提供に努めます。

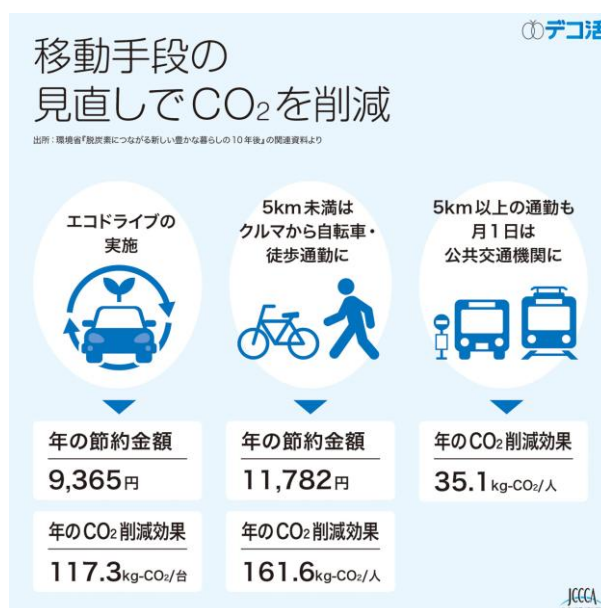
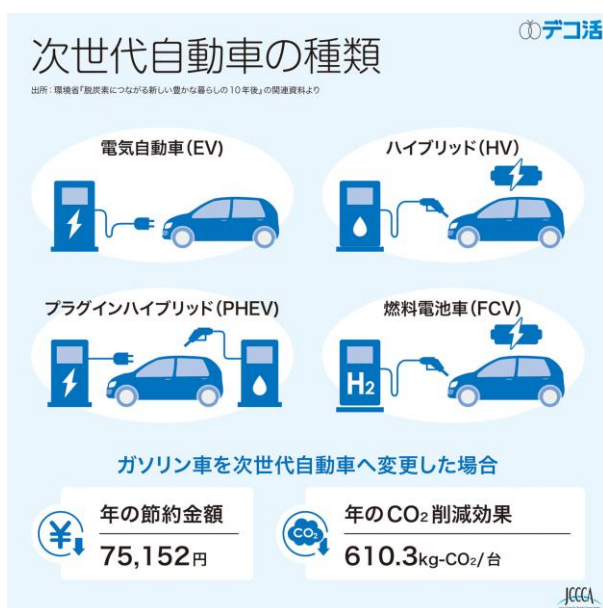
②公共交通の利用環境の向上

役場周辺や向洋駅周辺は、交通結節拠点としてユニバーサルデザイン化を図ります。

また、主要なバス停には日差しや雨などを防ぐバスシェルターの整備を計画的に進めます。

(3)次世代自動車の普及拡大

EV・HV・PHEV・FCVなどの次世代自動車を購入する住民や事業者に対し、国の補助制度と連携した町の支援制度について検討します。あわせて公用車の率先導入と計画的な更新により、次世代自動車の有用性を住民に示します。また、公共施設や商業施設の駐車場等に充電インフラの整備を進め、次世代自動車の利用環境を整えます。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

(4)移動と物流の効率化

①エコドライブの推進

エコドライブとは、燃料消費量やCO₂排出量を削減し、地球温暖化防止につながる「運転技術」や「心がけ」であり、燃料費の削減とともに、交通事故防止にもつながります。

住民・事業者向けに研修や広報を継続的に実施し、エコドライブの徹底を呼び掛けます。

②宅配便の再配達抑制

近年問題となっている宅配便の再配達を抑制するため、戸建住宅や集合住宅への宅配ボックスの設置費用の一部を補助します。これにより、運送事業者の再配達に伴うCO₂排出量の削減と住民の利便性向上を図ります。

住民・事業者に期待される取り組み

(1) 歩行者・自転車の利用環境の向上

- 買い物など日常の短距離移動では、可能な限り徒歩や自転車で移動する。【住民】
- シェアサイクル「ぴーすくる」を活用してみる。【住民】
- 従業員のエコ通勤を促すため、駐輪場等を確保する。【事業者】

(2) 公共交通の利用促進

- 通勤・通学には、公共交通機関を利用する。【住民】
- 各交通事業者が連携し、乗り継ぎの利便性や利用環境の向上を図る。【事業者】

(3) 次世代自動車の普及拡大

- 自動車を買う際は、次世代自動車の購入について検討する。【住民・事業者】
- 事務所や店舗の駐車場に充電設備を設置する。【事業者】

(4) 移動と物流の効率化

- 自動車を運転する際は、エコドライブを実践し、燃費の改善に努める。【住民】
- 従業員へエコドライブの徹底を促す。【事業者】
- 自宅に宅配ボックスを設置する。【住民】

施策評価

指標項目	最新値	2030 年度	2035 年度
シェアサイクル「ぴーすくる」の年間利用者数	24,341 人 【2024 年度】	34,000 人	45,000 人
交通結節点（※）におけるつばきバス年間乗降者数	50,000 人 【2024 年度】	62,000 人	70,000 人
次世代自動車の導入台数（累計）	4,203 台 【2025 年度】	6,500 台	8,500 台
宅配ボックス設置補助戸数（累計）	150 戸 【2025 年度見込】	900 戸	1,650 戸

※交通結節点：イオンモール広島府中、桃山一丁目、天神川駅北、向洋駅前（マツダ本社前）

施策によって見込まれる温室効果ガス削減効果

(単位：千 t-CO₂)

排出量削減項目	2013 年度	2023 年度	2030 年度	2035 年度
運輸部門の省エネ対策による削減量	—	—	▲7.33 【▲12.6%】	▲9.56 【▲16.5%】

※【】内は削減率。削減率は、削減量を 2013 年度の部門全体の排出量で除して算出しています。

第5節 廃棄物部門

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題等を背景に 2022 年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市町村はプラスチックの資源化に努めなければならないと規定されました。現在、当町ではペットボトルと白色トレイ以外のプラスチック類は、「可燃ごみ」として焼却処理しており、プラスチックの資源化を推進するための体制を構築します。あわせて、ごみの減量化を推進することで、焼却処理に伴う CO₂ 排出抑制を図り、効率的な資源循環と脱炭素社会の実現を目指します。

施策の方向性	施策
ごみを資源に	(1) プラスチックのリサイクル推進 (2) 食品ロス削減対策の推進

町の取り組み

(1) プラスチックのリサイクル推進

① プラスチックリサイクルに向けた分別収集体制の整備

当町の家庭系普通ごみ（可燃ごみ）は、2024 年度に年間 6,596 t 排出されており、このうち約 20% が容器包装プラスチックや製品プラスチックといった、リサイクル可能なプラスチック類となっています。プラスチックの資源化及び家庭系普通ごみの焼却に伴う CO₂ 排出抑制のため、リサイクルに向けた分別収集体制について検討・整備します。



出典：日本容器包装リサイクル協会

② RPF の活用による資源循環 (再掲)

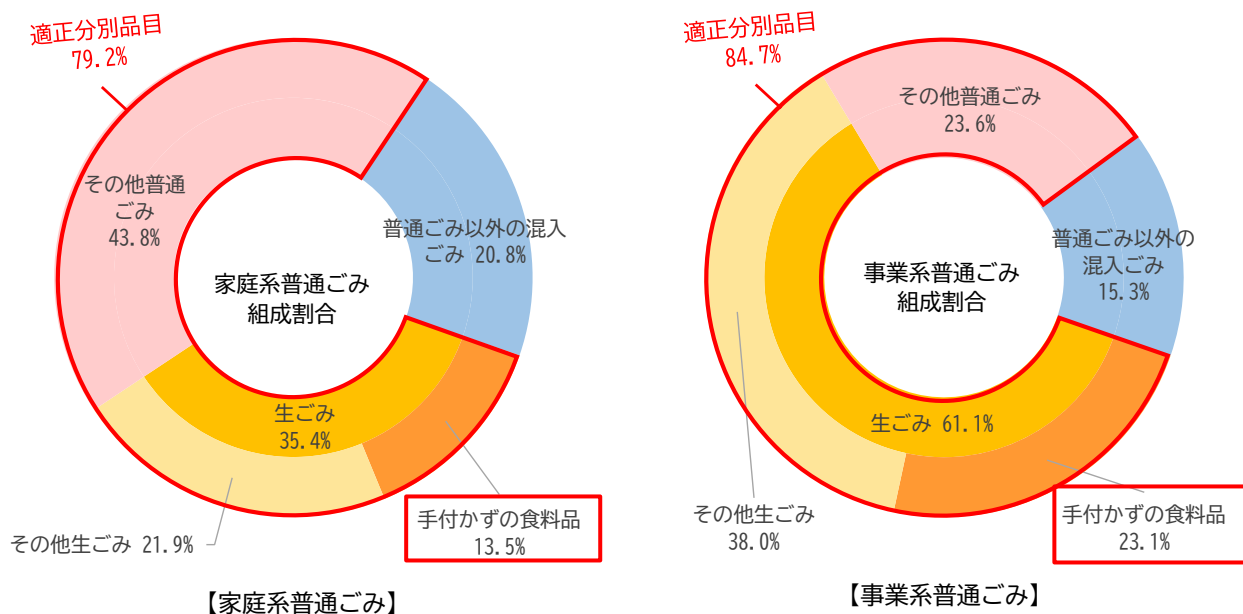
町内の工場・事業所から排出される産業廃棄物（古紙・プラスチック類）を RPF（固形燃料）として再資源化し、町内の工場・事業所のボイラー燃料などに利用することで、化石燃料代替による CO₂ 削減と資源循環モデルの構築を目指します。

(2)食品ロス削減対策の推進

食品ロスとは本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、2024年度に実施した調査結果では、家庭系普通ごみのうち13.5%、事業系普通ごみのうち23.1%が手付かずの食料品が含まれています。食品ロス削減に向け、「使い切り・食べ切り・てまえどり」といった普及啓発を継続して進めるとともに、フードバンクやフードシェアリング等の実施について検討します。

また、食品ロス削減は、世界で発生する飢餓・食糧問題への対応の面からも、その重要性を全ての人が意識する必要があり、特に次世代を担う子供たちの意識啓発は重要な取り組みです。

町内小中学校において普段から口にする学校給食を題材に「食」を大切する価値観を醸成します。



住民・事業者に期待される取り組み

(1)プラスチックのリサイクル推進

- 分別ルールを守る。【住民】
- 使い捨てプラスチック製品の利用を控え、マイボトル・マイバッグを使用する。【住民】
- 使い捨てプラスチック製品の提供を控え、再生プラスチック等の代替品へ切り替える。

【事業者】

- 工場や事業所で排出される廃プラスチック等について、RPFの原料としてリサイクルするとともに、化石燃料の代替えとしてRPFを使用する。【事業者】

(2)食品ロス削減対策の推進

- 賞味期限と消費期限の違いを理解する。【住民】
- 使い切り・食べ切り・てまえどりを徹底する。【住民】
- 飲食店ではドギーバッグを用意するなど、利用者が食べ残しを持ち帰ることができる環境を整える。【事業者】
- 食品販売店では、売れ残り品や規格外商品をフードバンクやフードシェアリングに提供する。

【事業者】

- 食品ロスの現状や課題を自ら学び、得た知識を家庭や地域での行動に生かす。【住民】

施策評価

指標項目	最新値	2030 年度	2035 年度
家庭系プラスチックごみの年間資源化量	82t 【2024 年度】	756t	753t
1人あたりの年間食品ロス量 (手付かずの食料品)	35kg 【2024 年度】	26kg	25kg

施策によって見込まれる温室効果ガス削減効果

(単位：千 t-CO₂)

排出量削減項目	2013 年度	2023 年度	2030 年度	2035 年度
廃棄物部門の省エネ対策による削減量	—	—	▲1.22 【▲38.1%】	▲1.60 【▲50.0%】

※【】内は削減率。削減率は、削減量を2013年度の部門全体の排出量で除して算出しています。

コラム

みくまろの食品ロス "0" 作戦

● どうしてダメなの？

食べ物をつくるには、水やエネルギーが多く使われていて、食べずに捨ててしまうと、それらが全部ムダになっちゃうんだ。また、食べ物を「ごみ」として燃やすには、多くのエネルギーが必要となり、二酸化炭素もたくさん出てしまうんだ。

● 今日からできる「3つの約束」

★★ 残さず食べよう！★★

嫌いなものでも一口はチャレンジ。自分で食べきれない量だけお皿に盛ろう。

★★ お買い物の前にチェック！★★

買い物の前には冷蔵庫の中を見て、まだあるものを買すぎないように、お家の人に教えてあげてね。

★★ 「賞味期限」を確認！★★

賞味期限が近いものから食べるようにしよう。



みくまろからのメッセージ

みんながごはんを「残さずペロリ」と食べれば、みんなも地球も、元気になるよ。
今日のごはんから、さっそく始めてみてね！

第6節 気候変動への適応

町域の50%を占める森林は、光合成によりCO₂を吸収する働きを持つとともに、水源涵養、土砂災害の防止、生物多様性の保全など、多くの公益的機能を有しています。森林整備と適正管理により、森林が持つ公益的機能を保全します。

また、地球温暖化に伴う夏季の気温上昇と熱中症リスクの増大に対応するため、住民の生命及び健康の保護を最優先し、実効性の高い熱中症対策を推進します。

施策の方向性	施策
緑の保全と暑さに強いまちづくり	(1) 吸収源対策の推進 (2) 熱中症対策の推進

町の取り組み

(1) 吸収源対策の推進

① 森林整備と適正管理

町が所有する森林を計画的に整備・更新し、荒廃した森林を再生することで、CO₂の吸収源等の森林が持つ公益的機能を維持・保全します。あわせて、個人や企業が所有する森林の適切な管理について技術・資金面でのサポートについて検討します。

また、自然観察や林業体験などの体験型環境学習やイベントの開催を通じ、住民に自然とふれあう機会を提供します。

② 市街地における緑化の推進

市街地の緑化は、地球温暖化対策だけでなく、日陰をつくり周囲の気温上昇を抑えることで、市街地のヒートアイランドの緩和にも貢献します。

当町の市街地の特性上、現状以上の公園や緑地の確保は難しい状況にあるため、既存の公園や道路などの植栽や花壇を適正に管理するとともに、河川沿いにある未利用地を緑化する等の有効利用を進めます。

あわせて、建築物の屋上・壁面緑化、民有地の緑化を推進するため、広報やホームページを通じ、緑化による室温低下効果や設置・維持管理方法などについて情報提供します。

(2) 熱中症対策の推進

① 熱中症に関する情報発信と啓発

熱中症特別警戒情報の発令時など、暑さ指数が危険な水準に達すると予測される際は、防災行政無線、安全・安心メール、公式LINEを活用し迅速に住民へ周知し、熱中症への注意喚起を図ります。あわせて、広報やホームページ等を通じて、水分補給やエアコン利用の重要性、暑さ指数(WBGT)に応じた予防行動について普及啓発を進めます。

② 身近に利用できる「クーリングシェルター」の整備

クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)は、熱中症から住民の命を守る避難場所として重要な役割を果たしています。公共施設だけでは十分に対応できない地域や時間帯を補い、住民が身近に利用できるよう、商業施設や店舗等と連携し、クーリングシェルターの拡充を進めます。

住民・事業者に期待される取り組み

(1) 吸収源対策の推進

- 自身が所有する森林の適正管理に努める。【住民・事業者】
- 地域の森林保全活動や体験型環境学習等に参加する。【住民・事業者】
- オフィスや商業施設の屋上や壁面に緑化を導入し、冷房負荷を軽減する。【事業者】
- ベランダや屋上にプランターを設置し、つる性植物で「緑のカーテン」を作る。【住民】

(2) 熱中症対策の推進

- 夏場には暑さ指数を確認・把握するとともに、無理なく適切に行動する。【住民】
- 暑さ指数が高い時間帯は屋外作業をさげ、休憩や水分補給を義務化する。【事業者】
- クーリングシェルターとして施設を提供する。【事業者】
- クーリングシェルターの場所を把握し、上手に活用する。【住民】

施策評価

指標項目	最新値	2030 年度	2035 年度
森林整備面積（累計）	26.9ha 【2024 年度】	62.0ha	92ha
クーリングシェルター設置数	7 箇所 【2025 年度】	9 箇所	11 箇所

施策によって見込まれる温室効果ガス削減効果

(単位：千 t-CO₂)

排出量項目	2013 年度	2024 年度	2030 年度	2035 年度
CO ₂ 吸収量による削減量	—	—	▲0.9 【▲0.1%】	▲0.9 【▲0.1%】

※【】内は削減率。削減率は、削減量を 2013 年度の全部門の排出量で除して算出しています。

コラム

あつ ま ねっちゅうしょうたいさく みくまろの暑さに負けない熱中症対策

なつ あつ からだ まも やくそく ●夏の暑さから体を守る「3つの約束」

かわ まえ みず の ★★ のどが渇く前に水を飲もう！★★

あそ むちゅう きゅうけい すいぶん
遊びに夢中になっても、こまめに休憩して、しっかり水分をとってね。

せんぷうき つか ★★ エアコンや扇風機を使おう！★★

あつ きげん へや すず す
暑さをガマンするのは危険だよ。お部屋を涼しくして過ごそう。

ぼうし ひかげ で ★★ 帽子と日陰でお出かけ！★★

がいしゅつ ぼうし ひかげ ある
外出するときは、帽子をかぶって、なるべく日陰を歩こう。



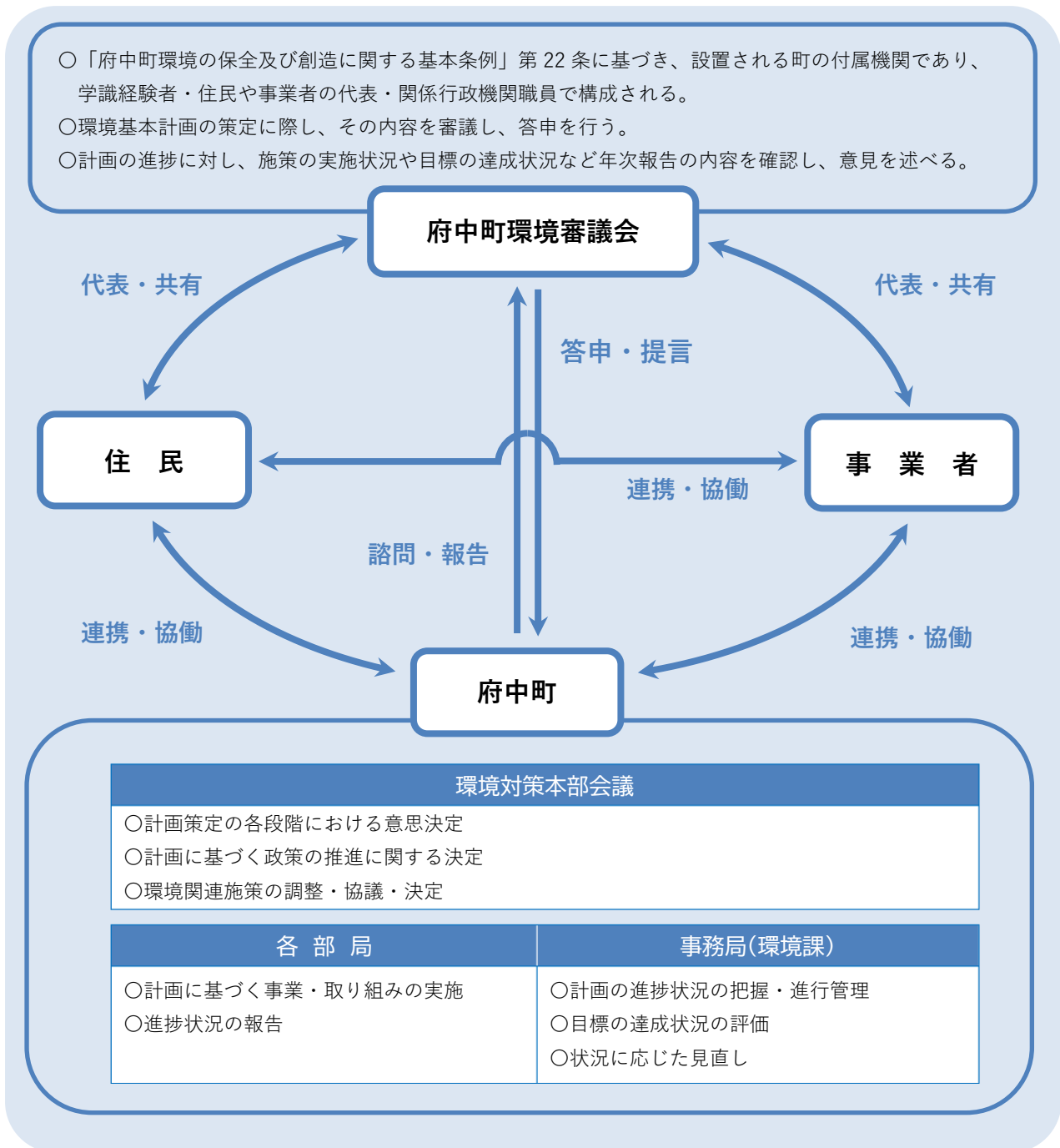
第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

将来像の実現に向けて、計画に基づく各施策・取り組みを住民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を認識し、連携・協働のもとに推進します。



第1章
基本的事項と背景

第2章
府中町の現状

第3章
CO2削減目標と将来像

第4章
目標達成に向けた施策

第5章
計画の推進

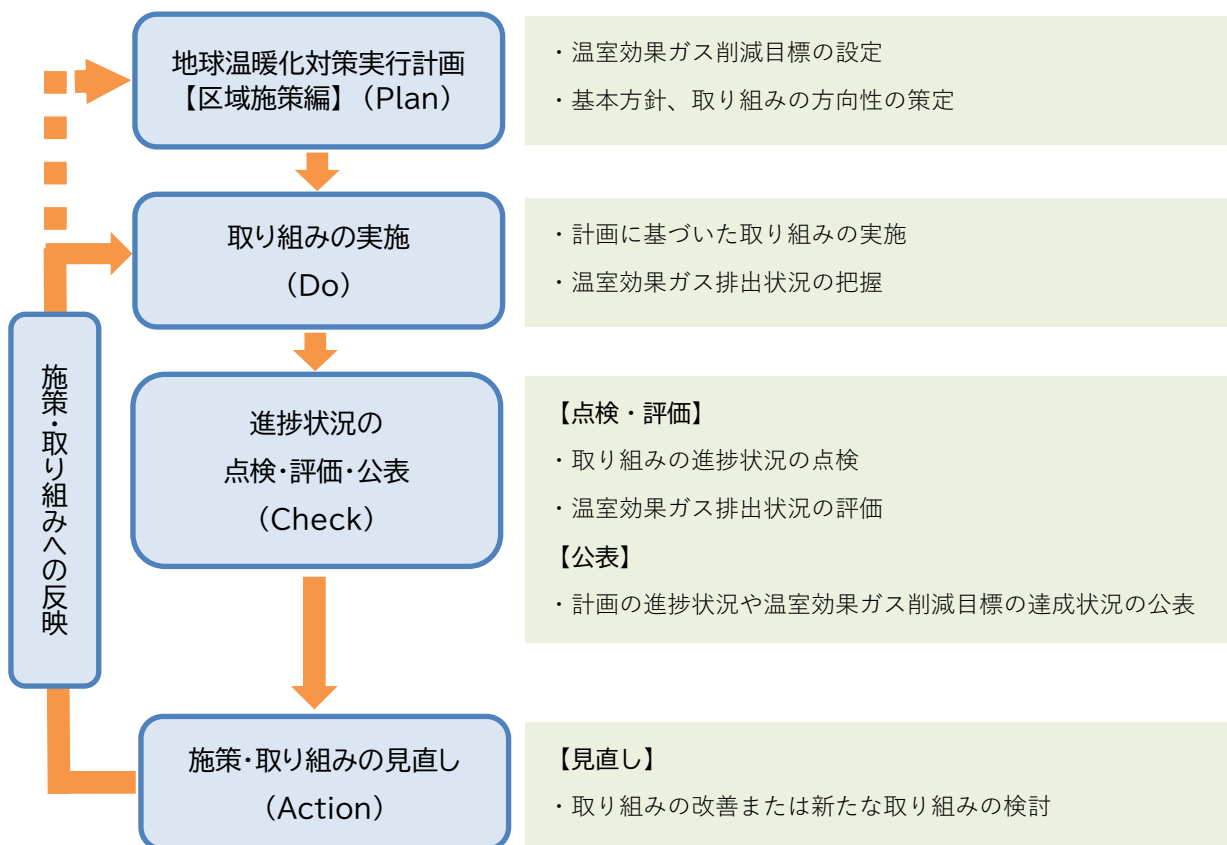
資料編
参考資料

第2節 計画の進行管理

本計画を実行性のあるものとするため、PDCA「計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)」による進捗管理を行います。

町は、毎年、施策や取り組みの実施状況や目標指標の達成状況について、点検・評価を行い、年次報告書を作成します。作成した年次報告書は、府中町環境審議会に報告の上、住民・事業者にも公表します。

年次報告書に対する府中町環境審議会からの提言や住民・事業者から寄せられた意見を踏まえ、必要に応じて施策や事業の見直しを行います。



計画の進捗状況及び温室効果ガス削減状況は、温対法第21条第16項に基づき、毎年、広報誌やホームページなどで公表するものとします。

資料編

参考資料

資料1 府中町環境の保全及び創造に関する基本条例

資料2 府中町環境審議会

資料3 計画策定の経過

資料4 アンケート調査の結果

資料5 パブリックコメント実施結果

資料6 用語の解説

資料1 府中町環境の保全及び創造に関する基本条例

わたしたちのまち府中町は、北東部に緑豊かな山々が広がり、水分峡から流れ出る水に恵まれ、四季折々にいろいろな顔を見せています。この身近な自然の恵みを受け、わたしたちは心豊かに、まちは発展してきました。

しかし、近年の物質的な充足を求める大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした急激な経済社会情勢の変化、都市化の進展、生活様式の変化は、自然環境を損ない、生活環境を悪化させ、地球環境にまで大きな影響を及ぼしています。

わたしたちには、健康で文化的な生活を営むために、健全で恵み豊かな環境を享受する権利があり、また、この環境を将来の世代へ引き継ぐ責任があります。

このため、わたしたちは、人類の生存基盤を支える環境が限りあるものであることを認識し、経済社会活動や自らの生活様式を見直すことにより生産、流通、消費、廃棄等の全段階を通じて資源やエネルギーの面でより一層の循環・効率化を進めるとともに、自然と調和した都市を形成するなど自然と人間との共生の確保に向け、たゆまぬ努力を重ねなければなりません。

ここに、わたしたちすべての人々の参加により、循環・共生のまち府中町を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、府中町（以下「町」という。）、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民が健康で文化的な生活を営むことのできる環境の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、良好な環境が人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の世代の町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全と創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

- 3 環境の保全と創造は、個性を生かしたまちづくりが促進されるよう、伝統文化及び歴史的遺産を保全し、その活用に努めるとともに、文化環境が良好に育成されるように努めなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに町民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、その自然的社会的条件に応じた環境の保全と創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、それに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町、事業者及び町民の協働)

第7条 町、事業者及び町民は、共通の目標に向かって相互に補完し、協力し合うという協働の下に、環境の保全と創造に努めなければならない。

(年次報告)

第8条 町長は、毎年、環境の状況及び環境の保全と創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

(施策の策定及び実施)

第9条 町は、次に掲げる環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 自然環境の保全に関すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいの確保及び良好な景観の形成に関すること。
- (4) 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及びリサイクルに関すること。
- (5) 資源及びエネルギーの有効利用に関すること。
- (6) 地球環境の保全に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関すること。

(環境基本計画の策定)

第10条 町長は、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全と創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び目標

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、府中町環境審議会の意見を聴くとともに、町民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「町民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 町は、町の環境の保全と創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮すべき指針の策定等)

第12条 町は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境の保全について適正に配慮するよう、その指針を策定する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、前項の環境に配慮すべき指針が策定された場合において、その事業活動を当該指針に適合させるように努めなければならない。

(規制の措置)

第13条 町は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共施設の整備等)

第14条 町は、環境の保全上の支障の防止に資する公共施設の整備その他の事業を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第15条 町は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び町民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理その他の事業に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第16条 町は、環境の保全と創造に関し、事業者及び町民が理解を深めるとともに活動の意欲が増進されるようにするため、環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の自発的な活動への支援)

第17条 町は、町民等が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全と創造に関する活動が促進されるように、技術的助言その他の支援の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 町は、第16条の環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の町民等の自発的な環境の保全と創造に関する活動を促進するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視、測定、調査等)

第19条 町は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 町は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全、地球環境の保全その他の環境の保全と創造に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、調査の実施及びその成果の普及に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体等との協力)

第20条 町は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、県及び他の地方公共団体その他関係する団体等と協力してその推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第21条 町は、町、事業者及び町民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するため、普及啓発等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 町は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、府中町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

3 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) その他環境の保全と創造に関する重要な事項に関すること。

4 審議会は、前項に定める事項について、町長に意見を述べることができる。

5 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 第2項及び前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 府中町環境審議会

① 府中町環境審議会委員

(順不同・敬称略)

役職	氏名	所属	備考
会長	三浦 浩之	学校法人修道学園 広島修道大学 国際コミュニティ学部	
委員	馬場田 真一	一般財団法人 広島県環境保健協会 地域活動支援センター 地域支援課	
委員	植月 真一郎	マツダ株式会社 コーポレート業務本部 総務部	
委員	平地 敦	イオンモール株式会社 イオンモール広島府中	
委員	山崎 裕美	広島県森林組合連合会	
委員	日下部 充昭	府中町公衆衛生推進協議会	令和7年10月31日まで
委員	中村 富士夫		令和7年11月6日から
委員	根木 文彦	府中町南部町内会連合会	
委員	山内 透	府中町北部町内会連合会	
委員	竹中 鉦一郎	府中町商工会	
委員	川本 君子	府中町婦人会	
委員	高山 厚子	府中町女性会	
委員	松下 美智子	府中町脱温暖化市民協議会	
委員	花田 能人	みくまりの森サポートクラブ	
委員	木下 和敬	広島県西部厚生環境事務所広島支所 衛生環境課	

② 府中町地球温暖化対策実行計画策定に関する諮問書

府環発第 2487 号
令和 7 年 10 月 30 日

府中町環境審議会
会長 三浦 浩之 様

府中町長 寺尾 光司



府中町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定について（諮問）

府中町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定するにあたり、府中町環境の保全及び創造に関する基本条例（平成12年条例第40号）第22条第3項第1号の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

【諮問事項】

- 1 府中町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について

以上

③ 府中町地球温暖化対策実行計画策定に関する答申書

第1章
基本的事項と背景第2章
府中町の現状第3章
CO2削減目標と将来像第4章
目標達成に向けた施策第5章
計画の推進資料編
参考資料

令和8年3月5日

府中町長 寺尾 光司 様

府中町環境審議会
会長 三浦 浩之

府中町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について【答申】

令和7年10月30日付け府環発第2487号で諮問がありました府中町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について、当審議会では、「府中町環境の保全及び創造に関する基本条例」第10条に基づき、慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申します。

記

府中町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定（案）について、当審議会において調査及び審議を重ねた結果、本案は適切であると判断します。

なお、計画の推進にあたっては、下記事項に留意されるよう申し添えます。

- 1 令和5年3月に町が宣言した「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向け、美しく恵み豊かな地球環境を次世代に継承するため、住民・事業者・行政の協働により、本計画に示す地球温暖化対策の取り組みを力強く推し進めていくとともに、取り組みの成果を把握・評価し、適宜、取り組みの見直しを行うこと。
- 2 政府の「2050年カーボンニュートラル宣言」をはじめとする地球温暖化対策に関する国内外の動向や技術革新、社会情勢の変化に鑑み、計画の見直し等の対応を柔軟かつ適切に行い、実効性の高い地球温暖化対策を継続的に推進すること。

資料3 計画策定の経過

日付	内容
2025年9月1日 ～2025年9月16日	住民・事業者・町内会アンケート調査
2025年10月30日	令和7年度 第1回 府中町環境審議会 ・府中町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について（諮問） ・府中町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定素案（第1章～第5章）について審議
2025年12月24日	令和7年度 第2回 府中町環境審議会 ・府中町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定全体素案について審議
2026年1月22日	令和7年度 第3回 府中町環境審議会（書面審議） ・府中町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定原案について審議 （賛成14・反対0）
2026年1月23日	令和7年度 第2回 府中町環境対策本部会議 ・府中町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定案について審議
2026年1月30日	府中町議会 厚生委員会 ・府中町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定案について報告
2026年2月1日 ～2026年2月20日	パブリックコメントの実施 （広報ふちゅう2月号および町ホームページにて周知）
2026年3月5日	令和7年度 第4回 府中町環境審議会 ・パブリックコメントの結果について ・府中町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について（答申）

資料4 アンケート調査の結果

① 調査概要

	住 民	事 業 者
調査対象	15歳以上の住民（3,000名無作為抽出）	町内の企業・事業所（350社）
調査期間	2025年9月1日～2025年9月16日	
調査方法	郵送によるアンケートの配布、WEBによる回答または郵送回収	
回収状況	1,061件（35.4%）	123件（35.1%）

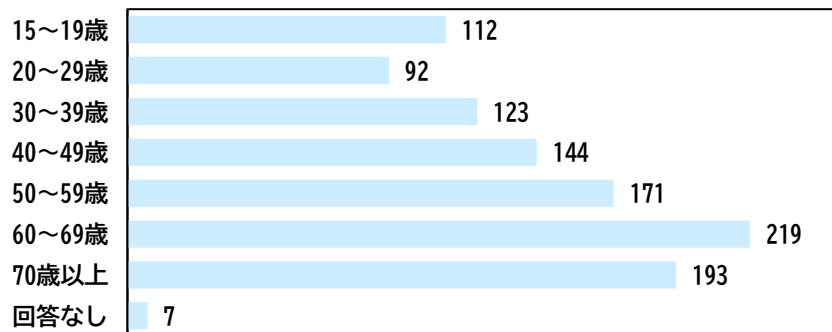
② 調査結果

当アンケート結果のうち当計画に関係する項目を抜粋して掲載します。

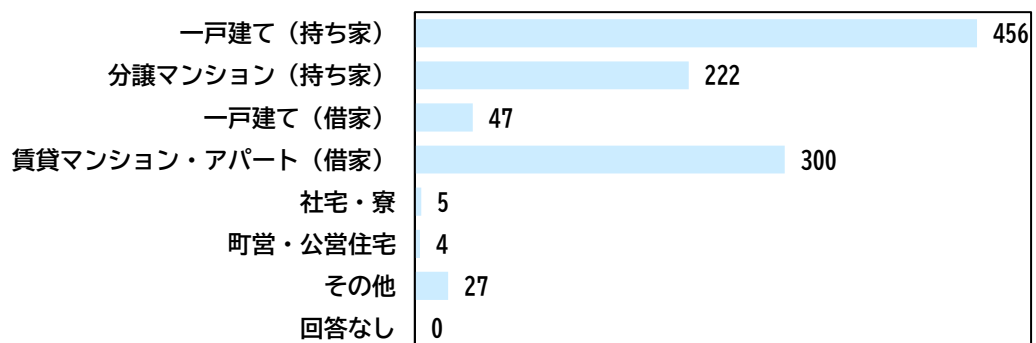
(1) 町民アンケート

●あなたのことについて

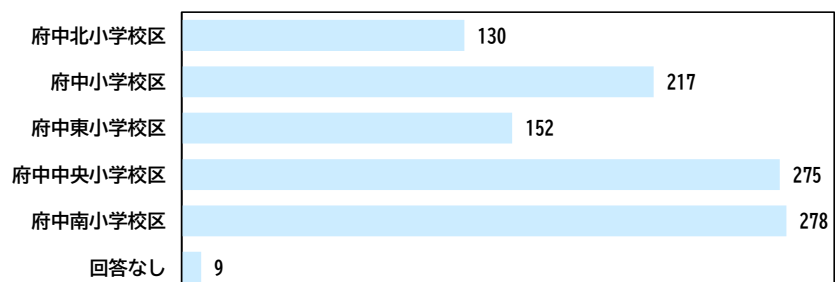
問 あなたの年齢をお聞かせください。（単一回答）



問 あなたが現在お住まいの住居形態をお聞かせください。（単一回答）

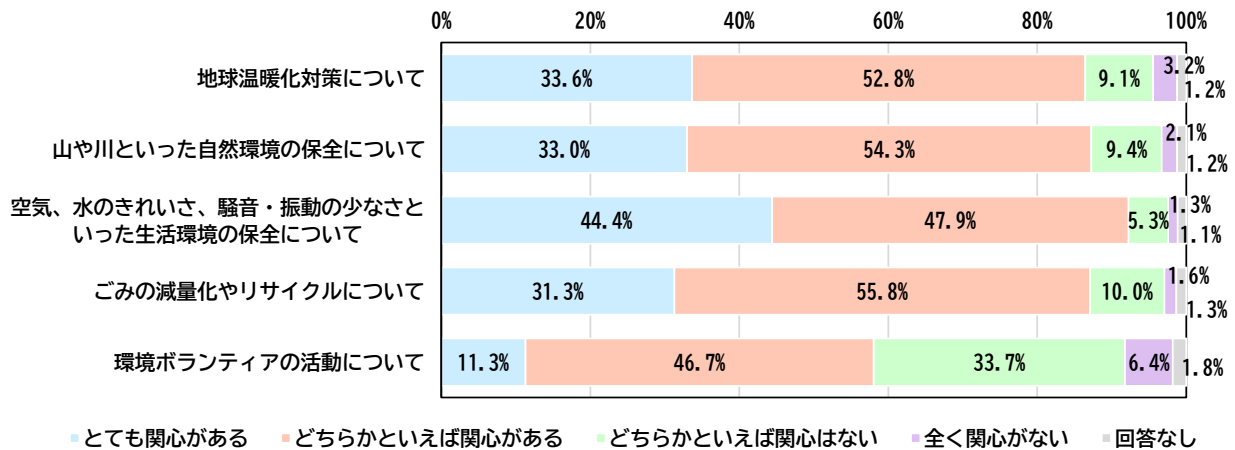


問 あなたが現在のお住まいの地域をお聞かせください。（単一回答）

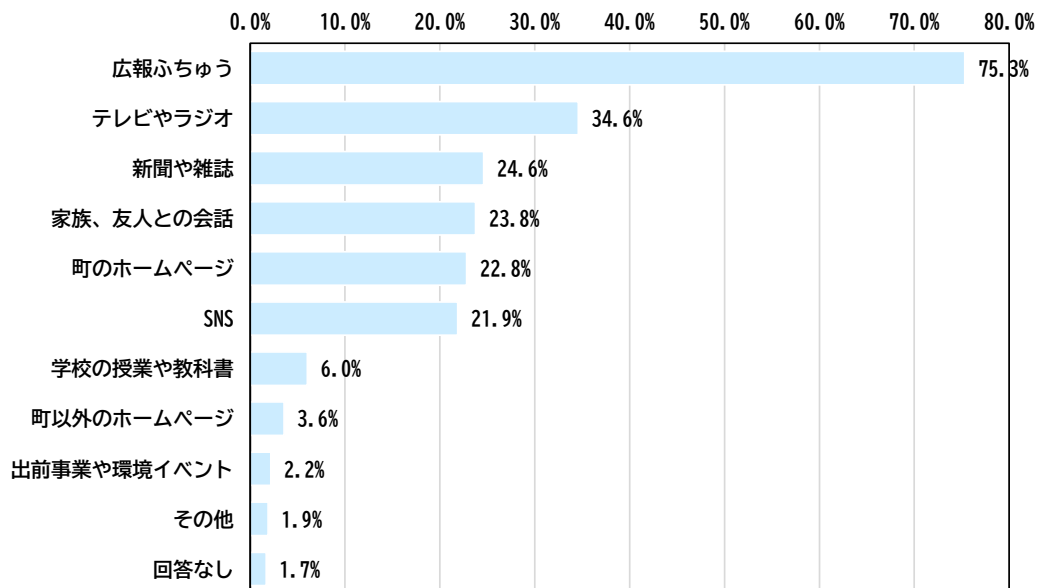


●町内の環境について

問 あなたは次の事項についてどの程度関心がありますか。(単一回答)

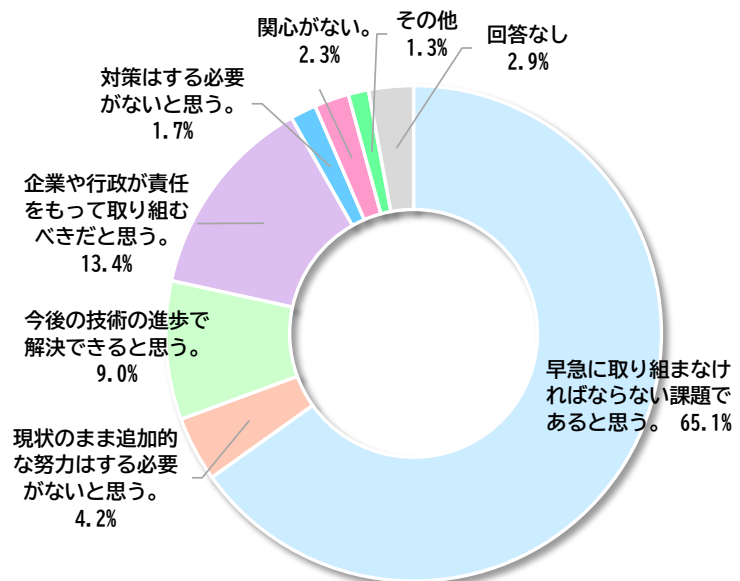


問 あなたは環境の情報について、どのような手段で得ますか。(複数回答)

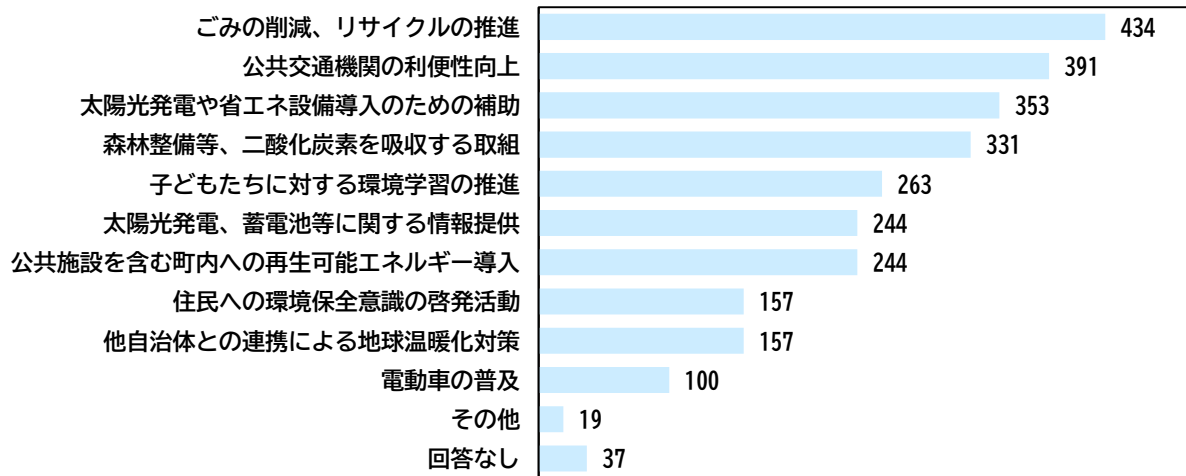


●地球温暖化対策について

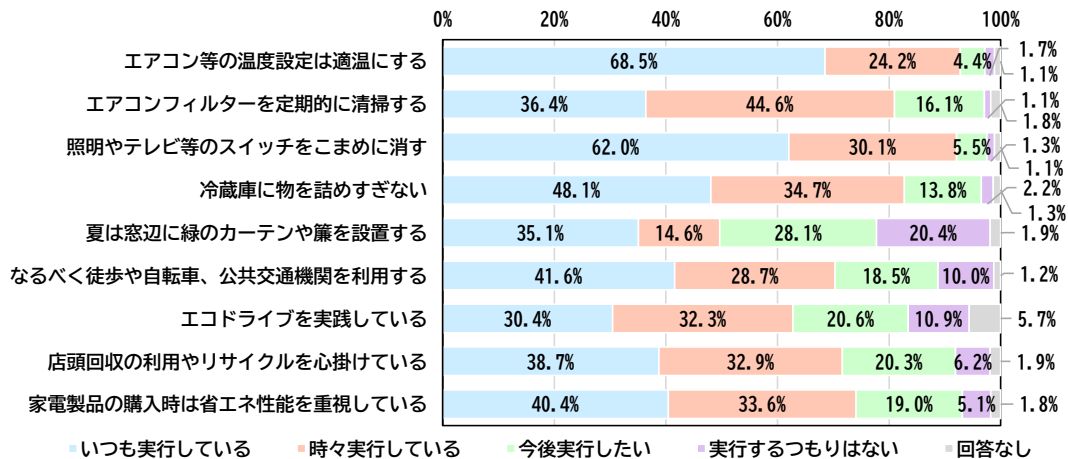
問 地球温暖化対策についてあなたのお考えをお聞かせください。(単一回答)



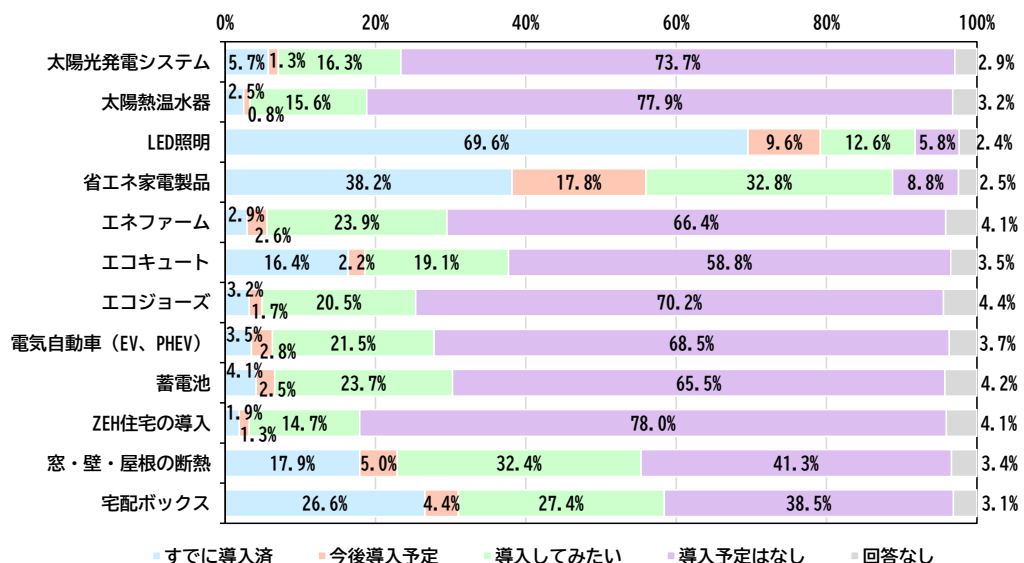
問 地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するため、町に行ってほしい取組は何ですか。（複数回答）



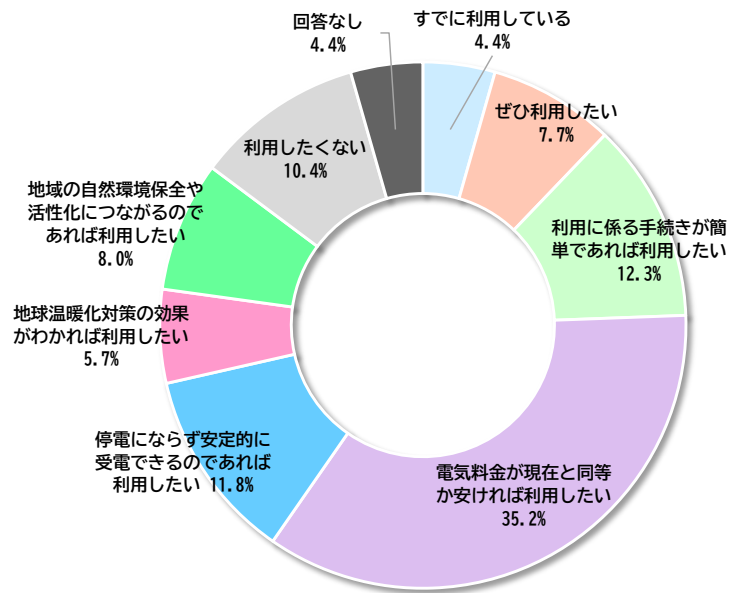
問 省エネへの取り組みについて、あなたの取組状況をお答えください。（各設問項目で単一回答）



問 お住まいへの再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入状況についてお聞かせください。（各設問項目で単一回答）



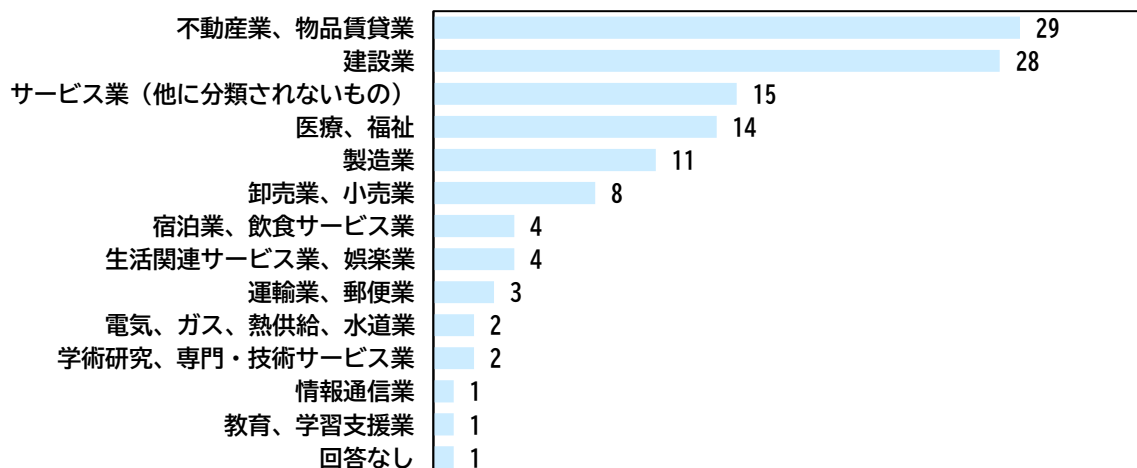
問 現在、多くの小売電気事業者が再生可能エネルギーによって創出された電力を供給する「再エネ電気プラン」を販売しています。このような電力プランを利用したいと思いますか。
(単一回答)



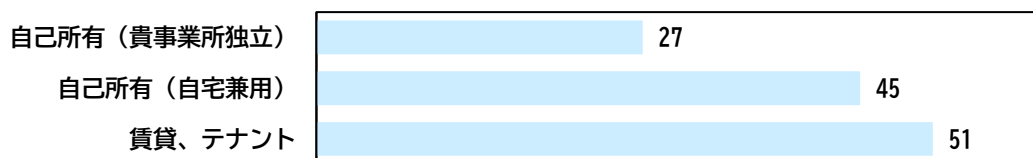
(2)事業者アンケート

●貴事業所について

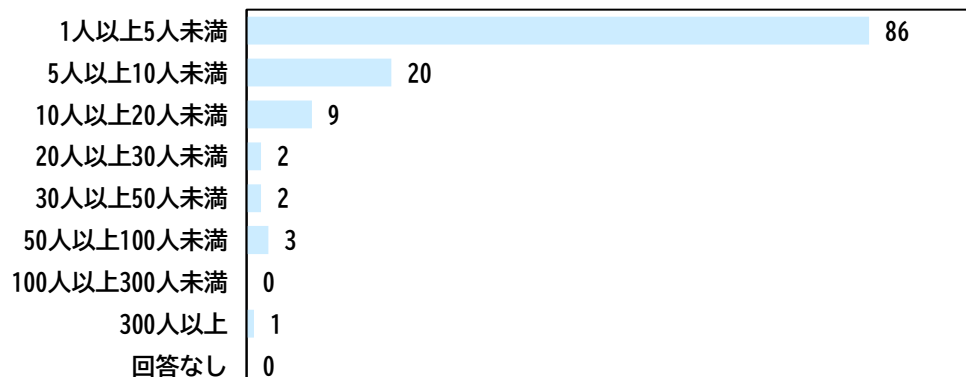
問 貴事業所の業種をお聞かせください。(単一回答)



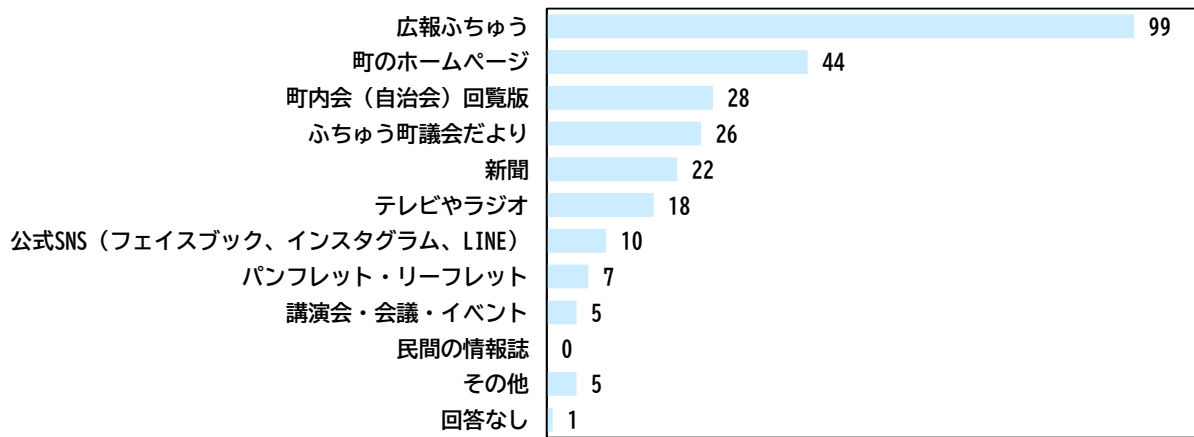
問 貴事業所建物の所有形態をお聞かせください。(単一回答)



問 貴事業所の従業員数をお聞かせください。(単一回答)

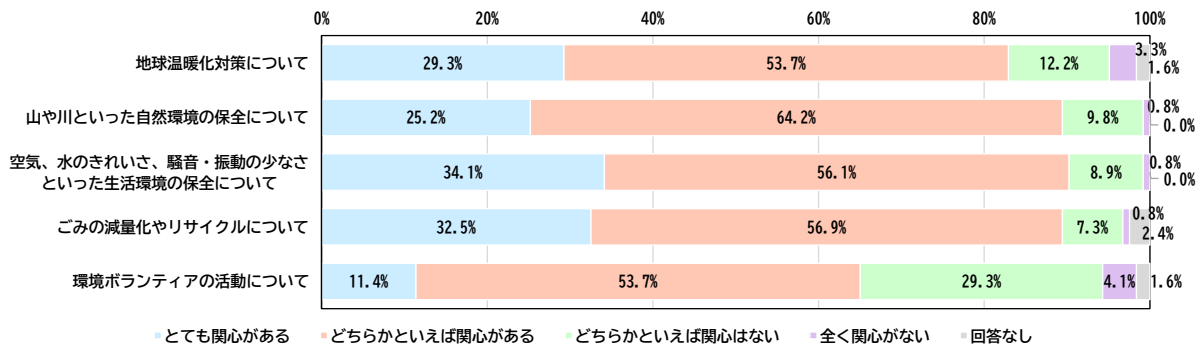


問 府中町の町政に関する情報を主にどこから得ていますか。(複数回答)



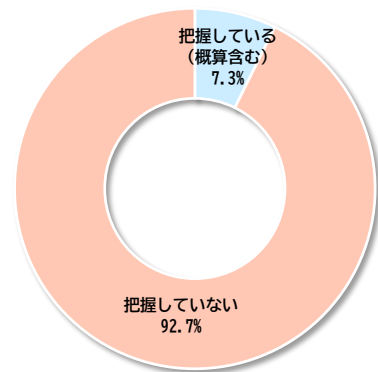
●町内の環境について

問 貴事業所は次の事項についてどの程度関心がありますか。(各設問項目で単一回答)

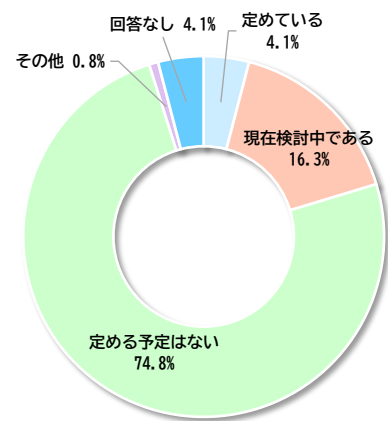


●地球温暖化対策について

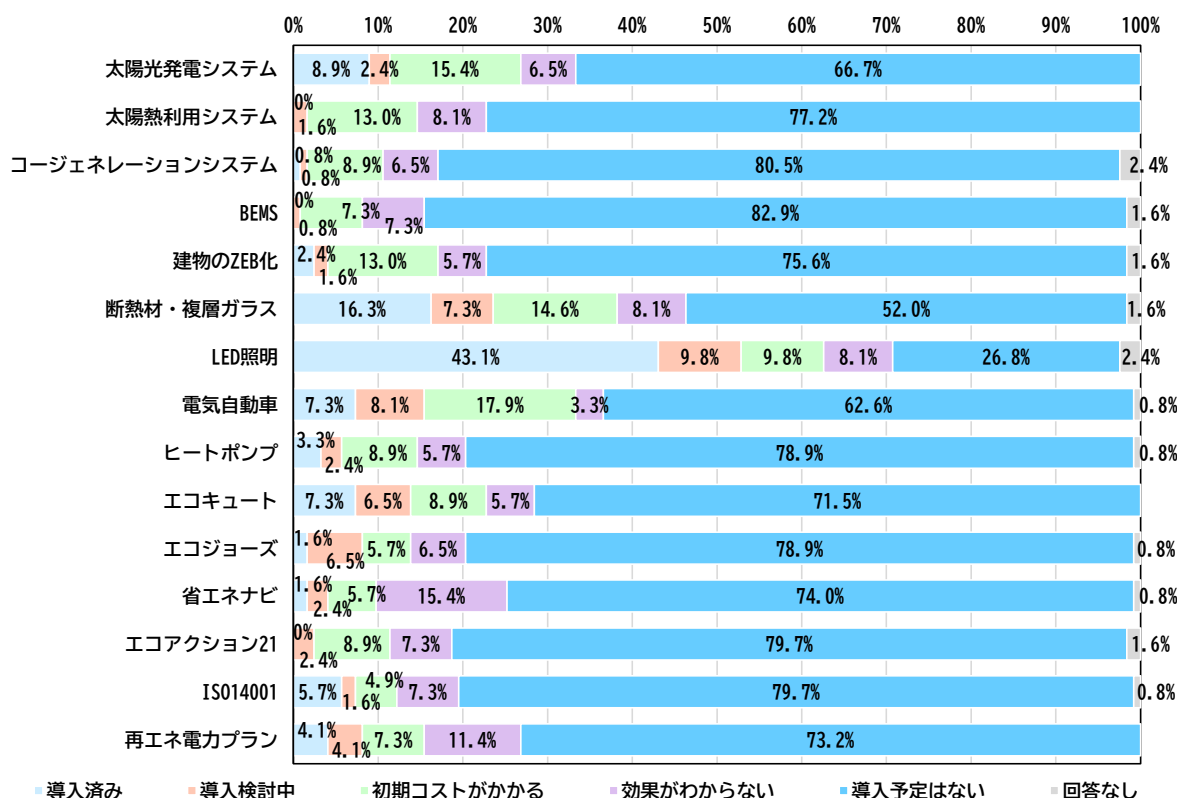
問 貴事業所では、自社の事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握をしていますか。(単一回答)



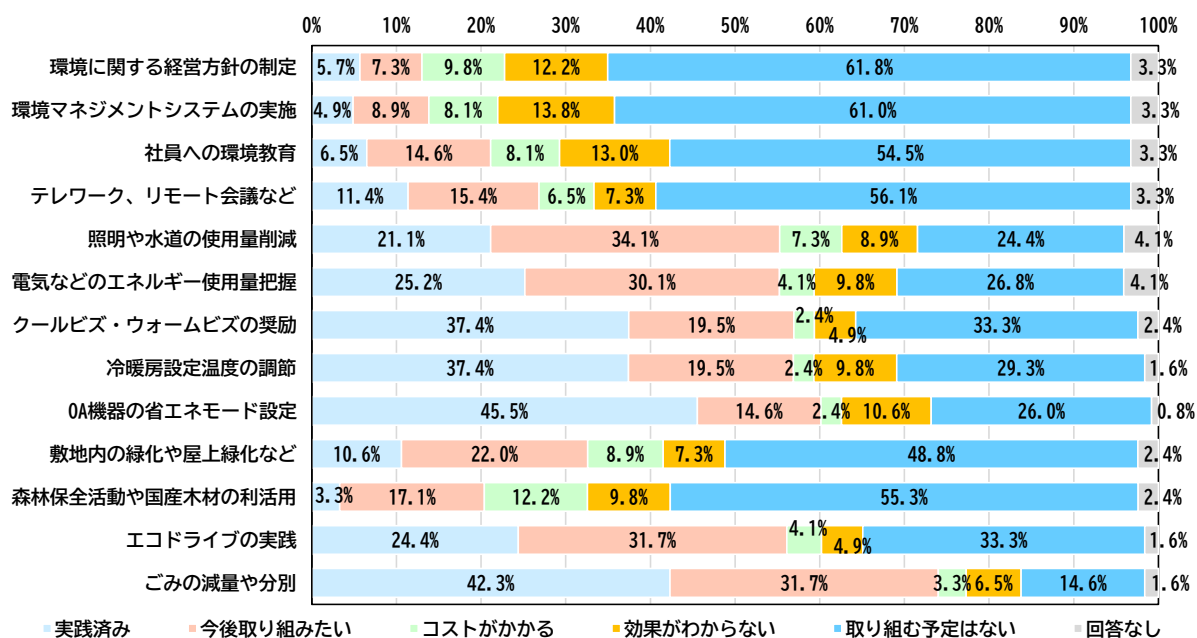
問 貴事業所では、温室効果ガス排出量の削減に向けて、削減目標や方針を定めていますか。(単一回答)



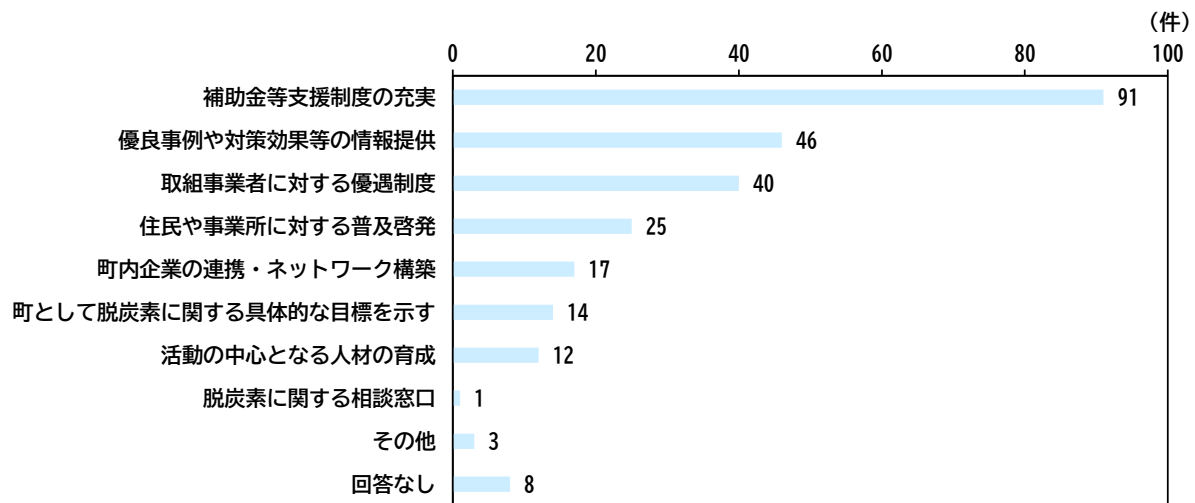
問 省エネルギー及び再生可能エネルギーに係る設備、システム等を導入していますか。
(各設問項目で単一回答)



問 貴事業所で実施している、あるいは今度実施する予定の環境に配慮した取組はありますか。(各設問項目で単一回答)



問 貴事業所が地球温暖化対策やサステナビリティ経営を進めるうえで、町に行ってほしい取組は何ですか。（複数回答（最大3つまで））



資料5 パブリックコメント実施結果

① 実施方法

(1) 募集期間

令和8年2月1日（日）から令和8年2月20日（金）まで 20日間

(2) 募集方法

- ・ 広報ふちゅう2月号および府中町ホームページに意見等の募集記事を掲載
- ・ 府中町ホームページ・府中町役場2階ロビー・南交流センター・環境課窓口において計画（案）を縦覧

② 募集結果

(1) 意見等の提出者

1人

(2) 意見等の件数

7件

(3) ホームページの閲覧数

168件

③ 意見等に対する対応方針の一覧

対応区分	対応方針	件数
A	計画を加筆・修正するもの	1
B	既に計画に記載されているもの	1
C	事業実施にあたって考慮すべき事項として検討または参考とするもの	3
D	意見を反映することが困難なもの	0
E	その他（状況説明）	2
合 計		7

④ 提出された意見に対する町の考え方

ページ	ご意見の概要	ご意見に対する町の考え方	対応区分
12	【リサイクルについての情報発信】 現段階でリサイクルできるものやリサイクルの方法についての情報発信をしてほしい。	P48の「(1) プラスチックのリサイクル推進」における取り組みとして、ご意見いただいた情報発信について検討します。	C
22	【エネルギーの地産地消の考え】 エネルギーの地産地消は、ハードルが高いと感じている。	本計画にあるとおり、町内のエネルギーの多くは区域外から調達しており、エネルギーの地産地消は難しい課題と認識しています。本計画で位置付けた施策を着実に推進し、可能な範囲で地産地消に向けた取り組みを進めていきます。	E
27	【ごみの削減・リサイクルの向上】 住民のリサイクルに対する意識は高いと感じている。リユース市の定期的な開催や府中町内でのフードバンクの設置ができないか？	フードバンクの設置については、P49の(2)において「フードバンクやフードシェアリング等の実施について検討」することとしています。 リユース市の定期開催については、『ごみ処理基本計画』において「リユース市・リサイクル市の開催」をすることとしております。	B
42	【情報共有の充実】 脱炭素アイデアを募集、紹介するなど、参加対話型の情報を共有する仕組みを整えると記載があるが、町内での譲り合い情報に特化した情報発信をすれば、ごみの削減やコミュニティの活性化にもつながるのではないかと？	P42(1)③において、「住民が実践する脱炭素アイデアを募集・紹介するなど、参加・対話型の情報を共有する仕組みを整える」こととしております。いただいたご意見を踏まえ、譲り合いに関する情報を含めた情報共有の仕組みについて検討し、推進していきます。	C

ページ	ご意見の概要	ご意見に対する町の考え方	対応区分
45	<p>【シェアサイクルの利用促進】 シェアサイクルの存在は知っているが、利用方法が分からないので使用しない方も多いと思う。シェアサイクルの利用方法についての説明会などを開催してはどうか。また、向洋駅付近にサイクルポートを設置すれば、利用者が増えるのではないか？</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、P45 (1) ②に「利用方法の周知」についての取り組みを追加しました。</p> <p>また、向洋駅付近へのサイクルポートの設置については、「サイクルポートの増設」に向けた取り組みの一環として、シェアサイクル運営事業者への働きかけを行い、利用促進を図ります。</p>	A
49	<p>【フードバンクやフードシェアリングの促進】 南交流センターのキッチンでフードロスの食材を利用した食事会などの実施はできないか？</p>	<p>P49 の (2) において「フードバンクやフードシェアリング等の実施について検討」することとしています。いただいた意見を踏まえ、フードロス食材の活用方法の一つとして、町施設を活用した取り組みの可能性についても検討し、今後の取り組みに反映していきます。</p>	C
52	<p>【クーリングシェルターの確認】 クーリングシェルターが7カ所設置されていることなので確認してみる。</p>	<p>現在は、府中北交流センター・イオンモール広島府中・府中町役場・府中公民館・福寿館・マイルローラ南交流センター・府中南公民館の7カ所となっています。開放エリアなど各施設の詳細は府中町ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>該当ページ：指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定</p>	E

資料6 用語の解説

あ行

●暑さ指数 (WBGT)

「Wet Bulb Globe Temperature」の略。気温、湿度、日差しなどの影響を総合的に評価し、熱中症の危険度を示す指標のこと。

●ウォーカブル

「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語。「歩きやすい」、「歩きたくなる」という意味で使用される。

●ウォームビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な暖房に頼ることなく、20°C程度の室温でも重ね着やひざ掛けの利用等により冬を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●うちエコ診断

効果的に二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していくために、地球温暖化や省エネ家電等に関する幅広い知識を持った診断士が、各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを行うこと。

●エコアクション21

環境省が策定した環境マネジメントシステム(EMS)のガイドラインに基づき、組織や事業者等が環境への取組を計画的かつ継続的に実施するための仕組みのこと。取組内容や成果を「環境活動レポート」として公表し、認証・登録を受けることで環境負荷の低減を図る制度。

温室効果ガスや大気汚染の原因物質の排出を減らすために環境に配慮した運転を行うこと。穏やかにアクセルを踏んで発進する、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングをしない、燃費の向上を意識した運転等が挙げられる。

●エネファーム (燃料電池)

家庭用燃料電池。ガスから取り出した水素と空気中の酸素により電気をつくり、その際に発生する熱も給湯に利用することでエネルギーの有効利用を図るもの。

か行

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

●キャリア教育

一人一人が将来の生き方や働き方を考え、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身につけるための教育のこと。

●環境家計簿

家庭の電気やガス等の使用量を記録し、生活に伴う環境負荷や二酸化炭素排出量を把握するための取り組みのこと。

●環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。

●環境配慮型電力入札

電力調達において、価格に加え再生可能エネルギーの活用や環境負荷低減への取組を評価項目とする入札方式のこと。

●クーリングシェルター

(指定暑熱避難施設)

熱中症特別警戒アラートが発表された際に、地域住民が涼しく安全に過ごせるよう、自治体が指定した冷房設備を備えた施設のこと。4月第4水曜日から10月第4水曜日までのアラート運用期間において開放される。

●クールビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房に頼ることなく、室温は28℃を目安に管理し、執務中の軽装などの工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●グリーンボンド

環境改善や気候変動対策に資する事業に限定して資金を充当することを目的に発行される債券のこと。

●グリーン購入方針

環境負荷の少ない製品やサービスを優先的に選択・調達するための基本的な考え方のこと。

●グリーン電力証書

再生可能エネルギー由来の電力が持つ環境価値を証書として取引可能とした仕組みのこと。

●現状すう勢 (BAU)

「Business As Usual」の略。削減対策を行わない場合の将来の温室効果ガス排出量を、現状の排出量と人口や製造品出荷額などの将来予測を基に算定する方法のこと。

●コージェネレーションシステム

天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。

●コミュニティバス

行政が中心となって、既存の路線バスでは十分にカバーできない地域に走らせるバスのこと。

さ行

●再生可能エネルギー

石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギーのこと。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等がある。

●シェアサイクル

一定のエリア内に複数配置された自転車の貸出・返却拠点(シェアサイクルポート)において、自転車を自由に貸出・返却できる交通手段のこと。

●次世代自動車

「ハイブリッド」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」の4種類を指しており、環境に考慮し、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車のこと。

●自治体排出量カルテ

環境省が作成した全国の自治体の二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況等をまとめたデータのこと。

●省エネルギー

石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源を有効に活用し、エネルギー使用に伴う環境負荷を低減するため、エネルギーを効率よく使うこと。

●スマートムーブ

通勤や通学、買い物や旅行等日々の暮らしの中での移動について、地球温暖化の原因の一つとされる二酸化炭素の排出量の少ない方法を選択することで、「移動」を「エコ」にするライフスタイルのこと。

●スマートモビリティ

ICTやデータを活用し、移動の効率化や利便性向上、環境負荷の低減等を図る次世代型の交通・移動サービスのこと。

●ゼロカーボンシティ

2050年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長が公表した地方自治体のこと。

た行

●脱炭素経営

気候変動対策(脱炭素)の視点を織り込んだ企業経営のこと。

●脱炭素モビリティ

電動車両の導入や再生可能エネルギーの活用等により、移動に伴う二酸化炭素排出量の削減を図る交通手段や取組のこと。

●地中熱

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。大気と地中の温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことが可能となる。

●地熱発電

地中深くから取り出した高温蒸気や熱水を利用した発電方法のこと。

●電力排出係数

電気事業者が電力を発電するために排出した二酸化炭素の量を推し測る指標。排出量が少ないほど排出係数は低くなる。

は行

●バイオマス熱

木材や植物残さ等のバイオマス(再生可能な生物資源)を燃料として得られる熱を、暖房や給湯などに利用すること。

●バイオマス発電

バイオマス(再生可能な生物資源)を原料として発電を行う技術のこと。

●ヒートアイランド現象

緑地が減ったり、アスファルト等に覆われた地面が増えたりすることで、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。

●フードバンク

まだ食べられるにもかかわらず廃棄される食品を無償で受け入れ、福祉施設や生活困窮者等に提供する取組のこと。

●フードシェアリング

余剰となった食品を必要とする人や団体と分け合い、食品ロスの削減を図る仕組みや取組のこと。

ま行

●マテリアルリサイクル

使用済みの製品や廃棄物を物理的に処理して、元の材料と同じ性質を持つ原料として再利用すること。

●木質バイオマス

間伐材や製材端材など、木質由来の再生可能なバイオマス資源のこと。

数字・アルファベット

●BEMS（ベムス）

「Building Energy Management System（ビルエネルギーマネジメントシステム）」の略。建物の使用エネルギーや室内環境を把握し、省エネルギーに役立てる管理システムのこと。

●EV（イーブイ）

「Electric Vehicle（電気自動車）」の略。自宅や充電スタンド等で車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する自動車。エンジンを使用しないため、走行中に二酸化炭素を排出しない。

●FCV（エフシーブイ）

「Fuel Cell Vehicle（燃料電池車）」の略。水素を燃料とし、走行時に二酸化炭素を排出しない自動車。

●HV（エイチブイ）

「Hybrid Vehicle（ハイブリッド車）」の略。エンジンと電動モーターを併用し、燃費性能の向上や二酸化炭素排出量の削減を図る自動車。

●PHEV（ピーエイチイーブイ）

「Plug-in Hybrid Electric Vehicle（プラグインハイブリッド自動車）」の略。エンジンとモーターの2つの動力を搭載しており、モーター走行時は二酸化炭素を排出しない自動車。

●REPOS（リーポス、再生可能エネルギー情報提供システム）

わが国の再生可能エネルギーの導入促進を支援するため、環境省が2020年に開設した情報提供ポータルサイトのこと。

●ZEB（ゼブ）

「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略。室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

●ZEB Ready

建築物の省エネルギー性能を高め、基準一次エネルギー消費量から50%以上削減した状態を実現した建築物の区分のこと。

●ZEH（ゼッチ）

「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略。快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下となる住宅のこと。



(c) 2025 ensou

水分峡森林公園 PR キャラクター「みくまろ」

発行／令和 8 年 3 月
発行者／広島県安芸郡 府中町
問合せ先／府中町 町民生活部 環境課
〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号
TEL：082-286-3244 FAX：082-284-7111
E-Mail：kankyoka@town.fuchu.hiroshima.jp
イラスト協力／円相

本計画は、（一社）地域循環共生社会連携協会から交付された環境省 補助事業 である令和 6 年度（補正予算） 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）により作成されました。